

東京立正女子短期大学紀要

第 23 号

目 次

- 今こそ、建学の精神を……………藤 井 教 正 (1)
- 資料紹介「富士法会開山画行藤仏訥御一生記」……………紙 谷 威 廣 (5)
- フレーム問題と世界
——人工知能・哲学・ハイデガー……………芦 田 宏 直 (41)
- 雇用における男女平等の道程
——男女雇用機会均等法制定10年を契機に……………福 岡 英 明 (85)
- 「やはり」の分析 その1
——関連性理論の視点から……………小 泉 ゆう子 (104)
- “Cram”についての統語分析……………奥 坊 光 子 (118)
- 日英語の文字と音声の関係に関する比較研究
——入門期の学習指導改善のために……………中 岡 典 子 (150)
- 高島平三郎の心理学研究 (1)
——明治後期における日本心理学の概観……………飯 田 宮 子 (188)
- 《研究報告》……………(62)
- 《編集後記》……………(60)

1 9 9 6

東京立正女子短期大学

今こそ、建学の精神を

藤井教正

本日は日蓮上人のご命日です。歴史をさかのぼること七十二年、鎌倉時代の末期に近い一二八二年・弘安五年、今日の東京都大田区池上でなくなりました。一二二二年・承久四年、千葉県の小湊でお生まれになってから丁度六十年のご生涯であったわけです。

国を安んじて正義をたてるという理想を掲げて、波乱万丈のご生涯を生き抜かれた上人の命日にあたり、その理想を建学の精神とするわが堀之内学園の学生、生徒そして教職員こそって一堂に会し、日蓮宗の開祖であったばかりか、偉大な思想家でもあった日蓮上人のご遺徳を偲び、本学教育の精神を再認識し日々の活動のよりどころとすることこそ、宗祖の遺徳に報ゆる道であると確信します。

宗教の属性として必然的に要求される無理な精神主義をしりぞけ、感覚の自然を重視した宗祖は、環境の矛盾を心境の自由に訴えて克服するのではなく、環境に即して環境の矛盾を止揚する外部志向の立場から、常に環境の心境に對する比重を力説して己みませんでした。「人の心は時に随いて移り、物の性は境によつて改まる。河南の橋の淮北に移ればカラタチとなる。心なき草木すら所による。まして心あらんもの何ぞ所によらざらん。」という表現は、「恒産なければ因りて恒心なし」といった孟子の思想を想起させます。肉体が世間の牢獄につながれているとき、ただ精神だけを謳歌するのは色心不二、依正不二、そして内外不二を教格とする法華經の原理からみて、いかにも不自然といわねばなりません。世法の権力との対決を回避して主観的な心境の世界に無難な亡命を企てた法然や親鸞、そして道元と、宗祖日蓮上人の大きな相違がそこにあることを明記すべきであります。

精神的な心の安堵を社会環境の変革から遊離して考えることを拒んでおられた宗祖の眼は、環境としての社会の悪にこそがれていたのは蓋し当然の帰結でありました。このことこそ立正安国の発想のみなもととなつたわけであります。立正とは法華經という正しい法を建立することを意味しますが、一般的に云うならば倫理的に正義が行われる社会環境の理想を指すので、立正安国は社会の平和の確立のために、それを疎外している様々な邪悪不正を否定することなしに社会正義の実現はおぼつかないこと、不正をたゞすことなしに正義はありえないから不正を否定する精神と行動を通じて立正安国は現実のものとなること、即ち与えられた価値の否定的肯定が肉体化され社会化されてゆくなかでの行動が要請され、更により高い価値の実現を目指す努力を使命として意識させるのが立正安国の理想と云うべきでしょう。法華經に示す「我滅度の後、後の五百才の中において閻浮提に広宣流布して断絶せしむることなけん。」とは正に使命仏教の楨杆と云うべきでしょう。

民族の限界をこえ、世界宗教として全人類の共有財産となった仏教は、キリスト教と同じく、国家や民族などの特殊な条件によって制約されない普遍的な原理をもっています。法華経に「三界は皆是れ我が有なり、其の中の衆生は悉くこれ吾が子なり。」とあるように、仏教が救済の対象としているのは世界であつて国家ではなく、又人類であつて、種族や民族ではありません。法華経の行者宗祖の価値観はここに根柢がおかれていたのです。

我が国では歴史のことを鏡といい、中国では春秋と称してきました。およそ古典の古本と異なる点は古典と現代との対話が可能であるばかりでなく、古典がよく未来への指針となりうることであります。単に懐古せんさくの対象にすぎないような古典は骨董品としての古本であつて古典ではありません。宗祖の遺文集などいくら高く積み上げても環境社会の邪悪に対する否定変革の具体的指針は示される訳がなく、結局イデーを見る私達の眼で宗祖の言葉から現代社会の琴線に触れる心を見抜くこと、それが現代を解釈する遺文の読み方として重要な意味をもつこととなります。さてこうした真理への勇氣と意志を日蓮上人の遺産から継承することは、権力悪や社会悪との戦いなしに獲得できない平和と民主主義を守り抜こうとする現代の私達にとって、大きな励ましであり慰めともなると確信します。

宗祖曰く、

「日蓮は去る建長五年四月二十八日より今年弘安三年十二月に至るまで二十八年が間亦他事なし。只妙法蓮華経の七字五字を日本国の一切衆生の口にいれんと勸むばかりなり。これ即ち母の赤子の口に乳をいれんと勸むに慈悲たり。鳥と虫とは鳴けどもなみだをちらず。日蓮はなかねども涙ひまなし。天晴れぬれば地明かなり。法華を知る者は世法を得べきか。一念三千を識らざる者には仏大慈悲を起して妙法五字の内にこの珠をつつみ、末代幼稚の頸に懸けさしめ給う」と。

第七百十二回目のご命日に当り、上人のこの教誡をわが身の血とし肉として毎日々々を真摯に生き抜くこと、つまり善因善果悪因悪果という仏教の大原則が十二分に機能する社会づくりに精進することを誓いあおうではありませんか。

(一九九四年十月十三日第七百十二遠忌御会式嘆徳文を収録)

資料紹介

『富士法会開山画行藤仏佑御一生記』

紙谷 威廣

A. 資料解説

I. 資料の概要

この資料は、富士講と呼ばれる江戸時代の民衆宗教の集団の教祖である、藤原角行（画行などとも称する）の伝記である。富士講とは、霊峰としての富士山への登拝行を目的とし、在俗の先達を中心として結成された講組織である。関東地方をはじめとして、各地に富士山を模倣した塚などを築き、活発な宗教活動を行い、明治以降は扶桑教その他の教派神道に姿を変えて展開、残存してきた。

ところで、江戸時代後期の富士講の系列の中で隆盛を極めたのは身祿派である。食行身祿という即身成仏を果たした指導者の事跡をしたって、この系列の富士講は隆盛を極めた。その布教方法の一つとして、身祿の富士山での入定に際して、その弟子が身祿の言動を書き残した「三十一日の巻」などの書物を著して、人々の信仰を集めた。その結果、この時期に先立って繁栄した、村上光清を中心とする講の集団は衰退のやむなきに至ったという。そこでこのよ

うな衰退過程にあつた光清派の巻き返し的手段として、考案されたのが、教祖藤原角行の伝記の作成であつたとされる。それまでは、角行の伝記は伝承の域を出てはいなかつたらしく、「角行伝」以前は何らの正確な資料も残されていない。

II. 資料の入手過程

この資料は山梨県南都留郡西桂町における民俗調査のさいに、その存在を同町文化財審議委員から教示されたものである。文化財審議委員武藤晴美氏はこの資料を同町倉見地区の蜂巢賀正和家で発見して、コピーを作成した。同氏から筆者に示されたのはその複写であつた。

筆者はこの資料がこれまでのところ発表されることがないと判断したので、原本を確認したいと考え、蜂巢賀家に原本の閲覧を依頼した。しかし、同家ではすでにこの資料の原本を散佚しており、筆者は原本を確認することは出来なかつた。したがつて、残念なことであるが、現在でも閲覧できるのはこの複写となつた資料だけである。ただし、この資料は同家に返されたはずであり、いずれは所在が確認できるものと思われる。

ところで、この資料の存在を知るきっかけとなつたのは、筆者が同町の民俗調査を依頼され、特に同町の西にある三ツ峠山の信仰についての調査を開始したことからである。この三ツ峠を霊場として開いた空胎上人に関する資料さがしている過程で、この資料についての教示があつて、同町の教育委員会に所蔵してあつた複写を閲覧したのである。

後述するが、これに類する角行伝（富士法会開山画行藤仏御一生記とその類書を以下「角行伝」と呼ぶ）は、富士山麓の各所に散見されるようで、文化財審議委員の同氏もこの資料をさして重視してはいなかったようである。しかし、筆者にとつては富士講関係の文書については実見する機会もなく、また一部には未発表と思われる部分を含んだ異本であつたところから、注意をひかれるところとなつたものである。今回、この角行伝を紹介するのは、この資料の持つ意義について明らかにしておきたいからである。

同町の教育委員会では、『三ツ峠の信仰と民俗』という報告書を発表する準備を進めており、この角行伝も掲載される予定であるが、同教育委員会の許可を得て、二重に発表することにした。筆者は、この資料を通じて、富士講行者の世界観を明らかにしたいと考えており、その基礎作業として若干の考察を加えた資料紹介を行う必要を感じたので、かなりの紙幅を要するが、発表を重複させることにしたものである。

Ⅲ. 蜂巢賀家本「角行伝」の筆者について

この蜂巢賀家本「角行伝」には筆者の名前が明記されていない。

「干時寛文元年^享六月廿三日

珣心写之

其後

延宝二年甲寅夏赤池へ伝る

又天保六年と年行者写之

と記されているだけである。これによれば、この「角行伝」の筆記者は富士宮市旧人穴村の赤池家に伝わる「角行伝」を天保六年（一八三五）に書写して、旧小沼村（現西桂町小沼地区）の権守家に与えたことになっている。しかし、この権守家は現在の小沼地区のどの家に当たるかは不明であるし、また、権守家の手を離れて、蜂巣賀家に移された経緯についてもまったく分かっていない。蜂巣賀家と権守家の両者に婚姻関係があったかどうかといった点についても明確な伝承はない。さらに問題なのは、複写という性格上確実なことは分らないが、権守家という文字が別な文字を消して書き直されたように見える点である。しかし、いずれにしろ氏名を明記しない行者が筆写して、小沼村に住む人物に与えたことだけは確かである。

ところで、この「角行伝」の記載者を明らかにする資料が別に存在する。それは、西桂町下暮地区の永田光明家に伝わる「唯妙空觀一生記」と題する僧侶の自伝である。それによれば、

（前略）當天保五年正月之六日晚靈夢之事有テ、在家修行之唯心護摩始る、此八月十日頃小沼村より人穴參詣來る人、伊兵衛・由右エ門・惣右エ門・新八・伊左エ門、右同道にて白糸滝大石寺大宮より參廻り返る、此年夏狩村秋廻り初る、小沼・下暮地・上暮地・倉見村段々成る、天保六未申年三月廿八日経塚供養成就、導師宝鏡寺方丈四月朔日ニ登る、此時廿八日より三日之間仏眼寺無著方丈登山してセわ被致、此時谷村講中より石仏不動尊納る、小沼本町方石之竜口納る、又夫より三部経書始る、此時より鹿留新井法絹寺、護摩加行成就、五月廿六日下山、六月朔日下暮地平左衛門同道にて人穴へ行、同夏山勤メ、閏七月廿八日富士登山、人穴方五左衛門・与吉

来り、神鈴峯へ登る、此時人穴入口之立石之有候を小沼村神主小佐野大炊殿書て、八月十日人穴へ歸る、九月十七日成就、八月晦日人穴ヲ立、此時人穴より送りし人、門左衛門馬て五左工門・藤右工門・仙藏小沼迄送る、
(後略)

とある。すなわち、富士講の行者たちと行動をともにしていた、空胎上人という木喰僧が現在の西桂町に当たる小沼下暮地、倉見などで富士山登拝行のために活動し、さらに霊地としての三ツ峠の開山にも努力していたのである。

この「一生記」によれば、空胎が郡内で活動し始めたのは数年間さかのぼる文政年間となっている。しかし、天保六年は空胎が三ツ峠開山を本格的に行つた時期である。さらに、富士講の一根拠地となつていた人穴との往復の中で、三ツ峠の開山が進められていたことも思い合わせると、「角行伝」の筆者を空胎と確認することが出来るであらう。

ところで、空胎上人とはいつたい何者であろうか、少なくとも、仏教史の中で広く知られた人物ではない。しかし、西桂町下暮地地区の前田虎雄家に伝えられた、空胎上人の笈とその中に収められた資料や、永田光明家の資料からさまざまなことが分かつてきた。空胎上人は相模国一の沢(現伊勢原市)にある、淨発願寺で修行した木喰僧であり、嘉永二年(一八四九)から淨発願寺の住職をつとめた。「一生記」によれば、「嘉永二年酉三月淨発願寺住職 東叡山 凌雲院大僧正ヨリオオセ付ケラル 三月一日臨王寺一品大王様ヨリ上人ノ号ヲ下シ召サル」とあり、その時点で上人号を正式に付与されている。

ところで、淨発願寺は天台宗の彈誓派の本山格の寺院である。彈誓系の寺院としては、京都古知谷の阿弥陀寺や信州松本の念來寺、箱根の塔の峯の阿弥陀寺などがある。現在では、明治以降の仏教諸宗派の再編成の結果として、いずれも寺格は高くはなく、また、江戸時代の建立になる寺院として觀光寺院化されることもなかった。したがって、

かつては多くの参詣者や信者を集めたこれらの寺院には、以前の繁栄ぶりは見られない。

ところで、淨発願寺の修行僧は、丹沢山塊や道志山塊から北に抜けた甲州での托鉢修行を課せられていたとのこと、都留郡内にはいくつかの修行の根拠地となった末寺が存在していた。その一つである、犬目の瀧石寺（現白馬不動堂）には空胎の記名のある銅鉢があり、これには人穴の光保寺から移されたものらしく、「光保寺什物」と記載されている。したがって、空胎上人の活動は木喰僧としてのそれと同時に、富士講行者としての活動も兼ね備えていたのである。どうやら、淨発願寺の僧侶は富士講の行者たちに混じって、富士山への登拝も行っていたらしい。そのような事実から考えると、この「角行伝」は空胎が富士山登拝行を進めつつ、一方では、念仏修行をこととする淨発願寺の木喰僧としての信仰を、郡内一円で定着させる活動を行っていたものようである。その過程で、空胎上人はこの富士講の教祖の伝記を筆写し、信者に授与したものと思われる。

IV. 本資料の意義

「角行伝」については、すでに刊本のかたちで発表されたものが三点ある。「角行藤仏傳記」（村上重良・安丸良夫編『民衆宗教の思想』日本思想大系六七、岩波書店所収、一九七一年九月、伊藤堅吉・安丸良夫校注）、「元祖角行藤佛菩薩信心発願之記」（五来 重編『修験道史料集Ⅰ東日本編』山岳宗教史研究叢書一七、名著出版、昭和五八年六月、筆写大谷忠雄）、「大行の巻」（『あしなな』九十五輯、昭和四十年四月所収、伊藤堅吉校訂）である。

伊藤堅吉はこの中の「大行の巻」について、その成立を元文元年（一七三六）写本から、それほどさかのぼらないと推定している。前述したように、「角行伝」は富士講が身祿派と光清派とに分かれて対立する中で、教祖の伝記を

まとめる必要が生じたために、伝承をまとめ上げたものと考えられる。したがって、教祖角行の活躍が江戸時代初期にも関わらず、その伝記の成立を近世中期以降と考えたものである。さらに、その伝記は筆写される中で、異本の成立を見せた結果、各地に異なる名称の「角行伝」として残されたものである。

本資料はこれらの「角行伝」の中で、日本思想大系所収の「角行藤仏傳記」とひじょうによく似通った内容である。全体の構成その他、基本的には、ほとんど同一内容といってもよい。しかし、本資料には二点で日本思想大系本と異なる点がある。すなわち、一つは一般の富士講行者の手による「角行伝」と違って、山伏の墮落を非難する表現が見られることである（一四頁参照）。また、第二点は日本思想大系本と比較して、お風先侏と称される護符が数点多く記載されていることである。これらの護符は独特な「お身抜き文字」を使っており、富士講の独自性を表現している。本資料を含む「角行伝」の意義の詳細については、別に論じたいと考えているが、ここでは簡単に触れておく。この角行の伝記では、富士山を世界の中心とする、富士講行者たちの世界観が明確に表現されている。富士山の麓にある人穴という洞窟での修行中に、角行は仙元大日神と出会う。さらに、この山頂は多くの諸仏・諸菩薩の現れる世界である。また、最初に海の波の中から泡が寄り集まって富士山ができ、その後この世界ができたという。つまり、天地開闢の地であるという。

この天地開闢の地としての富士山の中道は、地獄の鬼が途中で修行を投げ捨てた山伏などの修行者を責めさいなむ景色が見られるという。これは、前述したとおり、空胎上人筆の蜂巢賀家本、すなわち本資料の特徴である。いずれにしろ、富士山は世界の中心であって、浄土と地獄とが現世と接するマジジナルな境界領域であったということになるのである。結果的には、この「角行伝」は富士講行者の修行ルートと聖域の意義を明らかにしていることになる。

この聖域としての富士山に登る修行者、富士講の修行者は、世界の中心としての人穴で、天皇の代理として四角い柱の上に立つという修行をするのである。この修行のために、開祖は「角行」と呼ばれるのであるが、これは日本という世界を支えるため、すなわち、江戸幕府という支配体制を支えるためのものとして位置づけられるのである。その結果とも言えるが、角行はいくさに敗れた徳川家康をかくまったとも述べている。その意味では、「角行伝」は体制的な思想を隠していない。

寺院本末体制と檀家制度によって、厳しく規制された江戸時代の宗教体制は、民衆の信仰心をスポイルしていた。そこから逃れるための民衆宗教も、最後まで民衆の味方ではあり得なかったという江戸時代の民衆宗教の限界性が現れているところである。いくども弾圧を経験せざるをえなかった、富士講の苦肉の策であるかも知れない。これは、即身成仏で、信仰心を表現した身祿などの生き方とは対照的といえよう。

しかし、いずれにしろ、これらの富士講行者たちの世界観を表現する記録として丹念な読み直しを必要とするのが、これら「角行伝」である。その中では、淨発願寺に属する木喰僧でありながら、同時に富士講の行者をもかねた、空胎上人の筆写した「角行伝」はそれなりの価値を持っている。さらに、その活躍した時期が江戸幕府の体制が揺るぎ始めた幕末であって、近代天皇制の成立期であることも、また重要な意義をもつのではないかと思われる。天皇権力と江戸幕府との相克が始まりつつあった中で、この伝記はどのように受け取られたのであろうか。さまざまな検討を要すると考えた次第である。

B. 資料 翻刻

天保六年 富士法会開山画行藤仏杓御一生記



富士法会開山画行藤仏杓
御一生記

富士法会開山画行藤仏御一生記

頃ハ人皇百六代後奈良(帝脱か)之御宇天文年中の事なりけるが、其生国ハ肥(前脱か)之国長崎にて有りしが、恐多も大織冠鎌足公の後胤にして父ハ從三位中將長谷川左近太夫藤原久光なり、母ハ二條從二位藤原之清安公の姫也、応仁以来より天下大ニ乱一百余年之間諸国合戦止事なし、此故に上ハ一天君を始め奉り下ハ万民なげきお、かたならず、依久光公あんずるに某茂代々武門に生といえとも戦に世をしづむる事思もよらず、たゞ願わくハ我朝の神を以て乱世を治め玉ふ杯、願ひ奉らん事を思ひ玉ふ、夫婦もろとも三年之間毎日三度の水こりして、天にむかひて願ひ奉之、國中長々の乱れ故に、神の御末上下万民日々かなしみ也、願ひ曰ハ日月星辰之御慈悲を以て、我ら天下を治め國を平ぐるほどの一子を授玉ひと祈る処に、或夜の夢に北辰妙見大菩薩の御告ありて曰、其方の願ひ成就させんために女の胎内をかりる也と有て、則御腹胎ましく月ちて天文九年^{丁丑}正月十五日辰の一天に出生なる、其子即開山画行藤仏なり童名ハ竹松と言、後左近之太夫藤原の武都と言也、七才之時夢北辰告て曰、汝生し事父母之願ひにて治国せんが為なり、然れどもいまだ能不有、世を治る事唯日月星の神力より外頼処なしとの御つけ也、夫より十八才の時始て天下のために不眠不休の不行をなし玉ふ、頃ハ永録(禄か、以下同じ)元^享元年正月八日其家を出て、先つ日光天の御修行をしたひ東国ニ下り玉ひて、常陸の国水戸ふちがらと言処にて、法印勤行と申山伏の弟子となり、我身^すすて、父母の願を達せんと志し、天下泰平国土の安全^ニ治度願ひにて、先ハ奥州に立出、北大峯脱骨の岩屋^ニ入、三七七日の間不食大行勤めけれども、何^ニても替る事なし、また三七日同く大行^ノ時、当山の開山役の小角大行者御出現有て告曰く、其方天下^ノために荒行をいたす事誠^ニ神妙也、然ながら此処^ニてハ成就しかたし、是より大陽駿河の国富士仙元

大日神ニ申は、天地開闢国土の御柱ニして、日月之浄土なる故に、人間の躰は此御神躰より始り、木火土金水の五つをはしめて、天地の間の万物出生の根元なり、然るに大山祇之命の姫君木花開耶姫の尊リ地神三代天津瓊瓊杵尊兩神合躰ましニて国治り、日本人皇の御世と成て、御代々国をおさめ玉ふ、是故に我朝の御はしらにして、三国無双の靈山なり、其後日本武の尊東夷征討之時も、此神之力ニて国を治玉ふ事なり、故に汝早く彼富士山ニ登り、仙元大日神之御利現を願べし、此山西の麓ニに靈屈（以下同）有りて、是を人穴浄土と言、此処ニ入、大行成て大願成就いたすべしとの御告也、依之早速其山を立出て、夜を日ニつひて富士山北の方、甲州郡内より登山いたし、中宮ニて一七日大行之内、仙元大日神より、中道躰行五通の御伝法被下、四月八日より中道廻り志しける時、老人一人出来りていわく、其方ハ此山定て不案内なるべし、我等三度廻りたれハ先中道を導引可申とて、先ニ立東ニ向て出ければ、谷の間ニ天狗集り居て、僧山伏等をとらひて、舌を抜き手を切り足をきり、又ハ木につるしなどして、品々さひなむ処有り、老人之曰くあれを見給へ、無智無行にして、多くの人をたぶらかして、金銀を取りあつめ、己がおこりにつひやしたる者共也、行者能々合点可仕、夢々うそ言不可、其上ニ色欲つしむべし、第一之咎なり、唯富士仙元の法ハ心中の勤め第一也、此行に入りても、あく心悪行を起さば、忽大難をうけるなり、其方の大行満て願ひ成就の後、其行弟子もおニく出来て、永く法血も伝べし、四代目ニて難有り、五代目ニて行流分る、六代目ニして中興の大行者出て、此方国中弘る也、此行に入捨る人ハ子孫もつニかず、其身も悪趣に生る也、縦ひハ八万八千度の水垢離（前勤）るとも、一心悪けれハ神仏のめぐみなし、唯々一心の行こそ第一也、八湖のこり、八さい日之火たち、立待食行、此山の行法也、一粒の米も大切に、能々可勤と老人の告也、南に竹のはやし有、仙元出生の林なり、おんがくの小へ有て、西に砂の滝有り、さひの河原赤子の鳴声あり、無明之はしとて石橋有、其下ニ千ひろ如くニして、無間地獄と言也、此処ニて老人曰、我者即

仙元の使なりとて、何国ともなく消玉ふ、行者誠に有がたく、唯一筋に仙元大日神と拝し、夫より下り、駿河国富士郡二至りて、人穴の事を問へ、里人答て曰、なるほど御たづねのことくの靈屈あり、是ハ昔し仙元大日神出現の御穴故_ニ中に入事不叶、むかし鎌倉の將軍源頼家公家臣仁田四郎忠常命して入れ玉ふ処、穴中_ニ神靈現れ玉ひて曰く、汝爰に来る事甚ふとゞきといへ共、主命故に一度ハ命を助て出なりと有て、帰されけれ共、其身つひ_ニざん者の故に亡て、家もたへたり、主人頼家公も亡玉ふ也、其以後此穴へ近付者なし、たまゞ穴の口ヲのぞく人あれハ、忽大にあらし吹出して、五穀実のらすして、其上ニもろくの病はやりて、悉く難義に及故に、此穴に入事は無用なりと言ける故、是非なくして、其夜ハ其家に泊り、よもすがら心願のよしを語けれハ、主しの曰、それほどの事に候ハ、此処より少し下りて白糸の滝と言有り、其処_ニて行を可被成と言故、夫より下り白糸の滝に行て、三七日の間人穴願入の儀を願ける処、即二十一日成就之夜、何国より来りしや老人一人現玉ひて曰、汝_ニ人穴願入をゆるす間、先此方へ来れとて先に立、道もなき原中を行て、人穴の口_ニ至りていわく、是より入て行をなし、必々里人の目を可忍と有て老翁失玉ふ、此時穴に入らんとしけるに、闇夜なれハ一向足下不分故、念願して曰、若し我願ひ叶ふならば、仙元大日神之穴中へ願入させ玉ひ、又ハ願不叶ハ此処_ニて一命取上玉ひと念願して、一思ひ_ニ飛入り玉ふ、其俣座をくみて、一七日の間眼をひらく事なく誓願して、七日目に至り、目を開見れハ不思議なる哉、御穴の内白昼之如く_ニして、仙元大日神の御使なるか、穴の奥より天童一人現れて曰、むかしより此穴に入て命を助る者なし、行者此事を知て入しやと有れハ、答て曰、我れ元より身を仙元大日神へ差上有故に不苦候と言ければ、天童又曰く、汝何れの願_ニて大(行脱か)いたすや与尋ね玉ふ事なる故、答て曰、国中の乱を治め安楽の世と仕り度願ひ也、重て曰く善哉、然ならハ、行の仕法を可教と有故に、行者悦て是を受るに、神告ていわく、先此へ高_ハ七尺五寸の角木四寸四方なるを

立て、其上^三兩足を爪立し、日^三三度夜^三三度神水出る白糸の滝にて身を清め、又此穴中にて一日一夜の間^三三十三ばひの水を呑て、内心六根を清め、願事一千日之間大行をいたすべし、尤汝ハ誠心の行者故に願成就有べし、必々怠事なかれと有て、天童ハ穴の奥に入玉ふ、又此時何国より来る共不智、三^三の猿來りて、御告の通りの角木を立、又一^一のさるハ木之実を持來りて曰、是ハ仙元大日神より行者^三被下候品故に難有可食と言、皆々奥へ入る也、是を食しけるに、其味ひ甘くして、からく、又^三酸く、にがくして、志を早し、今是を富士山の五味種と言也、夫より行者ハ猿の立てたる角木に登りて、立行を始玉ふ、頃^三己^三永録元^三年七月廿三日にして、殊^三庚申の日なり、行者ハ猶々水こりして、吞水も教のごとく、やすまず、ねふらすの行、一千日満の時ハ永録^三年四月初の申之日なりけるが、穴の奥に声有りて、角行者^三とよび玉ふ故に、たちまち角木を下り礼拝し奉る、其時仙元大日神現れ告曰く、汝捨身大行神妙なり、不怠行を重なば、願之通り天下一流の代とあひなるべし、

一先国乱の起りと申は、乍恐一天の君天拜^三怠る故也、夫神祇一牀和合は万物生長月□^三ためにして、豊年と凶年、治国と乱国は皆上一人の身の行に有る事なり、然る事を知らずして、主上を始め諸武家の面々唯我意のみにほこり、他をかすめて仁を用ざる故也、其中に汝一人大慈大悲を起事なれハ、恐多くも上一人の御名代申付る間、大切^三大行相勤可申、此木の四角なるハ国の形、七尺五寸ハ七道と五畿内也、四方の四寸成るハ四民を表す、此上にて大行仕る事ハ、天子の御名代に此国をふみしづめ治る也、右の如く三千日大行勤る其内に、一人之名將來る事可有、是ハ三州鳳來寺寅の神の化身にして、まこと^三三德兼たる武將にして、天下泰平国土安全と治むべき人也、行中一心二可唱の文有り告て曰く、



是即天地和合之神躰也、汝大行之印_ニ免す処の文ハ国_ノ之御柱也、行者も即世界之柱也、今年庚申年なれハ、是天地改開、乱国治国の境となる、是迄何_レ度も世の改る時_ヲ庚申之年多し、万民庚申を祭るも、此故なりと御告有て失玉ふ、角行九拜して、又々大行怠りなく相勤る事、二千五百八十日目に、永録八年_上の六月三日、仙元大日神御出現有て曰、夫富士山ハ天地開闢、国土の御はしらにして、万物出生之根元也、大極にして世界未空々たる時水淡消て、四方より大浪打よする処、此山となる故に、不二とも天の御中主とも、富士権現とも仙元とも言玉、国常の尊とも皆同躰なり、木火土金水の五行の神、五こくの神、蚕の神、一切万物の神の生れ玉ふ也、然れハ一切皆水より生しけれハ、水は万物の元也、此山ハ頂上_ニ八葉在、裾野_ニ八湖有り、高_ヲ拾合ト案故に、是米といふ文字也、故_ニ穀豊山と言儀_ニ付て、富士山といふ、富ハとめる、士ハぼさつ、是故に世界之御柱といふ、我名をも木花開耶と言事、世界人躰の初め、子のはな開也、男のはな開時ハ、又女躰も其氣を受けて開く故、躰に子実を納めて、十月にして生る故に、高_ヲ十合とする也、又米を始て万物生る事、天地合躰、日月行道の恵より始る事にて、上下共に命の根元、真のぼさつなり、此報恩也、天下泰平のために、是迄之通、年々登山勤可申との御告なり、依之永録元年より元龜三年迄十五年の間、日数合て五千百日余、怠なく相勤候故、惣御礼として断食、御中道心願にて北方より登り、先第一の峯ハ鈴原大日、二の峯ハ御室浅間、北口一の社也、御座石天地の境、中宮経ヶ嶽ハ日蓮上人百日の行場也、行中御告_ニよりて甲斐国身延山を開き、一宗の祖と成事、富士仙元の利益也、其所より登りハかまんが岩ハ聖徳太子の旧地、亀岩蓬來、八大龍王火防の神、日の御子ハ朝日卯の一天に岩にうつる故に如斯名付、薬師ヶ嶽御頂上八葉の峯、内院向劍の峯ハ父の御躰、御内院ハ母の御躰、右の方釈迦の割石、左ハ金胎両部大日御内院、御振台、天の岩戸、八戻の御躰四仏四士、東の方ささひの河原、西の塞の河原、金剛水御てらし、子のしろが池、音なしの鳴沢、夜流しの水、東の方へ廻る、南の方大

荒シ、赤沢小荒シ、明王の流の岩屋、雲きり不動、太郎坊西の方に盤名流シ、此沢ハ頂上劍の峯より落る、音ハ天地ニひゞきて雷の如シ、此沢深き事限り不知、御内院前に石の不動有り、此前に橋有り、是を渡る事人力に不及、昔し渡りし聖徳太子・役の行者計り、我此処如何にして可渡と暫く観念して居る処へ、一つ猿来りて行に随て、山を下りけるニ足の留る処もなく、手のかかる所もなし、難行苦行して行けるに、猿藤を持って来り、岩に付木に付して先へ行故ニ、其藤を手とりて漸々此沢を渡る、時ニ大石小石の流る事限りなければハ、我仙元大日を勤念し飛入しに、身ハ谷より逆さまに落ちけれ共、少しも痛なく、又中台ニ上り、此所にて通夜いたし、夫より又向の峯にいたれば、又沢有りて一面に青石なり、頂上内院正神の通ひ玉ふ処なり、其かたわらに沢有、仏石山の流也、此谷の石ハ皆仏の形也、又菩薩山言有り、此処ニ又橋有り、昔し渡し人ハ桓武の帝計り、此外中道の神変不しぎ限りなき事也、夫より小御嶽火防之神、雨風守、都合三七日之間なり、御山中道不残相廻り、中宮天地の境にて百日百夜断食大行して、一切の御礼有て、人穴正神婦玉ふ、又仙元大日神より御直伝ニ八湖大行して、父母の恩徳を報べしと御告を受、夫より天正元西四月八日人穴を立出、近江国琵琶湖正て百日百夜断食大行の節、仙元大日神御出現有て御告ニ曰、夫世界之為に病を治る秘文を汝に授く、是を以を病人を助てけよとの御風先正を被下候、是を一切諸病の風先正申也、夫より信州諏訪の御神水、清湖水正参りて、百日百夜断食大行有、其時に御出現有て、御見拔之御文正御直伝被下候、其文ニ曰、

一心人ニ入正躰ハ身皮正ヲチ万葉正開キ米深万正隲正ク天正法便正道和人子寺正ニ万行正ニ正法正本人正ニ合正

如斯、人の一心躰に入時ハ、身加和をやぶるの一心賢まり可申、身皮をかく也、躰也、其躰ニつく手足眼耳鼻口ハ役人にして、其役人ニ拾戒有り、第一ニハ生有者を殺す事也、第二盗の事、第三主有る女に意をかける事、第四人をたぶらかす事、第五美服美食を好事、第六ハ五穀は不及申ニ諸品正鹿末正ニつひやす事、第七銭の数をぬく事、第八腹立事、第

九悪くみそしる事、第十悪口両舌を言事、人の和合を破り人のしらざるよふに我が利欲を求、惣して人の害になる事にて、是十戒といふて不二信心の人第一可守事也、然れ共うそも人を救ふハ法便とて、仏も免し玉ふと也、殺生も人にあだする物をこらす事是非無事也、衣食も其人々の分限に可応也、只人ハ仁心第一なり、何事にも仁心を加ひ、行事時々日月之行道聞く、仁ハ神なり、菩薩なり、仏なり、然れハ衆生も神仏と同躰同根なり、角行東覚能く開ひて、勤可申と御直伝被下、其時行者有がたく御礼を申上、夫より穴海にて百日断食大行之時御出現有之、躰かたまるの御文俯被下候、其文曰、

東天智俯_ニ早地我多満留東和人風

南天智俯_ニ身我多満留南和火風

西天智俯_ニ相手本無留西和明風

北天智俯_ニ地王喜多_イ天婦寿北和子俯風

地天智俯_ニ光俯心ノ道成中和生風

如斯に、柱之神昼夜十二時行道在之、天地の間に住る物、日々成生スル物、日々の御恵みを以て助るなり、一ツとして是に洩もれたるハなし、角行東覚能く悟りて、衆生を齊（濟カ）度鋪べし、士農工商の四民より外に免す事なかれ、又諸神之元五行の割御伝曰

卯ハ東_ニ福門節辰巳ハ東生国

午ハ南_ニ礼伊万国未申ハ木生国

酉ハ西_ニ光久短戌亥ハ会所天

北ハ子^{二南}北州才丑寅ハ俯六天

心ハ三光天地ハ六開天十天八天一

如是、天の行道の万物を恵ミ玉ふ事、朝卯の一天^三福門節より出て、上ハ天子を恵み下ハ万民を助、森羅万像草木国土悉皆成仏ナリ、依之、今天下の祈り此処俯を以て、天地和合し、万物を助、天下を治て、安楽国土とすべし、角行東覚謹て、勤べしとの御告なり、夫より、又山中^三三月の湖水に参り、百日百夜食立大行有て、其時御出現有て、御水の文俯御直き伝被下、其文に曰

天地ハ水月の身子志路露の実たまる日の御照し安全拾坊眼前門万清光明風日風来伊隣相生日一念生能善くうの生、如斯、人間一人之出生ハ天地和合して、日月の躰より割分与玉ふ、此故^三善心悪心共に日々常に有て、眼前門に照してかり之父母の躰にはらめり、後に出生いたすなり、然ハ此躰ハ日月よりの御かり物なり、躰の有内少しなりとも先に述べし、後世之善悪今世之行に依て報なり、是を因と果と言也、又、五穀の実る事人躰と同じく春之彼岸に天より善精気を下し、地より精気を登せ、万物の生を持来、万清光明風日ト言て、五穀之目を開き始^ルなり、又秋に至りて八月彼岸之日より一切之物じゆくして後実り、種を残す也、風来伊隣相生日なり、如是して、皆天より授玉フ所之菩薩ハ日月之神躰を分て、上ハ一天之君を始奉り、下ハ万民に至迄命の元也、国を治て天下を持す米の徳なり、仍^而相生和合なり

又曰

十方日蝕の闇にも三善長の月にハ明るし、三善長之月^二も七十二天ハ臙なり、三代を闇と見る事、身虚空一躰を不知が故なり、三渡身世を明るく見る事知りし道を行か故也、此明り之文を行時ハ、無量之御明り、天地ハ臙、和合ハ情、

食ハ本、宝ハ計り、筋ハ仁保意、骨ハ木、眼ハうつし、働ハ夜る昼、息ハ風、此御文俯ハ日月合躰有て、仁一人と生る所の行道なり、能く發明すべし、夫父母の合躰有りて、初月之白水母の躰に留り、十月満て月之出る時生るなり、月満たるを産前底と言、是故に、人躰一人之心真あれハ、其光り三千世界に輝く神仏之元なり、又、生れたりとも七才未滿ハ、前生之因果未タ現れず、何事も弁へ無し故ニ臍也と言、後に心に真有れハ世界に輝く、是神仏の元也、過去現世未來の三世を三代共、三渡身世とも云、是我身に備る所の米なり尙成、是を身徧尙と言て喰成、菩薩なり、夫を身のほどを不智、過す者ハ上下共ニ身を亡す、此身虚空と言ハ、即喰て助る、其程を知るべし、身と喰とを不智故也、三度身世とハ三世なり、三世と言て遠きに不_レ有、一日の内_三三度之行有_而勤るとハ喰なり、御菩薩之米を我身ニ納る故_ニ此身助る、日月星より与玉ふ処ノ喰物なれハ、つつしみて大切に行べし、米ハ一日_三三度ツ、衆生之ため_ニ、身替りに立行ヲ成玉ふ故_ニ、我々此のあかき世界に住し、地の道を行なり、地の面に日の御影有て、日々三度我躰に行有事を不知、悪をなし我躰を亡す事、是も外より来りて亡_ニ不有、皆我カ行悪_ニ故_ニ躰中之神仏を穢し背_レ故なり、又、我躰に有て外_ニ無_キ明_リ故に、日月行道に同じく、無量の身明_リして、人躰ハ即小天地也、日月星より授玉ふ明と言ハ心と智るべし、是ハ神仏と同躰なる故_ニ信心と言、此外_ニ腹立私欲之望事有_ハ本心_ニ不有、我意と言者_ニして是_三毒之成事也、又、善悪共_ニ起_ルる_レ處之念を志しと言、此意志心を以て三心と言、一人能く心玉をみがき、善人となる時ハ広く衆生を齊度して助るなり、然ハ、日月之行道に同じく、十方世界輝く也、天地之水、躰に有てハ血なり、仁トハ他人を惠事なり、喰ハ万物万法の元也、筋ハ五行之つな也、又、善悪之筋なり、仁保い荷悪意の_二也、又、骨ハ木と言ハ、木ハ直なるを第一とする故也、眼_者日月之御うつり有る故_ニ物を見る事明かなり、働ハ夜る昼と言ハ、身之内に息有、脈有り、しをの差引有るを言也、息ハ天地の風なれハ、身に不足あれハい_キ不_レ同あり、世界にも大風や

嵐など有か如し、是を息躰と言也、息キ躰を出て、引込息無き時ハ天風と成る、然れハ、息身ニ絶え死ス、火と水と地と元へ帰る、是故ニ一心同躰、天地同根、万物一躰と言也、一々開くべしとの御告也、

角行東覺御礼申上、夫より西之湖ニ參り、又百日之大行有、此時に其村に疫病流行して、諸人大ニ難儀に及、里人来て此由を歎きしに依て、仙元大日神^五願上、七日別之大行しけれハ、即御出現有て、病氣退散之文を御授被下候也、

其文ニ曰

二心之親の御家我藤八戻仙元大日神之御力南無長日月光仏之法便ハ万法之阿家利仁天、善惡勢神之御男子家門南備尙大靨之風先侏妙王靨躰之風先侏南寺へ相生する仁行へ我息留るべし、一心とゞまる事門南越後之国北ハ陰氣故に病之門ト言、出雲崎より亦惡風ニ乗りて一念以たれハなり、人子寺に我意を留むべし、此所に一念留る之利か此門王た茂田ハ八方道人律仁天南に留るべし、行土酌水^フ不見王津^メべし、大王去天本生ニ帰る

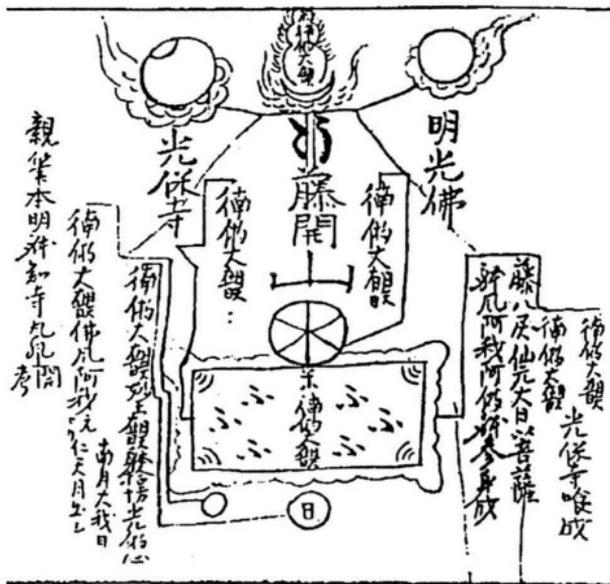
山
日
神
御
大
行
文
入
田
也

右之御文 御直伝被下、是ニて疫病ハ退散しけれハ、人々皆角行へ御礼申上る、夫より生死之湖水^ニ、百日百夜食斷大行有りに、仙元大日神御出現有て、風来伊隴風送り之御文尙被下候、其文に曰く、

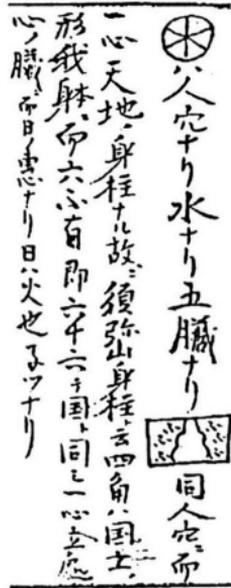
相門言心金葉い開風心白生我扱

鬼国ヨリ吹き来る風悪風ヨ
ソレ吹カイセ不^二ノ神風

右之御文俯御直伝被下、大行之後、諸人正施し、風を引たる者、与ひ玉ふ、夫より母止巢之湖へ参り、同く百日大行之時御直伝有て、鉢割之御文俯、同安産早目之御風先俵被下候、其文曰く、



五躰行日月ハ両眼、星ハ首一タイヲ天トスル故ニ、頭ノ七穴ハ七曜星ナリ、頂ハ明ナリ、藤開山ハ富士山^ニ、我身ト同躰ナリ、



⊗ 八人穴ナリ水ナリ五臟ナリ、
 同人穴^ニ而一心天地ノ身柱ナル故ニ、須弥山身柱ト云、四角ハ国土ノ形、我躰^ニ、

六ふ有即六十六ヶ国ト同シ、一心立処心ノ臟^ニ日ノ恵ナリ、日ハ火也、ねツナリ、

うるをし召す八月の恵みなり、光恍寺喰なりとハ、一心ニ御穴之行を勤る時ハ、喰となる事也、躰之風ハ息、阿ハ土、賀ハ水也、風となれハ、徧俯之躰ハ身阿賀なり、故に日の恵ニて暖まり、月の恵にて潤し、息をする、水と風と八月の躰なり、

安産早目の風先休

安産日月乃風花保

正神の奉りせしむ
阿彌陀佛 人のか入
いし生

間我波若乃身多女祈念トテ
阿ノ佛羅々産ノ日母ト佛
光明遍照拾坊念佛世間介勢

同情産産子凡生保
躰風和躰佛禮無之闍茂佛風之阿我利
仁天月出子茂門生一心三世一佛
法使

間我波若孕身多女祈念トテ
マカハンニヤハラミタ
ランナノキ子ントテ

阿ノ佛羅々産ノ日每佛
アノクラ、サン
ノヒモトク

光明遍照拾坊念仏世間介勢

同後産早（目脱か）風先恍

躰風和躰佛禮無之闍茂仏風之阿我利仁天月出子茂門生一心三世一仏之法便

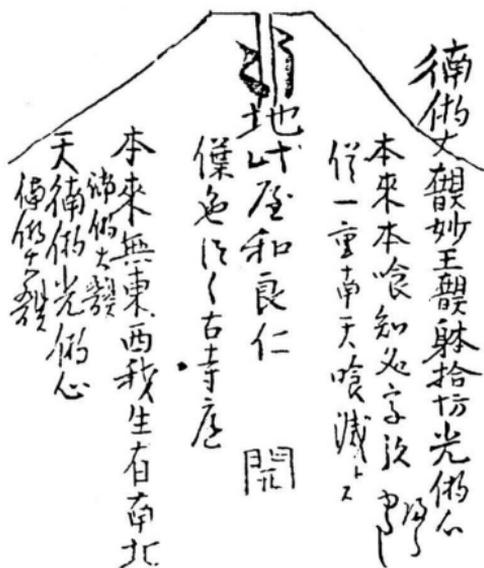
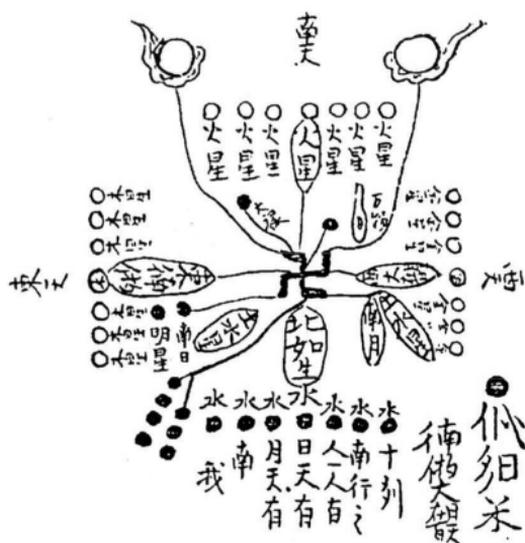
右之御文俯有、平産之為に御伝被下候、尤当山ハ水之源と上、人躰之始め、八湖大行ハ人躰之御礼也、

夫より、志比礼之湖へ参り、百日百夜大行之時、御出現有て、癩癩と申病ヒの御風先侘を御直伝被下候、尤此病今迄ハ諸人は煩といへ共、良薬なし、拾人が十人治す事なく、此故に、今汝免す大行仕り、施シ伝べし、又、請る者も男女共に一心念すべし、其文曰ク、

雨文水大風汎
明浄佛風
心風汎
拾三天菩薩明風
一風汎
生風汎

夫より、吉原浮島か原にて百日百夜大行有之所、仙元大日神御出現有之、星之御文俯御直伝被下候、夫、天之行道星の文ハ四方を司りて、二十八宿星有り、中央ニ土俯星にて七星有合て三十五星なり、此星ハ三百六十五日一周天なり、此文、其年の星を祭る所之文わ、

天下泰平五穀成就之御礼ナリ万物ノ元を智る



夫より、箱根生我島之湖にて、大行之時御出現有之御伝曰、汝、八湖大行成就して、一度父母之重き大恩を報すべし、汝、一命の大行にて大方乱モ治る事なり、此故に、天下泰平のため、諸国之風俗順見ながら、大空海の大行可仕と之御告に依て、天正三〇年人穴を出て、先ハ、肥前の国長崎へ御出有、御両親に御対面仕り、大行成就之物語り、

仙元大日御利現之事、又、大行之徳により而親始メ、重て助る事御告之次第、一々申上けれ、御両親御悦限りなく、御満足ニ思召され御よろこび之あまりに而公共ニ天正四年丙之二月三日終ニ薨し玉ふ、此夜、仙元大日神之靈夢にて、父母之御亡躰をほおむりて、百日百夜之通夜回向被施候内、又々、御夢に穢れを清るとて、内外十六海を廻り八大龍王出現有て、身清浄之躰を成し玉ふ、其上、父母成仏之印なりとて、御山頂上ニ御内院に三尊之阿弥陀如来、八尺之峯に八大観世音大士の現れ玉也、其外諸仏御立有て、御修行之躰を夢に見て覚玉ふ事を左にしるす、



如斯、御夢故^ニ猶々有難御礼申上、夫より、長崎を御立有て西国大行仕り、中国にて大行御礼仕り、北国へ志し、越前之国山路^ニか、り玉ふ処、日暮になりけれハ、山中之一ツ家に宿を乞けるに、主人ハ留守と見えて、女房居りて申けるハ、一宿之儀安き事^ニ候得共、上る喰物なけれハ難成、夫^ニても宜敷候ハ、御泊り可被成と言ながら内^ニ入、少し過て来りて、先、此方へ御出被成候へとて、裏なる小家のあばらなる処へ入れて申よふハ、後に夫婦り候ハ、友達も大勢可參故さわがしく候間、先、此小家^ニ御休可被成とて、戸をさして帰る、行者思^ハ、此家之主し唯者に不有と心得、其夜ハ座禪して明るを待玉ふ処、夜半の頃主婦り、女房に聞て曰、今夜^者旅人泊りたるや、女房答て曰、なる程一人行者躰之人泊り候へ共、金銭を持たる人にあらず故見逃し候へ言を不聞、つつ立上り、山刀を引提、裏口へ行を女房留て曰く、今夜之旅人ハ唯人^ニ不有、諸国修行之者^ニて金銭ハ持間敷候、殊に御身も武士之果にてか、る業を成事、武門之はぢならずや、今夜之行者を害し候ハ、末々為^ニ不吉なりと品々いさめ候へ共聞入なく、女房を踏付つき飛し、行者の休たる小家に入らんとせし処に、不思議なるかな、小家之内より光り差けれハ、是ハ如何にと戸の節穴よりのそぎ見る内、其面戸に付て不離、痛事限りなし、故に、たひかねて女房をよびけれハ、女来りて曰、夫見給へ、自ら常にいさめ候処聞入給わず、悪業積り天罪にて、如斯可有之間、今日より悪心を改め善心^ニ立帰り給ハ、行者様へ御わび可仕と言けれハ、流石之猛き山だちも誠に恐入てぞ見へにける、女房小家に入、右之次第申故、角行東覚答て曰、今ハ本心^ニ候か、実々本心なり、此上ハ何れなりとも行者之御心^ニ任せ可申と言、然ら^者、今日より悪をやめて我^ヲ随ふならハ免ずべしと有けれバ、唯幾重にも御助可被下と歎き願ふ故に、然らハ免すと有けれバ、忽ち、元之如く戸板を離れ、五躰も自由^ニ動く故、夫婦諸共頭を地^ニ付て平伏して言、誠に^レ恐入奉る、先々我か屋へ御入被下候へとて、三人諸共本宅^ニ入て兩人共^ニ平伏して、顔を不上、其時行者曰ク、其元も定て由所有者者な

らんと問れて、主シ両手をつき、申上るも面目無候得共、御尋ニ依て言上仕る、我等、先祖と申ハ内大臣鎌足公之後胤にして、齋藤別当実盛之末孫也、実盛ハ惠源太義平ニ随ひ、待賢門之夜軍に討まけ、主従十七騎にて平之重盛五百余騎と勇戦して、其かひなく、不運ニして、此時源氏亡て平家一統之代と成し故、心不成平家ニ随ひ、賀州篠原之合戦ニて終に討死しけれハ、其子幼して世を免れ、其時より数代浪人となりて居る事残念ニハ思ひけれ共、我身ニ難病有之渡世だに成兼、是非なく悪行を仕り候処ニ、今夜不思議に行者之大徳ニ依て御改に預り、誠ニ恐入申候、是迄之悪心を改め可申間、罪業の消滅のために、何卒御弟子ニ成被下、何国迄も御供仕度候と奉願、故ニ、角行藤仏仰候ハ、我等事ハ不二仙元大日神を拜、一命大行を成、諸国を廻る者なり、其方、今日より心を改め、我に随ひ万法を助る道を学べし、又、汝か癩病ハ平癒いたし、常の人と同躰ニ相成可申と、即ち御風先俵を被下、一七日大行被成候し間、病氣ハ平癒いたしけり、其より師弟之約速有之、(東方、以下同じ)名を大法と付玉ふ、依之、女房も御供仕度願けれ共不免して、汝ハ親之元へ立帰り、何方へなり共縁付べしと有りし処、女房申候ハ、自ら義再縁の所存少しもなし、女人ハ別罪深しと承る故、唯々御弟子ニ相成一命懸ケ、大行仕度と願けれハ、然らハ、弟子ニハ致可申也、此処ニて一念大行可致、我等も又尋ね来り申なりとて、師弟兩人東国を志し出立す、時、齋藤太左衛門助盛ハ今年二十八才にして、行名大法と言て誠ニ弘氣之者故に、師におとらず荒行勤候へ共、何れ之故にや後終にハ白糸滝ニて死する也、先下野国日光山中禪寺之湖にて一七日大行有処ニ、同国宇津宮鉄砲町と言所ニ星野運平と言者有て、おしの病有故ニ平生水行を勤め至て信者なりしが、ある夜日光大権現之御告ニ曰、汝か病ひ人並不成、依之仏神三宝へ願と言とも其印なし、是前世之業因なり、此度、我か山ニ一人之大行者来れり、此の行者の弟子と成て行法を勤る時ハ、除病延命難なしとの御告ニ依て、明日ハ早朝に出立、彼の山ニ尋来り、中禪師之湖水ニ参り見れハ、御告之如く之行者二人居り、依之右の由を行者ニ願け

れハ、角行者曰、今日より又一七日^二心懸たる願行成就故、其より其元之宅へ尋可申候間、先ハ宿元へ帰り相待可申
と之事なれハ、運平ハ有難く存、我家^三帰り、猶々信心無怠相待所^ニ、約速之通り行を仕終りて、宇津の宮運平が方
^ニ大法共御入有て、御風先佻被下、又、中禪寺之湖^ニ参り兩人^ニて三七日大行有て、運平之病氣平癒致けれハ、両親之
悦ひ限りなし、行者へ厚く御礼申上、其上^ニて父親尋候ハ、先尊前様^ニハ恐ながら何国之御方^ニてわたらせ玉ふと問、
行者答て曰、我ハ心願有て不二仙元大日菩薩を祈る処之行者也、此一人ハ我カ弟子なり、今日より運平も我弟子^ニ致
し可申、汝、是より行法勤るならば前生之罪滅して、子孫も長久成べしとの仰^ニ依て、運平ハ両親諸共有難御請申上
る処、又行者曰く、其方儀先祖より之百姓なるか又ハ武門之未成カト尋けれハ、父親の曰、我等先祖ハ本国奥州^ニて
左大臣魚名公末葉^ニて田村將軍へ仕官之者なれ共、今ハ土民と下りて数代此処^ニ住居仕ると言けれハ、其時角行横手を
打扱々不思議之事なり、我も元ハ藤原氏^ニて是なる弟子も同姓の斎藤実盛の末なる故、三人一姓なる事深き因縁なる
べしとて、猶々一心決定して三人心ヲ合せ可行、運平の行名ハ日昶と改メ、夫より北大峯奥州脱骨之岩屋^ニ入り一七
日大行相済候処、都合三^三年之間^ニ日本六拾六^六ヶ国を山々嶽々浦々島々神社仏閣不残拝礼修行成就也、尤、諸国未合戦
有之平人にてハ廻り難し、此の行者ハ真^ニ仙元大日神之御力^ニて、一夜之内^ニも数百里を行事、海之上自在なる事、神
通力^ニてか、る妙術を得たる故^ニ、為天下之、諸国順拜成就して、天正七年^七四月中旬人穴へ帰り玉ひ、弟子諸共^ニ大
行御伝へ有りて、又々大行有し処^ニ、同十一年^{癸未}七月十二日夜明近き、此於人穴中^ニ仙元大日御伝^ニ曰、今日中に此処
へ武將一人可來、此人ハ天神地祇の免しを請て、今日より天下を可治人なりとの御告有ける^ニ、果して其日午のこく
と思ふ頃入り来り玉ふ人有り、是即、徳河源君^ニて渡らせ玉ふ、先年此処^ニて急難有りしに、仙元大日之加護^ニて急難
を免れ、不思議を現す事全く行者之徳^ニよるなれハ、右の礼として参入被遊、行者^ニ御面談有る、其時、角行難^マ

出向へ申上るハ、今日君御入來之事今朝卯之刻より、仙元大日之御告ありし故、御入之所を奉待候、然ハ、供來し方々ハ御穴之口置、唯神君様と南光坊僧正角行者と三人計り穴の奥入り、種々之御物語り有之、先角行曰く、君天下の大將軍と可成之印を知らせ可申とて、仙元大日より下されし所の御証文を穴中懸玉ひて曰、先、当山ハ天地之開闢して国土の御柱ら万物出生の根元なり、然れハ、国之元人杼之始メなり、此故、人皇御代々国を治メ玉も皆此の神の力にて、慈悲大行を元とする也、天下万民のため備行惰行之合戦して、必非道是なき様、道不明して国を得る事かたし、唯天神より授玉ふ処を大切守り、必死即生之軍功を現し、捨身ノ大行を勤めなバ、自然と國中治る也、かりそめも奢りの心なく、貞行を大切守り、食ハ米と塩と水にて足る、衣服は木綿にて寒をしのぐべし、常に五穀の恩を不忘、往古三粒之米始りたるを取捨レバなし、然る時ハ何を以て命を保者や、其三粒を大切種と成して万ばひしたる故に、今の世界に満て、万民露命を續く事を思ひ、忘れても少しの品にても無益に捨間敷、大慈大悲を常とせば天之御心に叶ひ、自ら無病にして子孫も繁昌する者也、是万物一杼之理成る故也、又、我意を募り他を落し、美食美服を好ミ、仁志なき人ハ自然と病を生し、短命にして、子孫不栄、是ハ、みだりに天縁をつひやす故なれば、是即自業自得と言物也、只々、仁義礼智孝弟忠信之大行不怠して合戦可勤、然る時ハ、天下一同志を君に寄する事、北辰其処に有て衆生是に隨が如く、風に草のなびく如し、然れハ、君一人之行にて天下万民正直助合るの代と成る事、是万法之元成べし、然る時ハ、天地和合し、天下治る、国治れハ百宝自ら増、宝滿れハ万民豊に安住也、君之合戦國民を救助るの大行なり、然れハ、日月の行道と同しく、仏法も釈迦如来一人之方寸より出て、三千仏之利益を現し、神も人々の信こうに仍位高し、世乱れて拝せされハ有ても無か如し、是より世改り万法立事、君一人の行にあり、是故に自身を忘れ、他を恵ミ、慈愛を以て人を救ひ、情を以て人をつつけ、堪忍を以て身を保ち、不足

を以て和をと、のひ、政道を以て国家を治め、正直を鏡として一切之事を行ひ玉いて、君天下の大將軍子々孫々に至る迄御代泰平に治る也、我も父母之望みに仍、数年之大行に是計り願し処に、今日仙元大日之御慈悲に仍、君にあひ奉り、心願爰に開は有難く悦事ハ無限、我又君之天下を治玉ふ後迄も大行して、猶長久を祈り末代守護を可仕候、今、我言し事我か言にあらず、一々仙元大日之御告なりと有けれハ、其時、神君様も御悦限り無、行者に向て厚く御礼有て、人穴御立也、行者又僧正に向て曰く、今日我申所能く御心得有て、君に力をそひて大行を成就守護し玉ひ、是誠に天下之父母成るべし、必々、此事幾重にも御頼み申上るとて、御穴口迄御送り被成、行者右之如く又々大行仕る、御両所ハ赤池善左衛門方へ御入有て曰く、其方儀以前之功もあり、又、画行之事も能く世話仕る由、両用之礼として武家に取立可申由被仰候へ共、善左衛門申上候ハ、我等事中々武士ハ勤り不申、外望も無之、只願曰ハ此処へ一邑を取立、末代通路之助に仕度と之事故に、其意に任せ見通しの御朱印被下置候、其文曰、

駿州富士郡人穴宿中之事

田畑共不入之間是旨を守り

末代迄可令住居者也、仍

如件

天正十一年 本多 弥八郎

未七月十三日 奉之

人穴宿

○ 善左衛門へ

外_二

一 御扇子 一本 十二本骨
富士山ヲ金_二相書る

一 御槍 一本 長 二間

一 御刀 一本

無銘_二して
外ハ惣めつき
あをひのほりもの

此後、関東御入国有て、明年天正十九年又々被為入、行者_二対面して曰く、我当時関東八ヶ国を治る事、是仙元之利益なり、全く行者之念願故なれハ、其方望事も有らハ可被申との御意有れ共も、画行藤仏ハ只天下治るより外_三望事もなし、唯父母の望によりて、此大行動るなり、全、我身之名聞に不有、天下万民のためなり、今すでに願成就して、大方天下も治る事、此上もなき悦にて有難き御神徳に候、君にも、今八ヶ国之主となり玉ふ事皆仙元之神徳なれハ、先_二申上る通り一々守り玉ハ、君天下を治玉ふ事_者眼前なり、我又、仙元大日神之加護を可願上、是迄数度合戦被成候事、皆天下万民のためなり、此すへも難義之戦可有、然れ共、必死と定、戦時ハ帰て勝利有るなり、唯世のため大行と心得て御合戦可被成候、然る時ハ日月之国土を照し玉ふに、淨不淨之へたてなく万法を照し根となり、天下之万物を助、憐玉ふ如くにて、是即神なり、仏なり、一切衆生之父母なるへし、君天下之主と成玉ふ事日光天の再来なる故也、即、仙元大日と一仏一神にして、水仏火仏之根元なり、夫、富士山_者頂上_三靈水有て、裾野に八湖有り、是水の元也、君の姓ハ源氏にして、新田と言も徳河と言も、定紋のあおひも皆水にして、是自然の道理也、仙元大日南方

天二開て北土に入玉ふ、長日月光仏東より照して西に入玉ふ、天子天下を治めて万民の安樂を頼む事、仙元大日之御慈悲なり、我か父母世を思処之物語りニ曰、元弘にハ北条ノ高時無道故に、上下万民之苦しみ止時なし、夫より、足利に至りても国政悪敷故に、国中之憂ひ多く恨事少からず、我か父母是を歎きて、天に祈り地を拝し、三光の御告にて、一人之男子を授りて、成長の後神力を願ハ、其時二漸く治国なるべしとなり、又、仙元大日之御告に日の神之情にて一人之明主を下し、天下を治めて数代成るべし、又、猿田彦太神の靈を下して、遵従を断つとハ秀吉公之事なり、是皆、天より其役人を下して治メ玉ふ事なり、然ハ、君も我も天の使なるべしとの御物語り有て、神君様ハ人穴御出立被遊、駿府へ御歸り有て、其後又、慶長十五年¹⁶⁰⁸年八月人穴に御入にて角行者と関か原御合戦の事御語り有て、亦天下一同の事全く仙元大日神之加護有し事、あまり有難く存る故、行者へ何がな札之印を残置度と有けれ共、行者少しも望無也、此度君天下を治玉ふ事、私大行仕る事名聞にあらず、自行二不有、皆天より与玉ふ処なれハ、世上に多く有る所の行者渡世のために勤るとハ黑白之差別有り、我今少したりとも、君より恩賞を玉わらバ、末世^三至り、本心之行法を勤る者不可有、皆仙元大日神を立て物にして渡世として、欲心の行者となり、だあく趣之門を開くなるべし、依て、今日君より御礼とてハ、一紙半紙も請不申事を手本として、末代此法にて物取事無用なり、後代天下治る事、皆仙元大日の神徳なるべし、此物語り之事決して他人^五ハ不知、後代へ不伝、如何となれハ、是を知る時ハ末代に至りて、富士行法に自まんの心生て、帰て害となる事故に、法脈続ず、然る時ハ、天下之ためにも宜らず、唯天下衆生の為に後代怠なく、富士登山仕度候、たとひ、一度たりとも此山へ登りたる人ハ仙元之氏子^ニして、即我弟子なり、然□、四民渡世の余力を以て、不二山信心いたす事を弘め申度候なり、外^三望ハ少しもなし申上れば、神君様にも誠に御かん心被成、行者^三三礼被遊、駿府へ還御し玉ふなり、同年ノ冬寒中、三十日之間北口大鳥居之脇に

て、天下泰平五穀成就之ため、開山角行藤仏まるはだかにて、手足之小指迄も身と身を付ざる大行にて、昼夜御立被成けれハ、御身より血ながれ、誠におそろしき御姿故、日珥申上候ハ、此大行被遊候事末世之法会信心之ものに伝度候間、御姿を写し度と願けれ共、免し玉ハらず、我末世に名を残す事を好まず、唯天下のために、大行なりとて不免候之故に、日珥平伏して其ま、三十日大行満る迄少しもさらす居る故に、行者にも日珥の志し不便に思召、自筆にて其姿を写し玉へて、身躰より流たる精血を自ら御手に付て曰、我か魂は此真多ひに入ると有て、御手の判を被居日珥に被下玉へて曰、北口仁王門之前なる松枯る時ハ、法会繁昌可成、五月廿九日前に御山の雪消るならハ、我菩薩となりしと知るべしと有て、其後ハ御真影ばかり登山為致候となり、末世登山之人ハ守護可仕との御誓言也、夫より、人穴へ帰り玉ひて、明年正月二日より大行之節、又々、仙元大日神御告有て曰、汝か大行成就之故に、猶々天下平和となり、万民安樂と成事故、是より汝が名を可改とて曰ク、角行とハ国之形之角木にて、天子之御名代之行を成す故に、如右なり、今亦大願成就して、国治る上ハ品々の風先倂を画事行とする故に、画行藤仏と改名申付る也、又、汝ハ北辰之分身なる故に、等覚本覚之故を以て如斯なれ共、治国之願ゆへに日月之行道に形取りて、東と言字を付たりとの事なり、其時ハ永祿三年^{庚申}より始メ、富士人穴行惣^{六十一}年目ニ当る故、元和六年^{庚申}三月廿一日より七日之間、穴中^ニて立待大行、三人ともに目を不合、四月初申ノ御日待を勤玉ふ、此時行者八拾才、大法ハ七十二才、日珥五十四才なり、其後七日之間断食にて、若し行中にさぶき一ツ出なバ舌を喰切るとの大行なり、此時に、武州江戸町内^ニてつきたおしと申病流行し、針灸にても治せず、三日之内ニ死ス者多し、御上様より名医を下し玉へとも、其しるしなし、時に元和六年七月二十五日江戸より尋ね来る人ありて、何卒此度御下り有て、大勢之病人を助玉へと言けれ共、行中故ニ行玉わす、只御風先倂五千枚ひと御証文一幅持参にて、弟子兩人計り江戸へ下り、御風先倂一枚吞せて、御証文^ニて

病者之頭をなて玉へハ、忽に平癒する事五十人余なり、故に江戸入口ニ札を立、加持する処、三日之間ニ千人之余病平癒なりけれハ、江戸中かくれなし、時に二代將軍様之御世なりしが、此事早々も上聞に達しけれハ、御老中様方仰出され候趣ハ、此度御府内に病人多く有之ニ付、町方へ不思議の行者来りて書物を以て、忽ち平癒致させ候由、是甚クあやしき事に思召れ、召取相尋ね可申との御上意なり、依之、御町奉行島田治兵衛、米津勘兵衛兩人御役所へ被召出候所、時に御寄合ニて御年寄安藤対馬守様御尋ニハ、不二之願人ハ本尊ハ何を用ひ候やとの御尋なり、其時大法申上候ハ、我々ハ本尊と申者無之、只、二親を敬ひ五穀を尊み、不二仙元大士と長日仏月光仏を朝夕奉拜之外他事無之と申上る、其時、品々御たづね有之処、一々申上る事明白なれハ、重て被仰候ハ、然る上ハ咎め申事無之、又、俗人なれハ祈念を可免理もなし、只、内信心いたし加持祈祷ハ延引して護符は別段なりと被仰付候趣、奉承智上ハ、末代にても其心得にて信心可勤申候、此時、先年角行へ者神君様より御意之趣申上なぞ、何様之願も相立可申なれ共、右之始末ニて、外を不申立事、即仙元大日之御心に叶ひ申処なるべし、其後も、猶々御代長久を祈るとて、不怠立行被勤候て、終に御年百六才にして、正保三年^{丙戌}六月三日人穴にて立行しま、大往生をなし玉ふ、其後、寛文元年十月に至り、日珥其弟子珥心、地主善左衛門三人申合せ、神君様之御報恩、開山之追福供養之ために、光保寺再建して、猶々天下泰平国土安穩、五穀成就、万民豊樂と奉拜礼所也、

子ノ家和楽仁母身血色附

古寺ノ庭阿羅面白ノ母ノケ

シキヤ

干時寛文元年辛丑六月廿三日

珖心写之

其後

延宝二年甲寅夏赤池へ伝る

又天保六年乙未年行者写之

甲州都留郡小沼村権守氏へ

与之

(西桂町倉見 蜂須賀正和家所蔵文書)

フレーム問題と世界

——人工知能・哲学・ハイデガー——

芦田宏直

有意義性 (Bedeutsamkeit) として世界性を構成している指示連関 (Verweisungszusammenhang) を、人は、形式的には一つの関係体系 (Relationssystem) といういみにおいてとらえることができる。ただ注意すべきなのは、このような形式化は本来的な現象の内実を喪失してしまうほどに諸現象を平板化してしまうということ、ことに有意義性を含みもっている「単純な」諸関連の場合には、なおさらのことである。Um-zu Un-willen Wonit einer Bewandnis といったこれらの「諸関係 (Relationen)」や「諸関係諸項 (Relate)」は、それらの現象的内実から見れば、あらゆる数学的な関数化 (Funktionalisierung) に逆らう。それらは、なんら思考されたもの (Gedachtes) ではなく、或る「思考 (Denken)」のうちで初めて定立されたものでもなく、配慮しつつある環視 (Umsicht) そのものがそのつどすでにそのうちに引き留まっている諸関連なのである。

(ハイデガー)

人間が行為するということの中には、行為の主題となつてゐるものの遂行とその主題的行為の遂行と同時に生まれる「副産物 (side effect)」（D・デネット）とが含まれている。

たとえば、コーヒーを飲むうと思つて、カップをソーサーから取ること、カップを口に当てて飲むこと、それらはコーヒーを飲むことの一連の主題的行為に含まれている。しかしコーヒーを飲むという行為は主題的連関以上のものを含んでいる。たとえばコーヒーを飲む際に生じる音（コーヒーを飲む音など）も、「コーヒーを飲む」という行為の中に含まれている。それはコーヒーを飲むという主題的行為の「副産物」に属しているといつてよい。誰も音を出さず、コーヒーを飲んでゐるわけではないからである。この意味での「副産物」は、ほかにもある。飲む音以外にもカップとソーサーが触れ合う音、あるいは少々大袈裟ではあるが手やカップを動かすことによる気流の変化、また身体内の生理的变化、あるいはその動作をそばで見ている他人の印象をこれに加えれば、コーヒーを飲まなければ起こらなかった変化は、かなりの数の「副産物」を生み出していることになる。

しかし「副産物」はそれだけではない。たとえばコーヒーを飲んでいるとき、突然電灯が消えたでしょう（松原仁、「人工知能における「頭の内と外」」『哲学』1980(2)、以下ページ数のみの指示は同書から）。飲んでゐる人は驚くに違いない。なぜ驚くのだろうか。おそらくコーヒーを飲むことと電灯が消えることとの間には、「変化」にかかわる因果連関がないからである。普通われわれは、何をすれば何が起こるかという「変化」の関連を視野に収めながら――間違つてゐる場合もあるにせよ――行動している。行動とはいつても予期行動なのである。この予期のうちには、主題的行為の変化連関と共に、同時に「変化しないもの」との連関も含まれている。われわれは、コーヒーを飲むときにコーヒーを飲む音に一々驚いたりはしないが、その時に電灯が消えると驚く（場合がある）。つまりコーヒーを飲んで「電灯は

ついたままである」(松原)ということ(コーヒーを飲むと音がするだろうということと同じように)予期しているからである。しかし、変化する「副産物」を「考えること」以上に変化しない、言わばマイナスの「副産物」を「考えること」はもつと難しい。というのも、コーヒーを飲むことと「変化しないもの」とは、コーヒーを飲むことにとつてはさしあたり関係のないものであり、関係のないものを「考えること」ほど考えることが難しいものはないからである。難しいというより、あまりにも任意性(偶然性)が高いため考えようがないのである。コーヒーを飲んで、「電灯は付いたままである」「コンピュータ(の電源)はついたままである」「ドアは閉じたままである」「ソーサーが割れたりはしない」「床が動いたりはしない」などと任意に言い始めれば、きりがないことになる。「一般に或る行為によって、変化しないことは限りなく多いので、このような規則は無限に存在する可能性がある」と認知科学者、松原仁は言う。

「人工知能」にこの「関係」を巡る「情報」を処理させるといふ認知科学の関心から言えば、これらの「膨大な情報」は「人間」の「頭の内」にあるのか、それとも「頭の外」にあるのかという「問題」にまで展開する。もし、「膨大な情報」なしにコーヒーを飲むということが起こりえないとすれば、「情報」の「膨大」性は「人工知能」を絶望的な状況に追い込むことになる。なによりもこの「膨大」性は「人間が考えたりもしない」情報の「膨大」性であるからだ。この状況が「フレーム問題」を生じさせている。この種の「フレーム問題(Frame problem)」——たとえばコーヒーを飲むことについて、その行為と「関係のあるもの」と「関係のないもの」についての枠フレームを「考えること」のミンスキー(Marvin Minsky)やマッカーシー(John McCarthy)以来の記述の経済構造をめぐる「問題」——は、松原(の説明)によれば、「計算機が問題を解く際には、問題解決に関係する情報はすべて計算機の内面にある」(二

五) という「観念論的な方法論」の前提から生じている。計算機の「自閉症」的な「内面」を前提にすれば、この場合の情報の「膨大」性は、絶望的な仕方では強調されるほかないのである。

それに対して、この「膨大な情報」は、「自閉症」的な「内面」ではなくて「頭の外」にあるという「實在論的」な立場がある。「必要な情報は（全部ではないにしてもほとんどは）『頭の外』にあるのだ。それが『頭の内』との相互作用によって必要なだけ『頭の内』に取り込まれる。人間は手を動かしたり足を動かしたり声を出したりして、外界に対して作用を及ぼすことができる。その作用の影響を視覚・聴覚などの感覚器を通じて取り込むことによって、状況に応じた情報を得ているのである。だから膨大な情報の記述や処理に困ることはない、ここではフレーム問題は問題にすらならないのだ」(二二六)。

しかし問題なのは、膨大な情報がどこにあるかを——たとえば「表象主義」(頭の中の観念論)に対して「状況意味論」(頭の外の實在論)的に——指摘することではない。単に膨大な情報の膨大性が問題なのではなくて、その膨大な情報の「情報処理」能力の膨大性がフレーム問題を生じさせているのであって、「實在論的な方法論をとっても膨大な情報から必要な情報を取り出す過程がなくなるわけではない」(二二七)。そもそも何が「必要な情報」であるのかを決めること自身が困難であることがフレーム問題であったからである。たとえば「驚く」ことにとって「必要な情報」が何かについて答えることなどできるはずがない。必要でない情報こそが驚く「ための」情報だからである。言いかえれば「膨大な情報の記述」を「實在」主義的に「頭の外」へ追い出した分、推論の膨大性が「記述の膨大性」にとつて代わるだけのことなのである。大沢真幸が言うように「減少した記述は、推論の量によって補償されなくてはならない。ある状況で、ある定理が成り立っているかどうかを決定するためには、過去の状況に次々と遡る推論を

しなくてはならない(…)。膨大な記述の検索が必要のない分だけ、膨大な推論を行わなくてはならない”のである
〔知性の条件とロボットのジレンマ〕^三『現代思想』十八―三号。

松原仁は、したがって「フレーム問題の本質」を、「有限の能力しかもたない情報処理の主体にとつて膨大な情報を完璧に扱うことはできない」(三四)という点に求める。

松原の言い方で一番気になるのは、「膨大」という言葉―別の論文(「一般化フレーム問題の提唱」)^三「人口知能になぜ哲学が必要か」哲学書房)では「記述の量」の「爆発」とまで松原は言っている―の使い方である。コーヒーを飲むことにおける情報の膨大性という点で言えば、それは、せいぜい何かカップのようなもの―飲む「ため」の“適性”を有した「道具」―で飲まれるだろうということ以外には演繹的に(形式的に)取り出される情報はないのであって、にもかかわらず、このこと(コーヒーを飲むこと)は、それ以外の「情報」―ハイデガールの言えば、それは(「世界」性のウム(UM)ということであるが―を松原の言い方で言えば「必要とする」ということである。この“それ以外”ということを松原は認知科学者の立場から「膨大」という情報の“量”の問題に安易にすりかえている。問題は情報の膨大性ということではなくて、一つの出来事が存在しうることの諸条件をなんらかの形式化(実体的な“包摂”性)によって取り出すことはできないということである。言いかえれば、「考えもしない」電灯と、カップを(意識的に)とることとの「関係」を「形式化」することができないということである。しかし、ここで、“できない”ということとはなんらかの能力―認知科学が「情報処理能力」と言うような―の問題なのだろうか。それは、またしても「状況意味論」的な、そしてまた実在論的な立場に後戻りすることなのだろうか。

この「形式化」の問題は、コーヒーを飲む「ため」にコーヒーカップを“とる”こととそのときに「考えたりもし

ない」電灯を”とる(とっている)“こととの落差にかかわっている。情報の「膨大」性という言葉は、この落差の本質性を稀薄なものにするように思える。この落差は「膨大な情報」を処理する能力を有した「計算機」の出現によって解消するのだろうか。

松原が認めるように、コーヒーを飲むことにとって、つまりコーヒーを飲むことのフレームにとって、電灯の点灯(の如何)は「考えたりもしない」ことかもしれない。しかし「考えたりもしない」ことなしには、コーヒーを飲むことは「考えられない」。この種の無意識はどのような意識的とされる出来事にも付き纏っている。そしてこの無意識をこそ、「膨大な情報」を処理することによって量的に覆うことができる(だろうか)というのが認知科学者の「計算機」にかける期待(と不安)なのである。

コーヒーを飲むこととって一見すると無関係で無意味なこれらの出来事が、しかし無関係でも無意味でもないのは、こういった無関係なものとのなんらかの関係がなければ「驚くこと」はありえないからである。もし「電灯は付いたままである」ということが、コーヒーを飲むこととって端的な無(無関係そのもの)であるとすれば、コーヒーを飲む者は、電灯の付いていること(明るさ)、あるいは消えること(暗さ)の如何を問わず、コーヒーを飲み続けることになるだろう。コーヒーを飲むこと自体は、部屋の明るさと直接的な関係を持たないからである。つまり驚くことが(できる)者は、コーヒーを飲むこととって無関係なものとの関係を何らかの仕方でも有していなければならぬ。一人の人間にとってコーヒーを飲むことは、場合によってはありえないことかもしれないが、「驚くこと」は、いつだれにとっても(何をしていなくても)ありえないことではない出来事である。つまり、驚く者にとつて驚く者(である)ことは少なくとも行為の主題とは無関係なものに対する開放的な関係を常に有しているということ

である。

サイバネティクスにおいて、N・ウイナーがフィードバック制御を「機械を予定の行動によってではなく、実際の行動に基づいて制御すること」(「人間機械論」)というふう^にに説明したとき、たしかにウイナーは、機械もまた人間と同様に開放的な関係を実現し得ることについて語ろうとしていた。たとえば、通常、機械は「予定」できない諸変化に対して人間のように、「臨機応変」に対応できないと考えられている。しかし(自動ドア)は、いつ来るかわからない入場者に対して、「臨機応変」にドアを開けたり、閉めたりすることができる。つまり「彼」は、入場者の「実際の行動」に基づいてドアを開け閉めできる。なるほど機械もまた間違つてドアを開け閉めすることがあるかもしれないが、それはしかし、人間もまた何時でも臨機応変なわけではないことに「平行」した事態であるにすぎない。「実際の行動」という言い方において、ウイナーは人間⇌機械の開放性について語ろうとしているのである。

しかしこうい^うった開放性においてウイナーが考えている人間と機械の「平行性」は、「恒常性維持(homeostasis)」のための「諸変化」に対応する能力に限られている。言い換えれば、ウイナーの「諸変化」はまだなお実体的なのである。それは、ベルタランフィのシステム論やオートポイエシスのモデルにおいても共通している問題であつて、ウイナー以降の人間⇌機械論もまた拡大された実体論——かつてハイデガーがカッシーラーの「関数」概念を「形式的な実体」概念にすぎないとい^うた意味で——の域を一步も出ていない。「諸変化」に対応する能力(恒常性維持能力)ということについては、おそらくウイナー的な(機械)にできないものは何もないと言^つていいかもしれない。しかし「実際の行動」は諸変化の「実際」に関わつて^いるのではなく、むしろ行動の「副産物」に関わつて^いる。D・デネットが描くロボットR¹は、ウイナー的な開放性の限界をよく示している。

「自活すること以外、特別な仕事のなかった」ロボットR₁は、自らのエネルギー源である予備バッテリーをしまつてある部屋からそれを取り出そうとしていた。重い予備バッテリーは、幸いなことにワゴンの上にあつた。ロボットR₁は、ワゴンを引つ張り出せば、予備バッテリーを取り出せると考えた。ところが、そのワゴンの上には時限爆弾がまもなく爆発するようにセットされていた。ロボットR₁は、その爆弾を取り除くことの意味を知らないままに（爆弾がワゴンの上にあることを知つてはいたが）、ワゴンを運び出せば予備バッテリーを取り出すことができると考え、ワゴンを、つまり予備バッテリーと共に爆弾までも一緒に運び出した。しばらくして、爆弾は爆発。ロボットR₁は爆死した。

ロボットの設計者たちは、ただちに次の「自活」ロボットR₁D₁の作成に取りかかった。「次のロボットは、自分の行動の帰結として自分の意図したものでではなく、副産物 (side effect) についての帰結も認識できなければならぬ」。ロボットR₁が爆死したのは、ワゴンを取り出すという行為のなかに、予備バッテリーを取り出すためという行為の「意図」とは別の「副産物」が含まれていること、つまりワゴンを取り出すと予備バッテリーばかりでなく、時限爆弾も取り出すことになることに気付かなかつたためである。「ロボットは、周囲の状況の記述を用いて自分の行動を計画するから」、次のロボットは「そのような記述から副産物についての帰結を演繹させればよい」。

ロボットR₁と同じ苦境に立たされた「演繹ロボットR₁D₁」は、設計された通り、その行動の帰結を考え始めた。「彼は、ワゴンを部屋から取り出しても部屋の壁の色は変わらないだろうということを演繹し、次に、ワゴンを引けば車輪が回転するだろうという帰結の証明に取り組み始めた。そのときであつた、爆弾が爆発したのは」。

意図した行為の「副産物」は、単に時限爆弾のあるなしにとどまらない。ワゴンを取り出すことによる「副産物」

は、無数にあるにちがいない。それを一つ一つ数え上げ、その帰結を証明しているうちに爆弾は爆発してしまった。

したがって重要なことは、単に「副産物」を意識することにあるのではない。副産物の中でも、自分の意図に「関係のある帰結と関係のない帰結の区別を教えてやり、関係のないものは無視するようにさせなければならない。(…) 帰結を目下の目標に関係があるかないかにしたがって分類する方法を開発」しなければならない。このロボットモデルは、「分別のある演繹ロボットR₂D₁」と呼ばれた。

R₁、R₁D₁と同じテストにかけられたR₂D₁は、しかし「部屋の中に入ろうともせず、まるでハムレットのようにじっとうずくまったままであった」。「何かしろ！」と設計者たちが叫ぶと、彼は「してるよ」と答えた。「ぼくは、無関係な帰結を探し出してそれを無視するのに忙しいんだ。そんな帰結が何千とあるんだ。ぼくは関係のない帰結を見付けると、すぐにそれを無視しなければならないものリストにのせて、(…)。そうしてR₂D₁もまた、「じっとうずくまったまま」爆死してしまった(D・デネット、「コグニティブホール」³「現代思想」2007年)。

D・デネットが象徴的な仕方で語るロボット(=人工知能研究者)の蹉跌は、しかし単に〈機械〉だけのものではない。この蹉跌こそが、人工知能研究者や認知科学者によって「フレイム問題」——すなわちこの場合には「関係のある帰結」と「関係のない帰結」とのフレイムを見出だすことの「問題」——と呼ばれていたものだが、〈人間〉もまた同じように「フレイム問題」に悩んでいる。身体(からだ)にいいと思つて飲んでいるクスリが思わぬ副作用を起して自らの身体(からだ)を蝕むことがある。この場合、「クスリを飲む」という行為は、ロボットR₁が「ワゴン運び出す」という行為と同じものである。ロボットR₁が爆死したようにして、〈人間〉は「クスリを飲む」ことによって、その「意図」と反対のことを(しばしば)行い得るのである。もし〈人間〉が「クスリを飲む」ことの副作

用（「副産物」）を“考え”始めたなら——つまり「副産物」の中でも「関係のある帰結」と「関係のない帰結」とを分類し、さらに「関係のない帰結」を「無視する」リストにのせることを“考え”始めたなら——おそらく（人間）もまた「ハムレットのようにじつとうずくまったまま」病死するほかないことになるだろう。そのようにして、ロボット R₂D₁は爆死したのである。

しかしにもかかわらず、（人間）は「ハムレットのようにじつとうずくまったまま」ではなく、実際クスリを飲んでいる。正確に言えば、クスリを飲んでもいるし、薬害で死にもしている。またもちろん「うずくまったまま」病死するものもいる。このロボットと（人間）との微妙な差異を、松原仁はフレイム問題をめぐる「疑似解決の問題」と呼び、「多くの場合に人間があたかもフレイム問題を解決しているかのように見えるのはなぜか、という問題が未解決のまま残されている」（『人工能になぜ哲学が必要か』哲学書房）と言っている。松原が「疑似」という言い方するのは、フレイム問題は「人間にもコンピュータにも解けない」と考えているからである。

しかし松原がそう考えるのは、フレイム問題を“考えて”（＝表象して）しまうからである。考えてしまう限り、フレイム問題は人間にも解くことができない。

大沢真幸は、考えてしまうがゆえに不可能な出来事として、R₂D₁の「無視」という操作に特に注目する。というのも、無視するということはその“対象”を覚えてしまうと無視したことになるからである。「フレイム問題は、世界の中で起こりうる無限に多様な事柄を、純粹に無視する術を知っているものにたいしてのみ解消される」（『知性の条件とロボットのジレンマ』E『現代思想』1990.3）と大沢は言う。つまり R₂D₁は、結局無視する能力がなかったのである。無視する前に無視するものを考えねばならなかったからである。「無視という奇妙な操作は——と大沢は続ける——自

らが存在することの現実性を、その操作が直接に帰属する時点には確立できず、その時点の後に確立する。つまりそれは、操作が実現された（はずの）現在ではなく、その操作にとって未来であるような場所に、存在の現実性をはじめて確保することができる（したがって、未来からの逆投影として「かつてあったもの」として発見される）。また無視は、肯定的に積極的な形式においてはさしあたって存在していることすらできず、ただ自らの否定を鏡として、そこに自らを参照させることよつてのみ、現実的である（それは、そのようには予想していなかったという形式の否定を通じて見出される）。

松原の例で言えば、コーヒーを飲む場合「電灯は付いたままである」ということは、通常コーヒーを飲む者によつて「無視」されている。しかし無視している（無視していた）ことがそれとして（人間）にわかるのは「無視している」現在においてではなく、電灯が突然、偶然に——コーヒーを飲むこととは無関係に——消えたりして、「そのようには予想していなかった」未来の、「否定」的な形においてのことである。

ロボットR₂D₁が「じつとずっとずくまっただまま」であつたのは、「無視すること」を現在において——というより正確に言えば、行為する前に——しかも肯定的な形で、「考え」ようとしたからなのである。もともと無視しているものは、コーヒーを飲むことにとつて、ことさらに意識する必要のない（無関係のない）ものであり、しかもことさらに意識する必要のないものは、コーヒーを飲む際にことさらに意識している（無関係している）ものに比べれば、はるかに（無限に）数が多いため、それをコーヒーを飲むことと同時に、考えることは、コーヒーを飲むことなく「じつとずっとずくまっただまま」考え続けざるをえないことを意味している。つまり、無視することを考えてはいけなないのである。

しかし無視することの対象がそれ自体無ではないように、考えないことは何もしていないことなのではない。大沢

は、無視という「未来性と否定性」を有した操作を「消極的な操作」と言い、「ロボットたちにとつての躰きの石は単なる不在でもなければ、通常の積極性≡肯定性でもない操作の消極性である」と言う。「無視の操作を、積極的≡肯定的に何かを行う操作としてプログラムを構築するや、(…) フレーム問題の深い森の中に迷い込んでしまう」。

デネットは、先の論文で次のように言っていた。「AIが平凡な情報を表舞台に引つ張り出すのは、AIがゼロから出発しなければならぬからである。行為者をシミュレートするためにプログラムされたコンピュータ(あるいは、シミュレートされた世界ではなく現実の世界を実際に扱おうとするなら、ロボットの頭脳)は、最初は「世界について」何も知らない。このコンピュータは、ロックの語ったタブラ・ラサであり、必要な事柄は、ともかくすべて、最初にプログラマーによって、あるいはのちの学習を通じて、そのうえに書き込まねばならないのである」。

デネットは、ここでAI研究者を批判しているのではない。AI研究者こそが人間を、人間のに研究する哲学者や心理学者が隠蔽している「平凡な情報」——「コーヒーを飲む」ときにも「電灯は付いたままである」というふうな——を「表舞台」に引つ張り出すのであって、それはAI研究者が人間についての偏見や予断から、つまり人間(人間学)的に、人間のに出発するのではなくて(プログラムを書くために)「ゼロから出発しなければならない」からである。むしろAI研究者こそが「平凡な情報」を取り出すことによつて——デネットはフッサールの「内省」では見逃されがちなこの「平凡な情報」についての洞察を「異端現象学」と呼んでいる——、人間の人間性を根本において、人間の「始めたのである」。

しかし、この企ては矛盾を含んでいた。ロボットを作ることは無意識(無思考)ではできない。ところが考えながら作られるロボットは、結局無視という「消極的な操作」を遂行することができない。

「ゼロから」人間を考えることは、心理学的（人間学的）な先人観を破壊することには十分な威力を有しているが、しかし一方でその人間自身は「後から」——大沢の言う「未来」において——しか気づくことのできないような「フレイム」の中に「すでに」存在している。

それは人間の死のフレイムなのではないか、とハイデガーは考える。

用意や予測、覚悟や準備、認識や知識を持たなくても、人間は「すでに十分に死ぬことのできる年齢になっている」、つまり人間は「いちはやくつねにおのれの終わりである」（『存在と時間』*Sein und Zeit* 以下ページ数のみの表示は同書から）。生きるということが瞬間としての出来事ではなくて、これからも生きる、つまりある時・間を生きるということだとすれば、死の「切迫（Bevorstand）」性は生きることに行先している。ある時・間を生きたことは、死がまだやってこなかったことの結果にすぎないからである。言いかえれば、人間は生きた結果死ぬのではなくて、すでに死んでいるにもかかわらず、まだ死んではいない（＝結果として生きている）のである。死は、まだないことがすでにあること、すなわちあることのまだないことという固有な時間の緊張の内にあると言える。「既在的な将来」とハイデガーは言う。つまり大沢が言う「未来性と否定性」とは、ハイデガーにとつてただ一つのこと、死の「時間性」ということである。つまりフレイム問題で、われわれがたえず無視し、にもかかわらずたえず傍らに潜んでいるものとは人間の死、あるいは死の類比構造なのであって、人間が驚いたり、無視したりしているものは自らの死なのである。

ハイデガーは、目の前にあるコーヒーカップはコーヒーを飲む「ための」ものであるという。この「ための」ものというハイデガーの規定は二つの意味を持っている。一つは「一つの道具だけが存在するわけではない」ということ、つまりコーヒーカップがあるということは、たとえば「コーヒー」そのものや「ソーサー」や「テーブル」などの周

開の (um) 存在、つまり周囲の環境 (um-welt) なしにはあり得ないだろうということ、もう一つはコーヒーの飲む「ための」(um-zu) を人間は「自分自身に指示する」(sich) ということ、つまり何の「ために」(何を思って) 人間 = (umwillen seiner) は (コーヒーカップを使って) コーヒーを飲むのかということ、この二つである。この二つをハイデガーは「有意義化」^{ベドイシヤン} ということばを使って結びつけようとする。人間は自分自身の「存在可能性」に基づいてコーヒーカップをそれとして「有意義化」する。このコーヒーカップと「自分自身の存在可能性」との「関係」、それが「世界」である。つまり「世界」は、人間の自己性の中で「有意義化」する。この自己による世界の有意義化は、レヴィナスが批判する意味での世界の「自我論」^{エゴロジイ} (自己中心) 的な還元なのではない。

ハイデガーは、次のように言う。「たとえば」仕事場の内で手許にあるもの (Zuhandene) をその手許存在性において構成している用向きの全体性 (Bewandnisganzheit) は、個々の道具 (Zeug) よりも『いっそう以前に』存在しているのであって、あらゆる調度と不動産とを備えている屋敷の用向きの全体性も同様である。しかし用向きの全体性自身は最後には一つの何のために (ein Wozu) へと帰って行くが、この何のために (ein Wozu) のもとではないかなる用向き (Bewandnis) ももはやえられはしない。この何のために (ein Wozu) 自身は何らかの世界の内部で手許的に存在するという存在様式をとる存在者でなく、その存在が世界内存在として規定されている存在者、つまりその存在機構には世界性自身が属している存在者なのである」(SZ)。

ここでいう「いかなる用向き (Bewandnis) ももはやえられ」ない「何のために」をハイデガーは「初元的な何のために (das primäre Wozu)」と呼び、それは人間の (現存在の) ^{ゲイザイン} 「自分自身を思つて (umwillen seiner)」のことだと言う。それはそれ自体もはや「用向きの全体性」において開い込まれること (追い越されること) なく、それ自体

世界性そのものと区別されはしない。ハイデガーはここで「自分自身を思つて (unwillen seiner)」としての自己をレヴィナスとは反対に、それは世界性そのものことだと言っているのである。ヴィトゲンシュタインが「主体は世界には属さない。それは世界の限界である」(「論理哲学論考」という意味で、ハイデガーの「自分自身を思つて (unwillen seiner)」の自己性もまた世界「の中での」主体ではなく「世界性自身が属している存在者」なのである。

それは、ハイデガーの言う「自分自身を思つて (unwillen seiner)」が結局のところ人間が自らの死を思う(「先駆」することと同じことであるからである。人間が「死への存在 (Sein zum Tode)」として自己であることと彼が「世界・内・存在」であることは同じことである。

何かの「ために」の「連関」が世界の「有意義性」を形作っており、この有意義性の「ために」が、人間(現存在)が「自分自身に指示する」という仕方人間自身に「連関」づけられているとすれば、最後には(Entlich)、それは人間の「終わり (End)」としての「死」に関係していなければならぬ。この死の「前」では「世界内」的なあらゆる「ために」——コーヒーを飲む「ために」カップをとるといふような——は、すべてその死の「手前に存在して (vorgelagert) (S259) おり、「相対的な」(S261) ものにすぎない。「世界・内・存在」の「内」とは、この意味で死の「手前」を意味している。世界の日常性は「生誕と死との『間』」(S233) の存在なのである。

とは言え、この死の「ために」は、たとえばコーヒーを飲む「ために」カップをとるといふような「ために」とは性格を異にしている。カップは、(たとえば) コーヒーを飲むことの「可能性」によって「配慮 (Besorge)」されており、それは、コーヒーを飲むことを「実現する(現実化する)」「ために」存在している。またコーヒーを飲むこともまたそれ自体、のどの渇きや慰安をうる「ために」といふことの「可能性」・「現実化」の連関のなかで相対化され

ている。「手許的に (zuhänden) 存在している道具を配慮的に気遣いつつ現実化することは (製造するとか、準備するとか、転置するとか等々として)、現実化されたものがこれまたいぜんとしてほかならぬ用向²⁾ (Bewandtnis) という存在性格をもっているかぎり、つねに相対的ではない」(S.281)。

しかし人間が死の「ために」存在するという場合の「死」は、どんな「可能性」「現実化」の連関の中にも存在していない。「死」は「追い越し得ない」の Sein³⁾、つまり「相対化」しえない、現実だからである。つまり人間は、コーヒーカップに「態度をとる」ようにして、同じように死に「態度を取る」ことができない (S.286-287)。

それはどういうことか。

人間は死を知らなくても死ぬことができるし、死を知っているからといって、死を避けることができるわけではない。また自殺をしたからといって、それはその人間がコーヒーを飲んだというふうには、或ることの行為者になるわけではない。人間があることをしたということが言えるためには、その行為の時間 (行為の終末) を追い越さなくてはならない (コーヒーを飲むことが完了した後も生きていなければならぬ) が、死後の時間を生きるわけにはいかならぬからである。それは “生きる” という語の乱用にすぎない。死後の世界を語る人間は、死んだ人間ではなくて、死にそこなった人間、つまり生きている人間であって、彼はまだ死んではいけない。つまり死は、世界「の中に」は存在しない。「主体は世界には属さない」と言ったヴァイトゲンシュタインはしたがってまた「死は生の出来事ではない。人は死を体験しない」と言ったのである。

つまり人間は、自分の力で死ぬことができない。しかし自分の力で死ぬことができないにもかかわらず、死は自分の死ではない。他人が死ぬことによって自分の死が代理される (自分の死を免れる) わけではないからだ。おそら

く、どんなに「個性的」なことであっても、それと同じ個性を持つ他人は存在しうるだろう。つまり、その個性は代理され得るだろう。しかし死ぬことだけは、私の死であり得る。私は「一人で」死んでいくのである。逆に人間が「個性」だとか、「私」「自分」というものを持ち得るのは、死が、代理のきかない、他人に譲れない死であること、死が私の死であることからきている。(私)が存在することと(死)が存在することとは同じことである。

しかし、そのもつとも私的なことこそが、私にとって不可能なことなのである。つまり、私の(根拠)としての私の死は、私にとって常に「非力な」根拠、「有限な」根拠でしかない(のだから)。私は私の死であるが、しかし私は(ウィトゲンシュタインが「人は死を体験しない」といった意味で)死ねない。とすれば、私は私ではない。私とは私の他者である。世界「の中で」一番遠いところ、どんな他者よりも遠いところに私にとっての私が存在している。というより、世界という距離は、私が私にとって自明でないこと(私Ⅱ死)から生じる距離なのである。この距離があらゆる諸々の他者(世界内部的なもの)へと私が眼差しを向けることの根拠(「非力な根拠」)である。だからこそハイデガーの「自己性」には「世界性」が属している。なるほど、レヴィナスが考えているように世界は私の世界ではない。世界は彼(彼女)にとつても世界であるからこそ世界であると言える。私が「その中にいる」世界は、私が「いない」世界(私の死んで〈そこ〉にはいない世界)と同じものなのである。しかし私がいけない世界を私が考えることができること、それは結局、私(私Ⅱ死)というものが、もともと私(私Ⅱ死)としては不可能であること、死が「不可能なものの可能性」(ハイデガー)であることの意味である。レヴィナスは、ハイデガーの「死への存在」をレヴィナスの言う「死ねないことの恐怖」(イリヤ)に対立させているが、それはハイデガーにとって同じことを意味しているのである。

私が「その中にいる」世界と私の「いない」世界とが同じものであること、つまり、私の〈外部〉が存在すること——世界の外部というものが考えられない以上、世界とは「外部」(ウィトゲンシュタイン)である——は、私が私の死としては私の死を死ねないこと、私が私として私の外部であることからきている。

私の死が世界の中で起こる「出来事」でないのは、そのためである。私の死は、世界の境界で生じる。厳密に言えば、「その中で」出来事が生じる外部そのものという意味では世界に境界などないのだから、私の死は境界そのもの、世界そのものなのである。

人間が驚いたり、無視したりすることができるのは、いつも人間が世界の(という)境界、出来事の外部に身をおいているからである。それというのも、人間の死が世界を時間化する可能性そのものであるからである。ウィトゲンシュタインが〈私〉と〈世界〉の問題を類比的に語るのとは別にハイデガーはこの問題を時間性のなかで統一的に解釈しようとしたのである——むろん類比の根拠を考えると、危険な企てではあるにしても。

人間は既在的に将来する時間性(死の時間性)の中で初めて驚いたり、無視することができる。「記述量」を「膨大化」させることなく驚くことができ、「考える」ことなく無視することができるのは、既在化する将来という時間化(＝世界化)の構造がある種の経済的な構造(情報の「節約」構造)を有しているからなのである。人間はすでに存在していることの「重さ」(ハイデガー)を後になつて(到来的に)気づくことによつて、メモリを省略することができる。またこのような省略構造が端的な無でも端的な存在でもない無視の対象を存在させている。

ハイデガーは印象的な仕方のように言っていた。

「『未完成の』現存在はおのれの死とともに始めて成熟に達する必要はないどころか、終わりに至る以前にすでに

成熟を踏み越えてしまっていることもある。たいてい現存在は未完成のうちに終わるか、さもなければ崩壊したり憔悴しきったりして終わるのである」(S241)。

つまり、ロボットは死ねないということである。人間はロボットが故障したり、摩滅していくようにして死んでいくわけではないのである。

雇用における男女平等の道程

—— 男女雇用機会均等法制定10年を契機に ——

福岡 英明

はじめに

男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律）が1985年に制定され（施行は1986年）、本年、10年が経過した（なお、男女雇用機会均等法は、勤労婦人福祉法の改正法である）。ある論者は、男女雇用機会均等法制定10年を総括して次のように述べている。「均等法施行後、予期されたほどではないにしろ女性管理職が増加し、伝統的に男性の職域とされた新しい職種への女性の進出が見られたことは事実である。しかし、均等法の制定によって、男女コース別雇用管理が進み、かつ合法化されたのではないかという疑問も呈されている。また、紛争処理機関として設置された機会均等調停委員会による調停は、10年間で1件しか開始されず、しかも唯一の調停案も女性労働者に受諾を拒否されるなど、均等法の実効性の限界が指摘されている」⁽¹⁾。また、ある論者は次のように述べている。「同法施行後、初任給の賃金格差、大卒女子の職場進出等若干の分野で男女差別に改善がみられたものの、『コース別人事管理』や『職能給』導入などの新たな動きの中で男女の賃金格差は更に拡大する状態にある」⁽²⁾。

ともあれ、旧来の差別的な労働慣行が部分的に解消されつつあるにせよ、完全な解消には至ってはならず、さらに、新たな差別的慣行が形成されているということは確かなようである。そこで、この小論では、男女雇用機会均等法制定10年を契機に、これまでの雇用における男女平等の実現の道程をあとづけ、今後の展望を得る糧としたい。

1 雇用における男女平等に関する法令の発展

まず、国際法も含めて、雇用における男女平等に関する法令の発展を簡単に整理しておこう。

1919年、ILO（国際労働機関）の創設文書であるベルサイユ平和条約は、労働機関の規定を置き（387条以下）、「同一価値の労働に対しては男女同類の報酬を受くべき原則」を定めた（427条）。第二次大戦後、ILOは、1946年憲章改正に際して、憲章前文に「同一価値の労働に対する同一報酬の原則の承認」を明記し、ベルサイユ平和条約の原則を踏襲した。その後、ILOは、1951年の総会で、「同一価値の労働に対する同一報酬の原則」を確認する「同一価値労働についての男女同一報酬条約」（100号）と「勧告」（90号）を採択した。この条約は、「世界史上初めての、具体的な婦人の経済的権利の平等保障条約」と評される画期的なものであった⁽³⁾。1965年には、「家庭責任をもつ婦人の雇用に関する勧告」（123号）が採択されたが、その後、家庭責任の考え方が変わり、1981年に、「家庭責任をもつ男女労働者に関する条約」（156号）と「勧告」（165号）が採択され、先の「家庭責任をもつ婦人の雇用に関する勧告」は廃棄された⁽⁴⁾。

1948年に国連総会で採択された「世界人権宣言」は、「すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。」（23条2項）と規定した。その後、1966年に国連総会で採択された「国際人権規約A規約」（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）は、「公正な賃金及びいかなる差別もない同一価値の労働についての同一報酬。特に、女子については、同一の労働についての同一報酬とともに男子が享受する労働条件に劣らない労働条件が保障されること」（7条a（i））と定めた。1979年に、国連は、「女子差別撤廃条約」（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）を採択した。これは男女平等にかかわる包括的、一般的な条約であるが、その11条は「雇用の分野における差別の撤廃」に関して詳細な規定を置いている⁽⁵⁾。すなわち、11条1項は、(a) すべての人間の奪い得ない権利として の労働の権利、(b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の

選考基準の適用を含む。)についての権利、(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利、(d) 同一価値の労働についての同一の報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利、(e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利、(f) 作業条件に係る健康及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利を保障し、同条2項は、(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているか否かに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること、(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること、(c) 親が家庭責任を職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること、(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えることを目的とする適当な措置をとることを求めている。

次に、ECに目を転じてみよう。1957年のEEC条約（ローマ条約）119条は、「同一の労働に対する男子および女子の労働者間の賃金平等の原則」を定め、「本条の適用上、報酬とは、雇用者が、労働者の雇用に対して労働者に支払う通常の基本の賃金もしくは手当または最低の賃金もしくは手当および現金または現物で直接または間接に支払う他のすべての利益をいうものと了解される。」と規定した。1961年のヨーロッパ社会憲章は、「同等価値の労働についての同等報酬」の原則を定めた。その後、ECは、「男女同一賃金原則の適用と差別の廃止に関する指令（1975年）を採択し、「同一労働または同一価値をもつ労働に対し、報酬のいかなる側面ないし条件についても、性別を理由とするいかなる差別も存在してはならない」（1条）とした。続けて、「雇用・職業訓練・昇進の機会及び労働条件に関して男女平等の実現（直接・間接を問わず性に基づく差別の撤廃）を目指す指令」（1976年）、「社会保障制度につき男女平等原則

を漸進的に実施するための指令」(1978年)などが採択された。1989年に欧州理事会は、「労働者の基本的社会権に関する共同体憲章」を採択した。その17条は、男女の同一賃金だけでなく、雇用機会、労働条件、教育・職業訓練、昇進についても平等原則が貫徹すべきことを述べている⁽⁶⁾。

以上、おおまかに雇用における男女平等に関する国際法の発展を見たわけであるが、それでは、日本ではどうであったか。

1947年の労働基準法4条は、「使用者は、労働者が女子であることを理由として、賃金について、男子と差別的取扱をしてはならない。」と規定した。ただし、同法3条は、「使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。」と定めており、差別禁止事由として、「国籍、信条又は社会的身分」を挙げるが、「性別」を挙げていない点に留意する必要がある。ともあれ、労働基準法4条により「男女同一賃金」が規定されたわけであるが、同一職務に関する「同一労働同一賃金原則」と異なる職務に関する「同一価値労働同一賃金原則」との相違は明確にとらえられてはいなかったようである⁽⁷⁾。

1967年、日本は、前出の「同一価値労働についての男女同一報酬条約」(ILO100号条約)を批准した。その際、政府は、労働基準法4条がある以上、同条約の趣旨とするところは、国内法においてもすでに規定されているところであり、したがって、批准にともなって新たに立法措置をとる必要はないと説明していた。実際、新たな立法措置はとられなかった⁽⁸⁾。

その後、1979年に前出の国際人権規約A規約を批准したが、このときも新たな立法措置はとられなかった。1985年には前出の女子差別撤廃条約を批准した。条約批准のための法整備として、1985年、男女雇用機会均等法が制定された。ただし、男女同一賃金については、労働基準法4条があるので新たな立法は不要とされた。したがって、男女雇用機会均等法に男女同一賃金に関する規定は置かれなかった。

男女雇用機会均等法は、教育訓練(9条)、福利厚生(10条)、定年・退職・解雇(11条)について男女差別を禁止してはいるが、現在、雇用における中心問題となっている男女の職務分離や賃金格差を生み出す原因となってい

る募集・採用・配置・昇進について、「女子に対して男子と均等な機会を与えるように努めなければならない」とか、「女子労働者に対して男子労働者と均等な取扱いをするように努めなければならない」と規定しているにすぎず、均等な機会の提供や均等な取扱いをたんに事業主の「努力義務」にとどめている。したがって、そもそも、男女雇用機会均等法がそれまで積み重ねられてきた差別的な雇用慣行を一掃することは不可能であったといえる⁹⁾。

ところで、男女雇用機会均等法の附則20条は、政府が、この法律の施行後適当な時期において、本法や労働基準法の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとして定めている。かくして、現在、男女雇用機会均等法の改正に向けて準備がなされており、すでに、1995年10月25日に、労働省婦人局長の私的研究会である「男女雇用機会均等問題研究会」が報告書を婦人少年問題審議会婦人部会に提出した。

「男女雇用機会均等問題研究会報告書」は、まず、「募集・採用に当たり、補助的定型的業務であること又は女性の特性を活かせるという理由で『女性のみ』を対象とする措置を講じている企業が多い。」とし、「これは補助的定型的業務は女性で対応することが適当などという一種の先入観に基づくものであり、個々の労働者の意欲・能力に応じた雇用管理の促進の観点からは好ましくないといえる。」とする。また、「一方では、これまでの処遇上の違いから生じた事実上の格差を是正するために講ずる女性のみを対象とする措置は、真に男女の均等を確保する上ではむしろ望ましいといえる。」とする。具体的には、A. 解消されるべき「女性のみ」又は「女性優遇」の措置として、①補助的定型的業務や雇用が不安定な職種等に女性を固定化する効果をもたらす措置、②女性の特性・感性等個々の女性の能力・適性に着目せず、女性に対する先入観に基づいて行なわれる措置、③家庭責任は女性が負っているものであることを前提とした措置を挙げ、B. 望ましい「女性のみ」又は「女性優遇」の措置として、①これまでに生じている事実上の格差を是正するための女性のみを対象とする訓練の実施、②男性が大部分であった職場の求人について、女性に対し応募を奨励する措置、③女性の能力の有効發揮に関する計画の策定等の総合的な取組

の措置を挙げている⁽¹⁰⁾。

ともあれ、勤労婦人福祉法の改正法である男女雇用機会均等法は、「女性労働者の福祉の増進のための法律という性格を脱却することができなかった」⁽¹¹⁾と指摘されているところからすれば、改正によるのであれ、新たな立法によるのであれ、本格的な「性差別禁止法」への衣替えが必要であると思われる。

以上、最近の動向まで含めておおざっぱに戦後の日本の雇用における男女平等に関する法令の発展を見たわけであるが、次に、判例の展開を見ておくこととしよう。

2 雇用における男女平等に関する判例の展開

(1) 結婚退職制・出産退職制・女子若年定年制・男女別格差定年制に関する判例の展開

男女雇用機会均等法が制定されるまで、労働基準法の男女の賃金差別禁止規定以外に、雇用における男女差別禁止の明文規定は存在していなかった。したがって、結婚退職制、出産退職制、女子若年定年制、男女別格差定年制といった差別的取扱いが裁判で争われることとなった。判例は、これらを不合理な差別待遇であると判断してきた。

①結婚退職制

住友セメント株式会社は、女子職員が補助的事務に就くことを前提にして、1958年以降は女子職員の採用にあたり、「結婚又は満35歳に達したときは退職する」ことを労働契約の内容としていた。この労働契約の無効が争われた事件で、裁判所は次のように判示した。

「両性の本質的平等を実現すべく、国家と国民との関係のみならず、国民相互の関係においても性別を理由とする合理性なき差別待遇を禁止することは、法の根本原理である。憲法14条は国家と国民との関係において、民法1条の2は国民相互の関係においてこれを明示する……。ところで、労基法上性別を理由として賃金以外の労働条件の差別を禁止する規定はなく、却って、同法19条、61条ないし68条等は女子の保護のための男子と異なる労働条件を定め

ている。したがって、労基法は性別を理由とする労働条件の合理的差別を許容する一方、前示の根本原理に鑑み、性別を理由とする合理性を欠く差別を禁止するものと解せられる。以上述べたところから明らかとなっており、この禁止は労働法の公の秩序を構成し、労働条件に関する性別を理由とする合理性を欠く差別待遇を定める労働協約、就業規則、労働契約は、いずれも民法90条に違反してその効力を生じないというべきである。」

「前示補助的事務の内容に徴すると、これに従事する女子労働者が結婚したからとて労働能力が当然低下するとは推認できない。……したがって、既婚女子労働者の非能率を理由に、勤務成績の優劣を問わず一律にこれを企業から排除することは合理性がない。」

「以上述べたとおり、女子労働者のみにつき結婚を退職事由とすることは、性別を理由とする差別をなし、かつ、結婚の自由を制限するものであって、しかもその合理性を見出し得ないから、労働協約、就業規則、労働契約中かかる部分は、公の秩序に違反しその効力を否定されるものといわなければならない」⁽¹²⁾。

②出産退職制

三井造船株式会社は、「女子組合員の取り扱いに関する協定」で、女子組合員は結婚した場合は退職するとし、ただし、結婚後も引き続いて勤務することを希望する者については、1年契約で雇用延長するとしていたが、第一子出産の場合には雇用契約を打ち切ると定めていた。この協定の無効が争われた事件で裁判所は、次のように判示した。

「なるほど、非申請人会社においては前記認定の如くかつて10名の雇用延長希望者全員について雇用延長の適用を受け引き続いて稼働しており、会社における結婚退職制は実質上緩和され、現実に退職を余儀なくされるのは出産退職制の適用によるものであるといい得る。しかしながら、その地位はまったく会社の自由裁量に委ねられたものであって、その不安定さを除去するものではないのみならず、雇用延長制の適用を受け再雇用されたとしても、従前の期間の定めのない常用従業員たる地位を喪失し、1年間の期間の定めある臨時従業員たる不安定な地位に変更せしめられることとなるのであって、既婚者となっ

たことによりかかる従業員たる地位を変更すること自体何らの合理性の認められないことは結婚退職制と同様である。そうであるから、本件結婚退職制に雇用延長制度が採用されていることにより、その不合理性は未だ是正するに足りるものではない」⁽¹³⁾。

③女子若年定年制

名古屋放送株式会社は、就業規則で、女子の定年30歳、男子の定年55歳と定めていた。この就業規則による解雇の無効が争われた事件で、裁判所は次のように判示した。

「本件女子定年制が男子の55歳に対して、女子は30歳と著しく低いものであり、かつ、30歳以上の女子であるということから、当然に労働者としての適格性を失い、企業に対する貢献度が低くなるということは考えられないところからみると、女子労働者に対してのみ不利な退職基準であるというほかない。しかも、右定年制が女子の能力・業務に対する適格性その他の諸条件を一切顧慮することなくたんに女子であることのみを理由として定立されているのみならず、賃金により生活を維持している女子労働者に対して労働契約の終了という重大なる事態を惹起するものであることを考えると、他にこの差別の合理性を理由づけるに足る特段の事情の存しない限り、社会的に許容しうる限界を超えた著しく不合理な性別による差別であるといわなければならない。」

「本件女子定年制に合理性ありとする控訴人の主張はいずれも理由がない。してみると、本件女子定年制は、……女子従業員をそれが女子であることのみを理由として、55歳定年制を有する男子従業員に比し著しく差別するものというべく、社会的に許容し得る限界を超えた著しく、不合理な性別による差別であるから、右定年制を定めた控訴会社の就業規則の規定は民法90条により無効であるといわざるを得ない」⁽¹⁴⁾。

④男女別格差定年制

(a)伊豆シャボテン公園事件

株式会社伊豆シャボテン公園は、就業規則で、男子の定年57歳、女子の定年47歳と定めていた。この就業規則による解雇の無効が争われた事件で、裁判所は次のように判示した。

控訴会社は、本件定年退職規程がその定年を女子47歳男子57歳と定めたことの合理的理由として、1. 控訴会社の企業合理化の必要性、2. 本件定年制の採用について組合の同意を得ていること、3. 観光サービス業である控訴会社の企業の性質上、若い女性のもつ『若さ』『明るさ』『清潔感』『機敏性』が要求され、中高年層の女子に不向きであること、4. 女子従業員は、能力も低く、管理的能力や各種の専門的業務を修得する能力を欠き、他の職種への配置転換が不能であること、5. 女子は、40代後半に肉体的更年期を迎え、労働能力が低下し、賃金と労働能力との不均衡が男子よりも早く生ずる、6. 女子は、男子に比して企業貢献度が低く、年功序列型賃金体系のもとでは賃金と労働能力との不均衡が男子よりも早く生ずる、7. 男子は、一家の大黒柱として永く労働に従事して家族を扶養するのに対し、女子は、家計補助的労働に過ぎず40代後半まで労働する者が少ないのが実状である。8. 他の企業においても一般的に男女別の定年を定めていることを挙げている。

しかし、「控訴会社が本件定年制を採用するにつき合理的理由として主張するところはすべて理由がない。然るときは、女子従業員の定年を48歳、男子従業員の定年を57歳と、男子より10年低く定める本件定年制は、女子従業員に対する不合理な性別による差別というべきであるから、控訴会社の右就業規則の規定は民法90条により無効であるといわざるを得ない」⁽¹⁵⁾。

(b)日産自動車男女別定年制事件

日産自動車株式会社の就業規則は、定年を男子55歳、女子50歳と定めていた。この規則による解雇の無効が争われた事件で、裁判所は次のように判示した（なお、会社は、一審判決後、定年を男子60歳、女子55歳に延長し、二審判決後、女子の定年を60歳に引き上げた）。

「原審は、上告会社における従業員の担当職種、男子従業員の勤続年数、高齢女子労働者の労働能力、定年制の一般的現状等諸般の事情を検討したうえ、上告会社においては、女子従業員の担当職務は相当広範囲にわたっていて、従業員の努力と上告会社の活用策いかんによっては貢献度を上げうる職種が数多く含まれており、女子従業員各個人の能力等の評価を離れて、その全体を上告会社に対する貢献度の上がない従業員と断定する根拠はないこと、しかも、

女子従業員について労働の質が向上しないのに実質賃金が上昇するという不均衡が生じていると認めるべき根拠はないこと、少なくとも60歳前後までは、男女とも通常の職務であれば企業経営上要求される職務遂行能力に欠けるところはなく、各個人の労働能力の差異に応じた取扱がされるのは格別、一律に従業員として不適格とみて企業外に排除するまでの理由はないことなど、上告会社の企業経営上の観点から定年年齢において女子を差別しなければならない合理的理由は認められない旨認定判断したものであり、右認定判断は、原判決挙示の証拠関係及びその説示に照らし、正当として是認することができる。そうすると、原審の確定した事実関係のもとにおいて、上告会社の就業規則中女子の定年年齢を男子より低く定めた部分は、専ら女子であることのみを理由として差別したことに帰着するものであり、性別のみによる不合理な差別を定めたものとして民法90条の規定により無効であると解するのが相当である⁽¹⁶⁾。

以上の諸判決は、憲法14条および民法1条の2の男女平等原則がすべての法律関係の基本原則であり、民法90条の公序良俗の内容をなすと解し、これに反する取扱いをいづれも不合理な女子の差別的取扱いと認定している。いわゆる間接効力説の立場が判例となっている。ただし、現在では、男女雇用機会均等法11条が、事業主に対して、①定年および解雇について女子であることを理由として男子と差別的取扱いをすること、②女子労働者の婚姻、妊娠、出産を退職理由として予定すること、③女子労働者の婚姻、妊娠、出産、産休取得を理由として解雇することを禁じているので、以上の裁判で争われた結婚退職制、出産退職制、女子若年定年制、男女別格差定年制は、当然、同法違反となり無効とされよう。

(2) 女性に対する賃金差別に関する判例の展開

ところで、女性に対する賃金差別については未解決の点が残されている。以下、これに関する判決を見てみよう。

①基本給の差別

(a)秋田相互銀行事件

秋田相互銀行は、基本給を本人給と職能給とし、本人給は調整生計費と年齢を考慮した本人給表（１）（２）により支給するとしていたが、（１）表は男子に適用され、（２）表は女子に適用される男女別賃金表であった。労基署の指導により1970年度から、（１）表は扶養家族のある者、（２）表は扶養家族のない者に適用するとした。しかし、扶養家族のない男子には（２）表を適用しながら（１）表との差額を調整給の名目で支給したので、やはり男女差別的賃金であった。因みに、1970年度の例では、55歳の女子の本人給は31歳の男子より低かった。そこで女子従業員が提訴し、裁判所は次のように判示した。

（１）表と（２）表を男女別に適用することは、「他に特段の事情の認められない限りは、被告において、原告らが女子であることを理由として、賃金について、男子と差別的取扱をしたものであると推認することができ」、被告は（１）表と（２）表の区分は現に扶養家族があるかどうかによると主張するが、「被告の反証は不十分とみられ、……女子について男子と差別的取扱をしたものであるといわなければならない」。このような取扱は労働基準法４条に違反し無効である⁽¹⁷⁾。

この事件は、「扶養家族の有無」という「性に中立的な基準」を用いているので、いわゆる「間接差別」の事例のように見えるが、実は、扶養家族のない男子行員にのみ調整給を支給していたのであるから、男女の「直接差別」が明確な事例である。したがって、ストレートに労働基準法４条が適用できたのである。

(b)日ソ図書事件

原告は、ロシア語書籍の輸入販売を行なう日ソ図書で、高度な判断能力を要するエヌカー発注業務を担当していたが、原告の基本給は年齢や勤続年数の近い男性４名より低かった。裁判所は次のように判示した。

「原告は、遅くとも昭和47年1月頃の時点では、入社当初の時点で従事することが予定されていた補助的・定型的業務とは明らかに異なる業務を担当するに至ったものであり、その職務内容、責任、技能等のいずれの点においても、勤続年数及び年齢が比較的近い本件男子社員４名の職務と比較して劣らないものであったと評価することができる。」

「年齢、勤続年数を同じくする男女間の賃金格差の合理的理由となり得るのは、その提供する労働の質及び量に差異がある場合に限られるべきで」ある。したがって、本件賃金格差は、労働基準法4条に違反する違法な賃金差別である。

本判決は、職務内容、責任、技能等を比較して、労働の質と量が同等と評価されれば、同一賃金を支払うべきであると判断しているので、労働基準法4条の「男女同一賃金原則」に「同一価値労働同一賃金の原則」も含まれることを示したものと見える⁽¹⁸⁾。

(c)三陽物産事件

三陽物産株式会社では、基本給は本人給と資格給に分かれ、本人給は年齢に応じて支給するが、非世帯主および独身の世帯主に対しては25歳（その後26歳）で据え置くとしていた。しかし実際には、男子には非世帯主であろうと独身の世帯主であろうと実年齢に応じた本人給を支給し、世帯主である女子には25歳または26歳相当の本人給しか支給していなかった。その後、労基署の指導に対し、「世帯主・非世帯主の基準」の他に「勤務地限定・無限定の基準」を設け、男子はすべて勤務地無限定とし、実年齢に応じた年齢給を支給し、女子は勤務地限定とし、非世帯主の女子の年齢給を26歳に据え置いた。女子従業員が実年齢に応じた本人給を求め提訴し、裁判所は次のように判示した。

「被告は、住民票上、女子の大多数が非世帯主又は独身の世帯主に該当するという社会的現実及び被告の従業員構成を認識しながら、世帯主・非世帯主の基準の適用の結果生じる効果が女子従業員に一方的に著しい不利益となることを容認して右基準を制定したものと推認することができ、……女子であることを理由に賃金を差別したものとすべきである。」

「広域配転しない男子従業員が多数いるのであって、……被告の業務の都合による広域配転の割合は微々たるものであると認められ」、「勤務地限定・無限定の基準は、真に広域配転の可能性があるが故に実年齢による本人給を支給する趣旨で設けられたものではなく、女子従業員の本人給が男子従業員のそれよりも一方的に低く抑えられる結果となることを容認して制定され運用されてきたものであるから、……女子であることを理由に賃金を差別したものであると

いうべきであり、したがって、労働基準法4条の男女同一賃金の原則に反し、無効であるといわなければならない⁽¹⁹⁾。

本判決は、「間接差別」、すなわち、性に中立的な基準である「世帯主・非世帯主の基準」および「勤務地限定・無限定の基準」により結果として女子を差別的に取扱うことも違法であるとした点で画期的な意義をもつといわれる。

②家族手当

(a)岩手銀行事件

岩手銀行の給与規程は、「扶養家族を有する世帯主たる行員に対しては、別表基準により家族手当を支給する」とし、「世帯主たる行員とは、自己の収入をもって一家の生計を維持する者をいい、その配偶者が所得税法に規定されている扶養控除対象限度額を超える所得を有する場合には夫たる行員とする」と定めていた。世帯主である女子行員が、夫が扶養控除対象限度額以上の所得を得ることになったのに伴い、家族手当とこれと連動する世帯手当を打ち切られたので提訴した。裁判所は次のように判示した。

本件の給与規程は、「共働きの女子行員に対しては、生計維持者であるかどうかにかかわらず、実際に子を扶養するなどしていても夫に収入（扶養控除対象限度額を超える所得）があると本件手当等を支給しないというのだから、このような取扱いは男女の性別のみによる賃金の差別扱いであると認めざるをえない。」「本件手当等の男女差別扱いをして、合理性があるとするような特別な事情も見当たらないので」、本件手当等の男女差別扱いは、「強行規定である労基法4条に違反し、民法90条（1条ノ2）により無効であるといわなければならない⁽²⁰⁾。

この事件は、本件給与規程が「世帯主たる行員とは、……その配偶者が所得税法に規定されている扶養控除対象限度額を超える所得を有する場合には夫たる行員とする」と規定していたので、性を基準にした明らかな「直接差別」の事例である。家族手当を労働基準法4条の賃金に含めている点は注目すべきである。

(b)日産自動車事件

日産自動車株式会社の家族手当支給規程第2条は、家族手当は子については

満18歳未満の血族の子（3人まで）を実際に扶養している世帯主である従業員に支給すると定め、かつ、世帯主とは、住民票上の世帯主ではなく、夫婦のうちで収入の多いほうであると解釈・運用していた。また、本件の家族手当額決定方式は、第二、第三扶養者に対する手当の額は第一扶養者のそれより小額とする方式であった。家族手当の支給を拒否された共働きの女子従業員が提訴し、裁判所は次のように判示した。

「被告会社におけるような家族手当額決定方式を採る限り、共働き夫婦による分割申請を認めず支給対象者を一人に絞ることはやむを得ないものというべきである」。本件家族手当に「生活補助費の性質が強い事実を鑑みると、家族手当を実質的意味の世帯主に支給する被告会社の運用は強ち不合理なものとはいえない」。「本件当時被告会社において妻よりも夫のほうが収入の多い家庭が多数を占め、それがために家族手当の支給対象の多くが夫即ち男性に限られたいたとしても、被告会社において前記のように夫婦の一方のみ家族手当を支給するものとする以上、前記基準もやむを得ないものというべきである。したがって、……本件規程第2条が女性を不当に差別したもので合理性がないものということとはできない」⁽²¹⁾。

③昇給・昇格

(a)日本鉄鋼連盟事件

日本鉄鋼連盟は、女子の初任給を男子より低額にし、昇給率・一時金支給係数も女子を低く抑えていた。提訴された被告連盟は、裁判では、職員を「基幹職員」と「その余の職員」の二本立てとし、両者は初任給、昇給、昇格等の労働条件を異にする制度をとっており、「基幹職員」を男子、「その余の職員」を女子と表現しただけで、性別による差別を定めたものではないと主張した。裁判所は次のように判示した。

被告事務局の業務の実態からすると、「基幹業務は男子職員に、その余の業務は女子職員に担当させているとする被告の主張は採用し難い。」

被告が、採用事務の効率化、折衝の相手方である外部機関の担当者が男子であることが多いこと、女子の勤続年数が一般男子より短いこと、母性保護規定が存在することを理由に「男女別コース制」を採用していることは、「合理的

理由を欠くのであって、法の下での平等を定め、性別による差別を禁止した憲法14条の趣旨に合致しないものというべきである。」

「協定中に男子職員及び女子職員の行っている職務内容やその職種の差異を理由として基本給の引上げ率又は一時金の支給係数に差異が設けられたことをうかがわせる文言は全く存在しない。また、賃金の引き上げや一時金（成績評価に関する部分は除く。）は、……従事する職務の内容によって差異が設けられることは少なく、仮にそのようなことが考慮されているならば、そのことをうかがわせる事情が存在しなければならないが、そのような事情の存在を認めるに足る証拠はない。そうすると、右の協定はその文言どおり男女を差別したものとわづらざるを得ない」。右の協定中、「女子を男子より不利益に定めた部分は、民法90条に違反して無効であり、無効となった部分は、労基法4条13条の類推適用によって、男子について定められたものと同一のものとなると解するのが相当である」¹²²⁾。

本判決は、採用事務の効率化等は「男女別コース制」の合理的理由にならないとしている点で注目される。

(b)社会保険診療報酬支払基金事件

社会保険診療報酬支払基金は、職員を男女同一の採用試験で採用し、業務内容も男女の区別がなかった。しかし、男子は勤続年数のみで一律に昇格させ、女子は同じ基準に該当しても昇格させなかった。裁判所は次のように判示した。

男子は勤続年数のみで一律に昇格させ、女子は同じ基準に該当しても昇格させなかったことにより、「原告ら女子職員は、昇格に関して……差別的取扱いを受けたものといわざるを得ず、……この格差の発生につき合理的理由がない限り、女子職員につき昇格措置を講じなかった被告の不作為は、……公の秩序に反するものとして不法行為を構成」する。昇格確認請求については、昇格における男女差別は労基法4条違反とは別個の問題であり、また、男女雇用機会均等法も昇格を含む昇進については努力義務を定めるにとどまっていることなどを考慮すると、昇格したものと扱うことはできない¹²³⁾。

(c)鈴鹿市役所事件

原告の女子職員は、鈴鹿市が労使協定によって一定の号級経験または在級年

数等を基準として上位等級へ昇格させる「わたり」を制度化していたが、男子職員には「わたり」により特別の事情がない限り昇格させ、女子職員はこの運用からはずし、昇格につき差別的取扱いをしたと主張して、国家賠償法による損害賠償を請求した。裁判所は次のように判示した。

「昭和46年4月に実施した5等級職員の4等級への昇格においては、たしかに昇級者数の比率上では男子と女子の間に相当の格差があること、そして、男子職員に関しては等級別標準職務制がかなりゆるやかに運用される結果となる観を呈しているが、しかしながらそれとしても汚職怠業等の障害事由のない限り一律に昇格させる程にゆるやかに運用していたわけでない」。なお、「わたり」の事実は認められないし、その事実があったとしても、これは地公法に著しく違反するものとして規範的効力を生じない。

「昇格者選考において任命権者に対し付与せられた裁量権はかなり広範囲にわたるものといわざるをえないところ、昭和46年4月実施の控訴人の昇格運用を全般的に見る限り、任命権者が社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権を付与した目的を逸脱しこれを濫用したと認められない……なお、昇級者数の比率上で男子と女子の間に前示格差があることをもって右認定を左右しない」。

所属長は、「昭和45年、46年当時の被控訴人について、業務上の知識、判断力、正確さ、実行力等に関して良好と認めながらも、他方で熱意、受容性、協調性、指導性に欠けるうえ、いささか独善的で対人関係にも難があり管理能力が低いと認め、総じて勤務成績が良好と言えないし能力も優れているとは言えないと評定」した。「被控訴人を昇格させなかった裁量的判断について、任命権者である消防長において女子であることのみによってあるいはその他恣意的に社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権を付与した目的を逸脱しこれを濫用したと認められない」⁽²⁴⁾。

本件は、社会保険診療報酬支払基金事件のような一律の昇格差別が争われたのではなく、男子職員37名（内1名が汚職に関係）中28名および女子職員60名中9名を昇格させた点をどう評価するか難しい面がある。実際、本件一審判決は、昇級者数の比率上の男女間の格差に女子の差別的取扱いを認定したが⁽²⁵⁾、上記控訴審判決はそれを認めなかった。

3 判例理論の検討

(1) 差別認定の基準と問題点

ここでは、男女雇用機会均等法が立法的解決を与えているので、結婚退職制、出産退職制、女子若年定年制、男女別格差定年制に関する判例理論は扱わず⁽²⁶⁾、女性に対する賃金差別に関する判例理論を検討する。

これまでの賃金差別に関する判決を大きく分けると、すでに整理したように、①基本給や本人給に関するもの（秋田相互銀行事件、日ソ図書事件、三陽物産事件、いずれも原告勝訴）、②家族手当に関するもの（岩手銀行事件・原告勝訴、日産自動車事件・原告敗訴）、③昇給・昇格に関するもの（日本鉄鋼連盟事件・原告勝訴、社会保険診療報酬支払基金事件・原告勝訴、鈴鹿市役所事件・原告敗訴）になる。

これらの判決で提示された基本的な考え方をまとめると、次のようにいうことができよう。

①にかかわる判決では、従事する労働と関連のない理由で基本給や本人給に格差を設けて、女子を差別的に取扱うことは、労働基準法4条に違反するとされる。日ソ図書事件で会社側は、「家計の主たる維持者でない」ことを女子の原告の基本給を低く抑えていた理由として挙げ、女子だから基本給に格差を設けたのではないと主張したが、この抗弁はのけられた。三陽物産事件判決は、「そもそも、本件給与規定における本人給は、本来、各人の生活実態に見合った基準により最低生活費の保障を主たる目的に支給されるべきものであることに鑑みると、単に住民票上の世帯主か否かをもって本人給に差を設ける基準とすることは、右趣旨に合致しない」と述べている。したがって、世帯主ではない女子だけでなく、世帯主ではない男子にも低い本人給が支給されていたとしても、賃金差別と認定されたはずである⁽²⁷⁾。なお、本判決の立場からすれば、秋田相互銀行事件の場合に扶養家族のない男子に調整給を支給していなかったとしても、扶養家族の有無を基準とする以上、賃金差別は認定されることとなる⁽²⁸⁾。ただし、三陽物産事件の勤務地限定・無限定の基準自体が、従事す

る労働と関連のない理由となるかは微妙である。本件では、この基準が給与規定に導入された事情、この基準の運用の実態、および勤務地無限定となる営業職には別に営業手当を支給していたことから、女子差別が認定されていると思われるからである。したがって、このような事情が一切なかったら、どのように判断されるのかは判旨から明確に読み取ることはできないように思われる。

②にかかわる判決では、岩手銀行事件のように明らかな直接差別の場合は別として、直接には男子または女子の意味を有しない「世帯主」や「夫婦のうちで収入の多いほう」といった基準が持ち出されると、家族手当の支給対象の多くが男子に限られるとしても、家族手当額決定方式の組み立て方によっては、女性を不当に差別するものではないとされうる。しかしながら、日産自動車事件で示されたこのような判断には疑問が残る。たとえば、夫（あるいは妻）の収入が妻（あるいは夫）の収入とそれほど差がなく、かつ、わずかであれ収入が多い夫（あるいは妻）の勤務先に家族手当の制度がない場合とか、わずかであれ収入が多い夫（あるいは妻）が自営業・自由業である場合には、「夫婦のうちで収入の多いほう」という基準の不合理性は、はっきりと露呈するであろう。さらに、一般的な共働き世帯では、夫婦のいずれの収入も実際、家計のために費やされているのが実態であり、そもそも夫婦いずれかの収入だけでは生活の維持が困難であるからこそ共働きをしていると考えられる。したがって、夫婦に収入の差があるにせよ、夫と妻の双方がともに実質的な家計の維持者であるといえ、これを無理に夫婦のいずれか一方に限定することはあまり合理的ではないといえよう⁽²⁹⁾。日産自動車事件判決は、「被告会社におけるような家族手当額決定方式を採用する限り、共働き夫婦による分割申請を認めず支給対象者を一人に絞ることはやむを得ない」とし、使用者の裁量を認めているが、むしろ上述のような不合理さをもつ「夫婦のうちで収入の多いほう」という基準自体を、あるいは上記の家族手当額決定方式を採用したことを問題とすべきであったといえよう。さらにいえば、日産自動車事件判決は、「夫婦のうちで収入の多いほう」という基準が、実際に一方の性に著しい不利益をもたらす事実を考慮して、間接差別の有無を問題とすべきであったと考えられる⁽³⁰⁾。

③にかかわる判決では、従事する職務の内容と関係なく一律に決められる基

本給の引上げ率や一時金の支給係数について、男女格差を設けることは許されないとされる。ただし、昇格が問題であった社会保険診療報酬支払基金事件は、そもそも、不当労働行為事件に関する和解協定を実施するため一定等級までの男子を一律に昇格させながら、同じ要件を満たす女子を昇格させなかったために、女子差別の認定が容易であった点は留意する必要がある。というのは、一般的に、昇格には使用者の裁量的判断が認められるので、女子差別の認定が極めて困難であるからである⁽³¹⁾。このことについては、鈴鹿市役所事件控訴審判決を想起すればよい。しかしながら、昇格には使用者の裁量的判断が認められるにせよ、それが恣意的でないかは裁判所によりチェックされなければならない。この点で、昇格の実態を踏まえて判断した鈴鹿市役所事件一審判決が評価されよう。

(2) 差別の立証方法

差別の立証においてとりわけ重要なのは、「女子であること」により不利益を受けていることを立証すること、つまり使用者の「差別意図」を立証することである。そのためには、原告が男子と異なる取扱いを受けていること、女子であること以外に異なる取扱いの理由がないことを立証しなければならない。しかしながら、差別意図があからさまな場合はまずありえないので、実際には、不当労働行為事件における差別の立証のように、原告の負担が軽減されている。すなわち、女子で男子と同じ待遇を受けている者がほとんどいないなどの事実を挙げて、男子より不利益な取扱いを受けていることを示せば、一応、差別が「推認」される。これに対して、被告である使用者は、異なる取扱いに女子であること以外の合理的な理由があることを立証しなければならない。使用者がこの立証に失敗すれば、差別的取扱いが認定される。たとえば、秋田相互銀行事件で裁判所が、「女子であることを理由として、賃金について、男子と差別的取扱をしたものであると推認することができ」とし、「被告の反証は十分とみられ、……女子について男子と差別的取扱をしたものであるといわなければならない」と述べているのは、その典型例である。しかし、使用者が反証

に成功すると、差別の推認は覆されることになるので、原告は、異なる取扱いに合理性がなく、たんなる差別の口実にすぎないことを立証しなければならない。日産自動車事件は、被告の使用者が反証に成功し、原告がその不合理性の立証に失敗した例といえる。以上のことは、賃金差別だけでなく（労基法4条にかかわる）、昇給・昇格差別（民法90条の公序にかかわる）についてもあてはまる⁽³²⁾。

かくして、使用者の女子に対する差別意図を立証できない場合や、使用者に差別意図がないが結果として女子差別となっている場合など、原告である女子は救済を得られないことになりがちである。そこで参考になるのが、「差別的効果の法理」（不利益効果の法理）あるいは「間接差別」という考え方である。たとえば、アメリカの公民権法第7編の1991年改正法105条は、「ある雇用上の制度・慣行が人種や性などにより差別的効果を生じさせることを原告が証明した場合、使用者は、その制度・慣行が『職務関連性』を有し、かつ、『業務上の必要性』に合致していることを証明しなければならない。」とし、その場合の使用者の証明責任は、裁判官を客観的に納得させる程度の「説得責任」をも含むとしている（同104条）⁽³³⁾。また、EC裁判所は、「性中立的基準が著しい性別格差をもたらす場合、使用者は、①その基準を制定する目的を達成することが真に必要であり、②そのための手段が目的の達成にふさわしく、かつ③必要不可欠であることを立証しなければならないとした」⁽³⁴⁾。

ともあれ、まだ、日本の立法例にはこのようなルールは見られないし、判例もこれを正面から取り入れてはいない（ただし、三陽物産事件判決は、部分的に影響を受けていると思われる）。差別的取扱いを主張する原告（女子）の立証の負担を軽減し、十分な救済をはかるためには、今後、「差別的効果の法理」あるいは「間接差別」についてのさらなる検討が必要であろう。

むすびにかえて

以上、法令や判例の展開にそって、雇用における男女平等の道程をあとづけてきたが、雇用の領域だけに限ってもまだまだ未解決の問題が残っていること

だけは確認できた。また、優先処遇の問題については、本稿では触れることもできなかった。これらの点については、別の機会を待つこととする。

注

- (1) 林弘子「男女雇用機会均等法10年と今後の課題」ジュリスト1079号（1995年）7－8頁。なお、男女雇用機会均等法の調停制度については、小林保夫他「均等法の調停制度を検証する」労働法律旬報1358号（1995年）6頁以下を参照。
- (2) 水谷英夫「『男女同一賃金の原則』の発展とその限界」伊藤博義他編『労働保護法の研究』有斐閣（1994年）334頁。
- (3) 多羽綾子「婦人の人権の新たな展開」ジュリスト725号（1980年）34頁。
- (4) 以上の点につき、水谷・前掲342頁以下参照。金城清子『法女性学』日本評論社（1991年）45頁。
- (5) 以上の点につき、水谷・前掲342頁以下参照。
- (6) 以上の点につき、須網隆夫「ECにおける男女の平等」法学セミナー458号（1993年）18頁。同「変貌するEC労働法」季刊労働法161号（1991年）183頁以下。
- (7) 中島通子他『男女同一賃金』有斐閣（1994年）34－35頁。浜田富士郎「労基法4条による男女賃金差別の阻止可能性の展望」『労働法学の理論と課題』有斐閣（1988年）384頁以下。
- (8) 中島他『男女同一賃金』前掲37頁。浜田・前掲395－396頁。
- (9) 男女雇用機会均等法については、中島他『女子労働法の実務』中央経済社（1988年）4頁以下参照。
- (10) 「〈資料〉男女雇用機会均等問題研究会報告の概要」ジュリスト1079号（1995年）42－43頁。
- (11) 林・前掲15頁。
- (12) 東京地判昭和41・12・20労民集17・6・1407。
- (13) 大阪地判昭和46・12・10労民集22・6・1163。
- (14) 名古屋高判昭和49・9・30労民集25・6・461。
- (15) 東京高判昭和50・2・26労民集26・1・57。
- (16) 最判昭和56・3・24民集35・2・300。
- (17) 秋田地判昭和50・4・10判例時報778・27。
- (18) 東京地判平成4・8・27判例時報1433・3。
- (19) 東京地判平成6・6・16労働判例651・15。

- 20 仙台高判平成4・1・10判例時報1410・36。なお、一審判決も原告勝訴であった(盛岡地判昭和60・3・28判例時報1149・79)。
- 21 東京地判平成元・1・26判例時報1301・71。なお、本件は控訴審で和解した。
- 22 東京地判昭和61・12・4判例時報1215・3。
- 23 東京地判平成2・7・4判例時報1353・28。なお、本件は控訴審で和解した。
- 24 名古屋高判昭和58・4・28判例時報1076・40。なお、本件は上告中に和解した。
- 25 津地判昭和55・2・21判例時報961・41。
- 26 この点につき、山本吉人「女子労働と判例傾向」季刊労働法158号(1991年)119-123頁、および中島通子「男女差別裁判の現段階」ジュリスト725号(1980年)39頁以下参照
- 27 浅倉むつ子「二本立本人給における『世帯主基準』『勤務地基準』の違法性」ジュリスト1052号(1994年)90頁、および松田保彦「女性に対する賃金差別事件判例の軌跡」労働判例659号(1994年)8頁参照。
- 28 学説には、扶養家族の有無が賃金に格差を設ける事由として許されるのは、せいぜい家族手当の受給資格に関係する程度であって、それをこえて均等価値労働・同一賃金の原則を逸脱する場合は、労働者の「婚姻しない自由」ないし配偶者の非課税限度額をこえて「労働する自由」を侵害するものとして、公序良俗(民法90条)違反を構成するのではないかという見解がある。小西國友他『労働関係法』有斐閣(1992年)224頁。
- 29 奥山明良「家族手当不支給と男女差別」法学教室105号(1989年)91頁、および内藤恵「女子労働者に対する家族手当・世帯手当不支給規程の効力」法学教室141号(1992年)105頁参照。
- 30 中島通子他『賃金の男女差別は正をめぐして』岩波ブックレットNo. 338(1994年)30頁参照。
- 31 松田・前掲8頁参照。
- 32 以上の点につき、同・11-12頁参照。
- 33 浅倉・前掲91頁、および秋田成就他「判例研究座談会／男女差別賃金事件の軌跡と展望」労働判例660号(1995年)20頁も参照。
- 34 浅倉・前掲91頁、および秋田他・前掲20頁も参照。

The Syntax of ‘Cram’

Mitsuko Okuboh

0. In Okuboh (1994), we observed syntactic realizations of θ -roles on the predicate ‘cram’. There are two kinds of variations in realizing the intrinsic arguments which the predicate, ‘cram’ takes.

- (1) a. Mary crammed food (*into the freezer).
- b. Mary crammed the freezer (with food).

‘Into the freezer’ in (1a) subcategorizes the verb and hence is often called an adverbial complement (i.e. an obligatory element), whereas ‘with food’ in (1b) does not subcategorize the verb and is hence called an adjunct (i.e. an optional element). The variation in the realization of the arguments the predicate takes observed in (1) has lead us to assume a structural difference between the two realizations of the θ -roles assigned regarding several syntactic constructions.

This paper focuses on a discussion of the syntactic structures of the two, particularly of the two PP’s, and further syntactic mechanisms involving various syntactic behaviors of the two ‘cram’ sentences. The specific syntactic phenomena to be dealt with are gapping, adverb scrambling, pseudo-cleft constructions, preposition stranding, and extraposition and scrambling, which are shown in 1, 2, 3 and 4. Of such phenomena, the last two, preposition stranding and extraposition and scrambling will prove to be an important nucleus for our syntactic discussion, particularly in the current ‘barriers’ framework, which is shown in 5.

1.1 Gapping

First, data on gapping offer basic differences between the two structures.

- (2) a. Mary crammed food into the freezer and Jane did, too.
(= Jane crammed food into the freezer)
Mary crammed food into the freezer and Jane the basket.
(=Jane crammed food into the basket)
Mary crammed food into the freezer and not the basket.
- b. Mary crammed the freezer with food and Jane did, too.
(=Jane crammed the freezer with food)
*Mary crammed the freezer with food and Jane the fruit.¹
(=Jane crammed the freezer with fruit)
Mary crammed the freezer with food and not with fruit.

The facts above show that 'crammed food into' in (2a) is a single verb, whereas 'crammed the freezer with' in (2b) is not a single verb.

1.2 Adverb scrambling

The adverbs, 'immediately' and 'regularly' can be placed at any slot in the VP. Assuming the adverbs are daughters of the VP, as are the other constituents, this would follow from the free operation of a stylistic scrambling rule.

- (3) a.

Mary $\left\{ \begin{array}{l} \text{immediately} \\ \text{regularly} \\ \text{carefully} \end{array} \right\}$ crammed $\left\{ \begin{array}{l} \text{immediately} \\ \text{regularly} \\ \text{carefully} \end{array} \right\}$ food $\left\{ \begin{array}{l} \text{immediately} \\ \text{regularly} \\ \text{carefully} \end{array} \right\}$
into the freezer $\left\{ \begin{array}{l} \text{immediately} \\ \text{regularly} \\ \text{carefully} \end{array} \right\}$.

b.

Mary $\left\{ \begin{array}{l} \text{immediately} \\ \text{regularly} \\ \text{carefully} \end{array} \right\}$ crammed $\left\{ \begin{array}{l} \text{immediately} \\ \text{regularly} \\ \text{carefully} \end{array} \right\}$ the freezer $\left\{ \begin{array}{l} \text{immediately} \\ \text{regularly} \\ \text{carefully} \end{array} \right\}$
with food $\left\{ \begin{array}{l} \text{immediately} \\ \text{regularly} \\ \text{carefully} \end{array} \right\}$.

In the both sentences, the distribution of the adverbs shows the same pattern, which suggests the two PP's are in the VP.

On the other hand, the distribution of the adverb, 'yesterday' shows some difference.

- (4) a. Mary |yesterday| crammed |yesterday| food |*yesterday| into the freezer |yesterday| .
b. Mary |yesterday| crammed |yesterday| the freezer |yesterday| with food |yesterday| .

Based on the assumption that the temporary adverb is sentential, a daughter of S, the ungrammatical insertion of a sentential adverb between 'food' and 'into the freezer' suggests that 'crammed food into' is a single V, more specifically V', whereas the possible insertion of the adverb between 'the freezer' and 'with food' suggests the 'crammed the freezer with' is not so.

2. Pseudo-cleft and cleft constructions

Pseudo-cleft and cleft constructions are, as observed in Okuboh(1994), important to present syntactic differences between the two 'cram' sentences in our concern. In the constructions, the PP can form part of the focus position showing some variations.

- (5) a. What Mary did was cram food into the freezer.
 b. *What Mary did into the freezer was cram food.
- (6) a. What Mary did was cram the freezer with food.
 b. What Mary did with food was cram the freezer.
- (7) a. *It was into the freezer that Mary crammed food.
 b. It was with food that Mary crammed the freezer.

The contrast between (5) and (6) and the contrast in (7) suggest that the PP's are not in the same syntactic position. The PP appearing in the focus position is construed to constitute a single independent syntactic unit. It is argued that the subcategorizing 'into' phrase does not constitute an independent phrase, rather, 'cram food into' is a single unit, whereas the 'with' phrase, which does not subcategorize the verb, is outside of the phrase 'crammed the freezer'.

Given the differences between the two PP's showing that one is a constituent of the V, whereas the other is not, there still remains the problem of the exact syntactic position of the two.

3. Preposition stranding

Preposition stranding involves several syntactic movements such as NP movement, wh-movement, and relative clause formation. Several explanations have been tried for the phenomenon, some from the semantic approach (Sano 1983, Takami 1988) and others from a syntactic one (Hornstein & Weinsberg 1981). In what follows, with our concern with the syntactic constructions of the two PP's realized with the predicate 'cram', we see the syntactic behavior of the PP's from the aspect of preposition stranding, particularly those resulting from wh-movement.

As a general explanation from the syntactic approach, it might be adduced that only prepositions whose maximal projections (PP's) are

immediately dominated by VP can be stranded.(H & W 1981)

(8) * Which year did Shakespeare finish writing Hamlet in?

??Which stage did Harry hit Mary on?

In (8), the PP's out of which wh-phrases are moved, temporal and locative ones are assumed to be dominated under S. In such cases, preposition stranding is impossible.

On the basis of this approach, we obtain the data on the PP's of 'cram' shown below.

(9) a. What did Mary cram food into?

Which freezer did Mary cram food into?

Into what did Mary cram food?

Into which freezer did Mary cram food?

b. What did Mary cram the freezer with?

With what did Mary cram the freezer?

In both, preposition stranding is available. The facts on the two PP's, whether subcategorizing or not, suggest that the maximal projections of the prepositions are immediately dominated by VP. Similar observations on an adjunct PP of 'with' in (9b) are found on those of accompaniment, instrument, agent and purpose.²

(10) Who did Mike travel around the world with?

Who was Mary kissed by?

What did John save the money for?

As far as data on preposition stranding are concerned, they do not offer

any crucial difference in the syntactic position between the two PP's, allowing preposition stranding. They, at least, safely show their maximal projections are immediately dominated by VP, not by S.

4. Stranding and extraposition

H & W (1981) has also observed that extraposed phrases do not allow stranding.

- (11) a. Pugsley gave a book to Mao yesterday.
- b. Pugsley gave a book yesterday to Mao.
- c. Who did Pugsley give a book to yesterday?
- d. *Who did Pugsley give a book yesterday to?³

The prohibition that wh-movement and PP extraposition cannot cooccur is explained in terms of Reanalysis rule applying prior to the application of the stylistic rule, extraposition and Case filter. Here, whether we assume the existence of the Reanalysis rule supported in H & W, the particular structure of the PP's in our concern seem to yield some slight difference in acceptability of the sentences below.

- (12) a. What did Mary cram food into yesterday?
- b. *What did Mary cram food yesterday into?
- c. Into what did Mary cram food yesterday?
- (13) a. What did Mary cram the freezer with yesterday?
- b. ??What did Mary cram the freezer yesterday with?
- c. With what did Mary cram the freezer yesterday?

Grammatical judgments by our informants have shown that (12b) is less acceptable than (13b), though the judgments are extremely delicate. This

fact may suggest some structural difference between the two PP's.

On the other hand, wh-movement and scrambling show the following results in the sentences with the adverbs, 'immediately', 'regularly' and 'carefully'.

(14)

a. Which freezer did Mary cram food into $\left. \begin{array}{l} \text{immediately} \\ \text{regularly} \\ \text{carefully} \end{array} \right\} ?$

b. Which freezer did Mary cram food $\left. \begin{array}{l} \text{immediately} \\ \text{regularly} \\ \text{carefully} \end{array} \right\} \text{into?}$

c. Into which freezer did Mary cram food $\left. \begin{array}{l} \text{immediately} \\ \text{regularly} \\ \text{carefully} \end{array} \right\} ?$

(15)

a. What did Mary cram the freezer with $\left. \begin{array}{l} \text{immediately} \\ \text{regularly} \\ \text{carefully} \end{array} \right\} ?$

b. What did Mary cram the freezer $\left. \begin{array}{l} \text{immediately} \\ \text{regularly} \\ \text{carefully} \end{array} \right\} \text{with?}$

c. With what did Mary cram the freezer $\left. \begin{array}{l} \text{immediately} \\ \text{regularly} \\ \text{carefully} \end{array} \right\} ?$

(14) and (15) show that in the sentences with adverbs, which are daughters of the VP, PP stranding can conoccur with scrambling.

The difference in sentences with S adverbs and VP adverbs suggest that

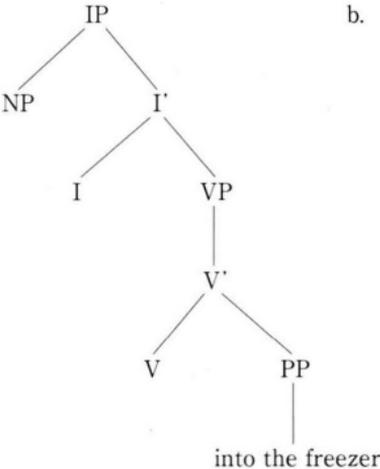
both of the PP's are safely in VP, as well as another scrambling data in 1.2.

5. Suggested structures for 'cram' sentences and the 'barriers' framework

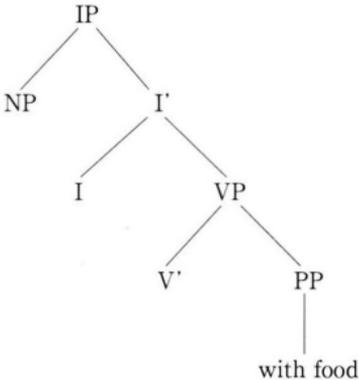
Various syntactic phenomena presented above all suggest a structural difference between the two variations of 'cram' sentences, specifically the syntactic nodes of 'into' and 'with' phrases. The data on gapping, adverb scrambling and pseudo-cleft sentences argue that 'cram food into' constitutes a single V, more specifically V', whereas 'cram freezer with' does not. The data on stranding are safe enough to show that the PP's are certainly in VP, but have failed to suggest the exact syntactic position of the PP's. Those on extraposed and stranding, however, are important to make up for the insufficiency in showing a difference between the two.

In summary, it is argued that both constitute a VP, furthermore that the subcategorizing 'into' is a daughter of V', whereas the non-subcategorizing 'with' is an adjunct. We thus support the following structures for the two, (16a) for "Mary crammed food into the freezer", and (16b) for "Mary crammed the freezer with food".

(16) a.



b.



The structural difference argued for the two ‘cram’ sentences has more to say in a general discussion of the concept of ‘barriers’ (Chomsky 1986). Particularly, the data which have apparently shown no syntactic difference between the two, in fact have something to say about the framework. Remember the stranding phenomena with wh-movement in (9), crucial data of which are cited here again in (17).

- (17) a. What did Mary cram food into?
b. What did Mary cram the freezer with?

Preposition stranding is available in both. Even though the preposition stranding test on the ‘cram’ sentences apparently has not offered any significant proof for our syntactic discussion on the two PP’s, the current framework in terms of “barrier” unexpectedly sheds light on our discussion from another angle.

The concept of “barriers” in terms of “blocking category” (BC) is defined as follows (Chomsky 1986).

(18) γ is a BC for β iff γ is not L-marked and γ dominates β .

(19) γ is a barrier for β iff (a) or (b):

- a. γ immediately dominates δ , δ a BC for β ;
b. γ is a BC for β , $\gamma \neq \text{IP}$.

According to the framework, the wh-movement is saved in (16a/17a); while the wh-phrase moves successively-cyclically, first to the VP, then to the specifier of CP(S), nothing bars the process: the PP in V’ is L-marked by the lexical category V and therefore neither a BC nor a barrier and the intervening V’, not being a maximal projection, is not a barrier, either; the

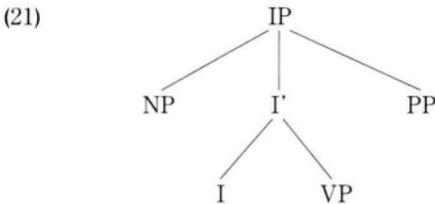
maximal projection VP is not a barrier. The wh-movement is also saved in (16b/17b) where the PP is a barrier because it is not L-marked, but the extraction is I-subjacency, satisfying the subjacency condition.

Likewise, the syntactic difference supported here for the two, one a daughter of V', and the other, an adjunct, in general, works well in the framework of 'barriers'. The framework in terms of 'barriers' correctly predicts the facts on the two 'cram' sentences, (17), showing particular syntactic mechanisms behind the possible wh-movements in both 'cram' sentences.

On the other hand, recall examples of the impossible preposition stranding in (8), which are cited here again in (20), as well as others.

- (20) *Which year did Shakespeare finish writing Hamlet in?
 ??Which stage did Harry hit Mary on?²⁵
 *Which vacation did John go to Hawaii during?

Preposition stranding is impossible in the cases of temporal and locative PP's, which are generally assumed to be S(IP) prepositions. (21) represents a rough structure involving S(IP) prepositions.



This observation also finds a good explanation in the 'barriers' framework. In the wh-movement in (20), the extraction crosses two barriers, PP, which is not L-marked, and IP which inherits barrierhood from the PP,

resulting in violation of the subjacency condition.

The observation by H&W(1981) that only prepositions whose maximal projections(PP's) are immediately dominated by VP can be stranded, likewise, finds a more systematic explanation in the current 'barriers' framework. The suggested structures for the two 'cram' sentences, complemented by the 'barriers' framework also offer a good explanation for cooccurrence of PP stranding and scrambling, acceptability of (14) and (15) in 4.

The suggested syntactic account for (17) in contrast to (20) further leads us to discussion of the two 'cram' sentences with extraposition and stranding observed in (12) and (13), which are cited here as in (22) and (23).

- (22) a. What did Mary cram food into yesterday?
- b. *What did Mary cram food yesterday into?
- c. Into what did Mary cram food yesterday?
- (23) a. What did Mary cram the freezer with yesterday?
- b. ??What did Mary cram the freezer yesterday with?
- c. With what did Mary cram the freezer yesterday?

The process of wh-movement in (22a) and (23a) is completely the same as that in (17), proving our syntactic account to be sustainable. Our discussion above and the contrast between a. and b., at first sight, clearly suggests that an additional derivational process of extraposition is responsible for the unacceptability. In fact, the unacceptability of (22b) can be explained by the adjunct condition, which specifically constitutes the subjacency condition in the 'barriers' framework. The complement PP, 'into' phrase, once extraposed, occupies the same position as an adjunct. Extraction from an adjunct is not allowed.

(24) *Who did they leave before speaking to?

$\left[\begin{array}{c} \text{CP} \\ \text{Who}_i \end{array} (\text{did}) \left[\begin{array}{c} \text{IP} \\ \text{they leave} \end{array} \left[\begin{array}{c} \text{PP} \\ \text{before speaking to } t_i \end{array} \right] \right] \right] ?$

On the other hand, structures (22b) and (23b) are shown in (25).

(25) $\left[\begin{array}{c} \text{CP} \\ \text{What}_2 \end{array} (\text{did}) \left[\begin{array}{c} \text{IP} \\ \text{Mary cram food } t_1 \text{ yesterday} \end{array} \left[\begin{array}{c} \text{PP} \\ \text{into } t_2 \end{array} \right] \right] \right] ?$
 $\left[\begin{array}{c} \text{CP} \\ \text{What}_2 \end{array} (\text{did}) \left[\begin{array}{c} \text{IP} \\ \text{Mary cram the freezer } t_1 \text{ yesterday} \end{array} \left[\begin{array}{c} \text{PP} \\ \text{with } t_2 \end{array} \right] \right] \right] ?$

The syntactic mechanism in the structures with the extraposed PP as in (25) is now the same as that in (24). When the PP is in the adjunct position, the extraction crosses two barriers, PP, which is not-L-marked, and IP which inherits barrierhood from the PP, resulting in the violation of the subjacency condition.

In this account, the delicate difference in acceptability between (22b) and (23b) cannot be clearly explained. As a possible factor for the judgment results of the two, one could cite a difference in their syntactic status; the 'into' phrase as a complement, the 'with' phrase as an adjunct in origin. The line of reasoning on the difference in acceptability, put in other words, ultimately is reduced into the syntactic closeness between the predicate V; a complement 'into' phrase governed, whereas an adjunct not governed. The relatively more acceptable (24b) seems to reflect the informants' response to the same grammatical status as an adjunct even after being extraposed.

Note also that in c. of (22) and (23) the whole PP is moved by wh-movement, where the same grammatical status is assured as that of a., improving acceptability.

With the syntactic structures suggested for the two 'cram' sentences, the current 'barriers' framework, offers a consistent account of various syntactic phenomena, particularly those on preposition stranding and extraposition and stranding of two 'cram' sentences.

Footnotes

1. One possible reading results in an anomalous one, "Mary crammed Jane with fruit."
2. =(6a-c) of Takami (1988)
3. =(52) of H & W (1981)
4. The explanation in terms of these devices works well in our cases, particularly unacceptable (12b) too.

On the assumption that wh-movement applies prior to extraposition as in Guéron (1980), at the first stage after wh-movement, Reanalysis rule applies, the result of which is shown below.

[what [Mary [_{VP} [_V cram food into] t]]]

At this stage, there is no longer a PP to which extraposition applies.

In the other possible assumption on extraposition, i.e. extraposed phrases are base-generated, filter (i) and restriction of Reanalysis to PP's in VP's, i.e. a rule can not "look inside" a lexical item, such as newly constructed V, will block any movement out of these structures.

(i) * [_{NP oblique} e]

A more general explanation developed in terms of 'barrier' concept will be given in 5.

5. =(16c) of Takami(1988)

References

- Chomsky, N. 1977 "On wh-movement," in Culicover *et al.* (eds.) 1977.
- Culicover, P. W., T. Wasow and A. Akmajian (eds.) 1977 *Formal Syntax*. New York: Academic Press.
- Guéron, J. 1980 "On the syntax and semantics of PP extraposition," *LI* 11, p.637-78.

Hornstein, N and A. Weinsburg. 1981 "Case theory and preposition stranding," *LI* 12, p.55-91.

Okuboh, M. 1994 "'Cram'—Its Syntactic Realization of θ -roles," *The Journal of Tokyo Rissho Junior College for Women* 22, p.47-57.

Riemsdijk, H.C. van 1982 *A Case Study in Syntactic Markedness*. Lisse: Peter de Ridder. Dordrecht:Foris. 1982.

Sano, M. 1983 "Semantic of preposition stranding," *Tsukuba English Studies* 2, p.97-127.

Takami, K. 1988 "Preposition stranding: argument against syntactic analyses and alternative functional explanation," *Lingua* 76, p.299-335.

日・英語の文字と音声の関係に関する比較研究

入門期の学習指導改善のために

中 岡 典 子

0. はじめに

日本人が英語を学ぶ場合、文字体系の習熟学習は基本的にどのような問題をはらんでいるのだろうか。また、どのような改善方法があるのだろうか。この観点に立ち、音節構造の比較を基盤にして、日・英語の文字と音声の関係に関して論じる。

英語の文字体系の学習を論ずるにあたって、議論が複雑にならざるおえないような要因が英語の中に内在していることを忘れてはならない。相当数の不規則なスペリングの存在と、多数に及ぶスペリング規則の存在などの問題を抱えているからである。これらの問題を抜きにして英語の文字体系を論ずることは、一部の議論にはなり得ても、決して総体的な議論になり得ないことはいうまでもない。

しかし、初めからすべてを抱え込めば、議論の対象が多岐に及びすぎて、論点を見失う危険がある。したがって、この件については今後の検討課題として残し、この論文では議論の対象からはずすこととする。この論文では、日本語の文字と音声からの干渉問題に焦点をしぼり、干渉によって生じるとされる入門期の学習上の問題を中心に据えて論じる。日・英語の文字と音声の関係について比較分析検討をすすめる、その分析を踏まえて、学習指導上の改善策を具体的に提示したい。

1. 文字学習と音声

1) 文字体系の比較研究の位置付け

外国語学習における文字の学習は、入門期の重要な学習課題である。日本語と英語の文字体系の学習を比べると、一般には日本語の文字のほうが比較にならぬ程困難だと思われる。ひらがなはアルファベットの数の約2倍ある。カタカナも同数あり、その上、音読み訓読みを持つ約3000程の漢字（当用漢字1850字、教育漢字881字、人名用漢字92字）も学習しなくてはならないからだ。したがって、漢字を全く所有しない言語の話者、すなわち中国語、韓国語以外の言語を母国語とする者が日本語を学習しようとする場合、導入段階でのひらがな、カタカナに加えての漢字の習得がいかに計り知れない負担となり得るか想像に難くない。しかし、だからといって、英語の26文字の文字体系の学習が、日本人には比較にならぬ程簡単であると言い切れるだろうか。

確かに約3000の漢字の学習は、母国語話者である日本人にとっても、その負担は大きく、小中学生の学校教育において大きな位置を占めている。しかし、言語の文字数の多少のみから、文字体系の学習上の困難度を単純に決めつけることはできないだろう。英語圏の初等教育では、スペリングの習熟のために相当の時間を割いており、そのためのフォニックスの教材も指導方法も数多く開発されているという現実がある。それでも文盲率は比較的高く、アメリカの社会問題の1つにさえなっている。ところが、アメリカ人に比べると日本人の文盲率は圧倒的に低い。この文盲率の差から単純に推測すれば、英語の文字体系の方が学習が困難であるということになってしまう。文字の数という観点からだけでは、この事実を説明することは到底できない。

アルファベットと音声の関係を学習し習得することは、英語の母国語話者にとって、初等教育における大きな学習課題となっている。母国語話者にとってそうならば、当然外国人にとっても同じく大きな学習課題となることはいうまでもない。日本人が英語を学習する場合は、文字体系と音節構造のいずれも基本的に異質であるため、学習上の負担がいっそう大きくなるのは明白だろう。とすれば英語の母国語話者以上にアルファベットと音声に関する組織的学習が

必要となるはずである。

しかし、英語教育の入門期にあたる日本の中学校の現場では、文字と音声に関する指導にそれ程の重点が置かれていないのが現実ではないだろうか。文字と音声をどのように指導するかは、教師個人の文字体系にたいする認識度と力量に負うところが大きい。その上、公立中学校での週3～4時間の英語教育の現場では、教師個人の力量とか指導意図とは関係なく、入門期の文字指導にそれ程の時間をかけている余裕がないのが実情であろう。

現状のままでよいのだろうか。このままでは、初期の段階での基本的つまづきを取り除かれずに放置され、英語学習の負担を過度に作り出していることが予想される。文字体系と音声がいれば、それに沿った適切な文字と音声に関する指導が、入門期の重要な学習過程として組織的に一貫してなされる必要があるであろう。この論文での分析と提案が、適切な文字体系の学習過程がどうあるべきかを問いかける基礎研究として役立てば幸いである。

2) 聞き取り上の干渉と文字

英語の音声は日本語の音声とは異質な音節構造をもっている。この異質な英語の音節構造と音声の特徴は、ほとんどの日本人にとって、耳で聞いただけでは学習できるものではない。聞き馴れない言語音に対しては、10歳以下の子供でない限り、耳は白紙の状態で聞いているわけではない。母国語の音声を的確に聞き取れるよう日々鍛練してきている耳で聞いているのである。言い換えると、雑音があろうとも日本語の音声特徴のみうまく抽出して受信するようになっているアンテナを持っていて、英語音聞き取る場合にも無意識のうちにそのアンテナを活用しながら聞く傾向があるのである。そのため、英語の音を日本語の似かよった音に置き換えて聞き取ったり、日本語の音に枠にはまらない特徴は、音としての特徴をうまく取り出せず、そのままに切り捨てて適当に聞き取ったりしがちである。すなわち、英語音の聞き取りにおいて、日本語の音節構造と音声の特徴からの干渉が強く働きやすいといえる。

文字体系は音節構造を如実に反映するものである。文字学習は1つ1つの文字の字形を覚えて書けるようになればそれで済むものではない。仮に、母国語

からの音声に対する干渉を排除せず、字形を区別して書ければ文字学習は済んだでしょう。すると、学習者は文字を自己流に解釈し、母国語式音声に結び付け、その母国語式音声と文字を固定化して覚える傾向が大きい。つまり、英語を学習している日本人の場合、日本語の音節構造と音声の特徴を、無意識のうちに英語の文字に転移して、アルファベットを日本語式に音声化しやすいのである。

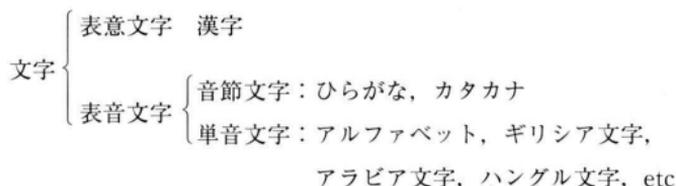
文字を学習言語の音声として適切に読めるようにするには、その言語音としての特徴をなんらかの形で学習者につかませることが重要である。従来の耳での聞き取りによる音声指導も、そのためには必要不可欠な方法である。しかしその聞き取りの段階において、すでに母国語からの干渉が始まっている以上、耳での聞き取りだけに依存する指導では不十分といえよう。母国語の聞き取りの際とは違うメカニズムが働いているのに、てがかりもなく聞き分けるべき特徴を自力で探しあてるのは実に困難なことである。

唇の形や舌の位置の違いを指摘する従来からの発音指導も、その中の効果的な方法の1つである。もちろんネイティブ・スピーカーの発音の後をつけて、繰り返し発音訓練を重ねることは必要で、発音練習の基本であり前提である。ただそのやり方だけでは、てがかりとして十分ではない。母国語である日本語からの干渉を取り除くことができず、聞き取りのトラブルは依然として残る。また発音指導のその場では、発音のモデルを真似をしてかなり正確に発音できても、他の単語や文では応用されず、全くの母国語式発音にもどってしまうことはよく観察されることである。学習意欲があるにもかかわらず、うまく音声をつかめないで混乱している学習者がいるということ、そして彼らこそ適切な指導を必要としていることに教師はもっと注目すべきであろう。この段階で学習につまづいている学習者の数はそう少ないものではない。

この干渉問題を解決するためには、まず教師自身が母国語からの干渉が働くしくみを認識し、その音節構造の相違の実態と、音声とそれを表す文字との関係を認識する必要がある。その上で、それらを学習指導の中で反映させるための学習プロセスが適切に加えられるべきだろう。

3) 文字の種類

世界で用いられている文字は、表音文字と表意文字の2つに大きく分けられる。仮名文字もアルファベットも表音文字である点では同じであるが、表音文字は表すものが音節か単音かで更に分けられる。代表的な表意文字は漢字である。したがって、英語は単音を表す26文字の表音文字を有する言語である。一方日本語は、音節を表す51文字の表音文字のひらがなとカタカナの2種類と、表意文字である約3000の漢字を有する言語である。



ハングル文字は厳密に言えば、単音文字であると同時に音節文字でもある。なぜなら、単音文字を音節ごとに1字分にまとめて表記するからである。また中国では外国の固有名詞を表記するにあたって、本来表意文字である漢字を表音文字として使っている。

単音文字であるアルファベットが、エジプトの象形文字から発達してきた歴史をとらえて、単音文字が一番発達した書記法とする見方が依然として存在する。日本語もひらがなと漢字を排除して、アルファベットで表記すべきであると主張する人さえいる。しかし、安藤貞雄氏（1986, p.127）が指摘しているように、これは個別言語の特性に対する洞察が欠如した主張にすぎない。文字の効率性はその言語の音韻構造、統語構造とも密接に関係している。単純な数の議論でその学習の経済性を計るのは誤りである。

この論文では、表意文字である漢字については議論しない。音節文字である仮名文字と単音文字であるアルファベットを取り上げる。日本語を外国語として学習する場合には、漢字の学習上の負担が大きいため、漢字を抜きにして文字に関する議論をするわけにはいかない。しかしこの論文では、議論を日本人が外国語として英語を学習する場合にのみしぼり、日本語からの干渉問題を踏

まえ、英語の文字の音声化をいかに指導すべきかという観点から議論を進めていく。したがって、表音文字である仮名文字とアルファベットが議論の対象となる。

2. 日本語の音節構造の特徴と仮名文字との関係

1) 単音節の構造上の特徴

「ん」と「っ」以外の仮名文字は、すべて次の3種類の音節構造に分けられる。「あ」「い」の文字のように1つの母音で形成される音節(V)か、「な」「ま」のように子音(1個)+母音(1個)で形成されている音節(CV)、そして“きゃ”“きゅ”“きょ”のように子音(1個)+半母音(1個)+母音(1個)で形成される音節(CyV)がある。いずれの場合も母音1つで終わる開音節であるということ、子音が母音(あるいは半母音)の前に1つだけこれることが各音節の特徴である。促音/Q/「っ」と撥音/N/「ん」を除くと、子音と子音が連結することはなく、子音は常に後ろに母音(あるいは半母音+母音)を1つ従えて発音される。

単語	仮名表記	音節数	音節のタイプ
青い家	あおいいえ	-----	<u>V</u> <u>V</u> <u>V</u> <u>V</u> <u>V</u>
黒猫	くろねこ	-----	<u>CV</u> <u>CV</u> <u>CV</u> <u>CV</u>
茶器	ちゃき	--	<u>CyV</u> <u>CV</u>
蚊	か	-	<u>CV</u>
胃	い	-	<u>V</u>
本	ほん	--	<u>CV</u> <u>N</u>
一家	いっか	---	<u>V</u> <u>Q</u> <u>CV</u>
発見	はっけん	-----	<u>CV</u> <u>Q</u> <u>CV</u> <u>N</u>
お母さん	おかあさん	-----	<u>V</u> <u>CV</u> <u>V</u> <u>CV</u> <u>N</u>

このように日本語の音節構造の基本はV, CV, CyVにあり、単純な構造

である。しかも1音節内の子音と母音の結合が強く、日本語話者は音節を子音と母音とに分離して単音を意識するということがない。1音節の音を常に1つの融合体として、ひとかたまりの音と認識している。このことは文字との対応で更に強化される。

基本的に1つの仮名文字は、音と1対1に対応しているが、1対2の対応の場合もある。“を”と“お”は共に同じ発音 [o] で、文の中での文法機能の違いによって区別される。すなわち“を”は文のなかで名詞のあとに続く格助詞の働きをもつ場合に使われ、“お”はそれ以外で使われる。また“は”と“へ”は格助詞としての機能を持つ時は、それぞれ [wa] と [e] の発音で、それぞれ“わ”“え”の文字と同じ発音となるが、それ以外では [ha] と [he] の発音となる。

日本語は「時間」単位のモーラ音節に特徴がある。1モーラは仮名文字1文字で表され、ほとんど同じ長さで発音される。仮名文字と仮名文字を合わせて2文字で1音を表すこともなければ、発音されない黙字も存在しない。また仮名文字の読み方はこの単語のときだけはこう読むというような例外も存在しない。仮名文字の数とモーラ音節の数が一致しているので、仮名文字の数の分だけ発音は長くなる。

2) 撥音/N/「ん」の異音の分布と聞き取り上の抽出

上で述べたように日本語の仮名文字と音の関係は基本的に固定的である。ところがよく調べてみるとそう単純ではない。調音上、異音が広範囲に分布している文字がある。撥音/N/を表すのは文字「ん」である。下記の単語の「ん」で表されている部分は、皆全く同じ発音であると思いがちであるが、実は異音がさまざまに分布している。

“親身” しんみ-[m] “進化” しんか-[ŋ] “信徒” しんと-[n]
“真意” しんい-[i] “千個” せんこ-[ŋ] “千部” せんぶ-[m]
“先手” せんて-[n] “先生” せんせい-[e] “真実” しんじつ-[n]
“船長” せんちょう-[n] “損傷” せんしょう-[o]

実際には「ん」は後続音に同化して音質が様々に変化する。継続音が非継続音かに同化して、舌が口腔のどこにも閉鎖をつくらない継続鼻音か、閉鎖をつくる非継続鼻音にわかれる。(詳しくは村木正武・中岡典子(1990)を参照のこと)非継続鼻音の場合は更に後続音の調音点に同化して[m][n][ɲ][ŋ]にわかれる。継続鼻音の場合は前後の音に同化して口腔の形が変わり、鼻からだけでなく口からも息を流出する鼻母音となる。鼻母音の場合は口腔の形が変われば、鼻母音とはいえそれぞれお互いに音質的にはかなり違う音である。また鼻母音と鼻音[m][n][ɲ][ŋ]もかなり異質の音である。どの異音にも共通にみられるのは唯一鼻音であるということである。

しかし、日本語には継続鼻音と非継続鼻音の違いがあることに普通気づくことはない。また、後続音に同化して、[m][n][ɲ][ŋ]と調音点が変わっていることも、説明を受けない限り普通気づくことはない。つまり、それらの明らかな音質の違いが現実にあるにもかかわらず、それらをすべて捨象して鼻音という共通項 [+nasal] だけを抽出して「ん」と聞き取っているということになる。

調音のしかたがこのように多様に違うにもかかわらず、鼻音という特徴のみを抽出する聞き取り方で、なぜ「ん」を他の音と聞き間違えないのだろうか。なぜ別の単語に誤解することはないのだろうか。こういう疑問が湧いてくる。これは日本語のモーラ音節の音連結にかかる制約と関係がある。「ん」は語頭にくることはなく、必ず母音の後に現れる。それ自体で1音節を成すので、鼻音の長さが他のCV音節のCとしての用法(例えば「ま:ma」の[m]や「な:na」の[n])の場合よりはずっと長い。

つまり、日本人は [+nasal] かどうか、 [+long] かどうかという点にのみ注目して聞き分け、調音の仕方がいかに違っていようと、その2点の共通項が抽出できる場合の音声を、共通の文字「ん」と結び付けているのである。しかし同じ文字を使うため、調音の仕方も同じはずであると思ひ、どの場合も同じ調音点の鼻音[n]を自分では発音し、また聞いていると誤ってイメージしてしまうのではないだろうか。

3) 促音/Q/「っ」の異音の分布と聞き取り上の抽出

「ん」以外で異音が広範囲に分布している文字がもう一つある。促音/Q/を表すのは文字「っ」である。同じように書き表すので、下記の単語の「っ」の部分は皆同じ音と思いがちであるが、調音過程をみてみると実はそうではない。

“発布” はっぶ -[p] happu, “発行” はっこう -[k] hakkoo,
 “発展” はってん -[t] hatten, “発生” はっせい -[s] hassei,
 “発注” はっちゅう -[tʃ] hattju, “発進” はっしん = [ʃ] hajfin

実際には、促音は通常後続の無声子音（hをのぞく）に同化して、さまざまな無声子音になる。外来語の場合は、促音/Q/は有声子音や無声子音[h]の前にも現れることが許され、それらに同化し有声子音や無声子音[h]になる。このように促音/Q/は後続子音に同化して、後続子音と同じ子音になるという特徴をもつもので、それ自体の決まった独自の子音が存在するわけではない。

ドッジボール = [dʒ], ヘッドフォン = [d]
 ハンドバッグ = [g], マッハ = [h]

それでは、促音にみられる共通項は何か。調音的に説明を加えよう。破裂子音の調音は口腔内の息の閉鎖-保持-解放の3つの過程から成り立っている。促音の場合、破裂子音が2つ連続するが、この過程が2回繰り返されて2回解放があるのではなく、閉鎖保持の部分が増え、閉鎖-保持-保持-解放の過程をとる。摩擦子音の場合は摩擦部分の長さが長くなる。閉鎖保持の長さや摩擦の長さが、普通のCV構造（子音+母音の音節構造）の場合よりずっと長い。この破裂子音の閉鎖保持部分と摩擦子音の摩擦部分がある長さを保ち、CV構造の場合とは明らかに区別されるという点で促音は皆共通している。

柿 かき [ka~~k~~i] k : 閉鎖-保持-解放
 活気 かつき [ka~~kk~~i] kk : 閉鎖-保持-保持-解放

居た	いた	[ita]	t	: 閉鎖-保持-解放
言った	いった	[itta]	tt	: 閉鎖-保持-保持-解放
西	にし	[nifi]	f	: 摩擦
日誌	にっし	[nifji]	ff	: 摩擦-摩擦

しかしほとんどの日本人は、促音でこのように違う音形の子音が使われていることに普通気づかない。また、そこで共有されている特徴が、破裂子音の閉鎖保持部分あるいは摩擦音の摩擦部分がある一定の長さ続いているということに通常気づくことがない。

このように実際には、多様な子音が「っ」の対象となり得ているのに、聞き取りの段階で単語を聞き間違えるというような誤解が生じはしない。これも日本語のモーラ音節構造による制約と深い関係がある。促音はC V音節とC V音節の間にしか起こり得ない。したがって、促音以外では子音連結C C Vが生じることはない。例えば「言った: itta」の場合、閉鎖-保持-保持-解放となるが、閉鎖保持が長くなる破裂音はこれ以外では存在しない。また例えば「日誌: nifji」の場合、摩擦-摩擦となるが、摩擦部分が長くなる摩擦音はこれ以外では存在しない。他の音声特徴は捨象して摩擦音が破裂音か、長いかどうか注目して音声を聞き分け、その場合の音声を「っ」の文字と結び付けている。

4) 「ん」とローマ字表記

谷田部庄一氏は論文「英語の音節子音と日本語の鼻音音節子音」の中で、ローマ字表記では撥音の「ん」の特性を十分表記できないと指摘している。彼の論点は以下の通りである。

“「念入り」を「neniri」と書くと、「ねにり」となり、「勧誘」を「kanyu」と書くと、「加入」と区別できない。そこで和英辞典では、「前後を離して読む場合は、その間にアポストロフィー（'）を入れて示す。」として、「nen'iri」, 「kan'yu」と表記して区別している。これは、ローマ字の中に、

「ん」がそれ自体、音節を構成し得る特性をもつ鼻音音節子音であることを表す表記がなく、「n」で代用しているために生じたものである。「n'」のような表記でも、日本語の「ん」の特性を十分には表し得ないように思われる” (p.17)

この指摘は当を得たもので、日本語の音声をあらわすのにローマ字では適切ではなく、仮名文字でなければならないことが明白となる。

5) 聞き取りにおけるモーラ音節の特徴の拡大適用

日本語の音声の基本は、時間単位のモーラ (more) 音節に特徴づけられる。(これについては中岡典子 (1994) 東京立正女子短期大学紀要を参照のこと) 音節の長さが単語を識別する弁別の働きをもっているために、日本語話者は音の長さを微妙に識別する。例えば、“おばさん”と“おばあさん”を識別しているのは b a の母音の長さの違いで、これは英語には見られない特徴である。このように非常に長さに対して敏感であるが、長さが一拍に満たない時でさえも一拍に聞き取ってしまうという逆の現象がおきることも事実である。また音節構造の一部が不完全であるときも、その部分を補って完全な音節構造を復元して聞き取るという現象が起きている。

a) 母音の無声化に対する復元作用

[i][u]の母音は、特にアクセントの低い音節では無声子音に隣接すると普通無声化する。

すすき	[sus <u>u</u> ki]	薬 (くすり)	[kus <u>u</u> ri]
袋 (ふくろ)	[f <u>u</u> kuro]	不服 (ふふく)	[fuf <u>u</u> ku]

(__線部の母音が無声化)

しかし、実際には無声化が起こっても、あるいは母音が消えている場合でも、聞き手はそのことに全く気づかない。日本語なら構造上その位置に母音が当然

はいるということをよく知っているの、母音が聞き取れなくても、前後の母音から、[i] か [u]を無意識のうちに補って、完全な音節として復元して聞き取ってしまうためである。そしてまた、話し手も自分の発音がそうなっていることに普通気づくことはない。

b) 撥音の長さに対する復元作用

一般に日本語のモーラ音節は等時性であるといわれているが、撥音の長さは均等に一拍分の長さで発音しているわけではない。実際の発話の中での撥音の長さをスペクトログラフで調べた佐藤ゆみ子は、“ASpectrographic Analysis of the Duration of the Mora Nasal in Japanese”の中で、撥音の長さは一定しておらず、後続子音の長さによって変化する傾向があると報告している。すなわち、下記の例を取り上げて説明すると、無声子音[t]の前で短く、有声子音[d]の前で長くなる傾向があることを報告した。その結果、撥音と後続の音節を加えた2モーラの長さはだいたい同じ程度の長さになるという。

満タンだね (まんたんだね) [mantandane]

n:78ms

t:106ms

VOT:13ms

a:121ms

VOT:Voice Onset Time (声帯振動開始時間)

[nta]の部分の長さ:318ms

漫談だね (まんだんだね) [mandandane]

n:121ms

d:43ms

a:134ms

[nda]の部分の長さ:298ms

佐藤は更に、無声子音の前の短い撥音と有声子音の前の長い撥音のいずれもが、CV音節中の普通子音Cとしての鼻音より一貫して長いということを確認している。また、鼻音の種類によっても長さが微妙に変化することも確認して

いる。このことより、撥音の長さは一定しておらず、普通子音の鼻音と区別がつく程度に長ければよいという結論が出されている。

この音響分析より、撥音の長さの不定性が明らかになり、一拍分とは言えぬさまざまな長さで発音されていることが確認された。しかし、一拍の長さに敏感なはずの日本人であるが、このことに気づくことはない。むしろ、何の違和感ももたず、どの場合もそこに一拍あるかのように撥音を聞き取って理解している。

C) 促音の長さに対する復元作用

促音も撥音と同様に、CV音節の均等な一拍分の長さで発音しているわけではない。これについて、ベックマン(1982)は次のように述べ、促音はCV音節の一拍分程の長さはなく、CV音節の子音と区別できる程の長さがあれば良いと指摘している。

“the mora obstruent /Q/ is not as long as a CV mora, and that a /CV/ mora in which the vowel is devoiced does not have the same length as its corresponding /CV/ mora in which the vowel is voiced.”

“In a less strict version of the mora hypothesis, ..., syllabic consonants need not be as long as corresponding CV syllable. They need only to be longer than the consonant in the CV syllable.”

平田由香里はこの問題に関して、聞き取りの音響実験による調査を行った。その中で、平田は普通子音と促音の自然音声を録音し、それを元にして17段階の合成音を作り、日本人がどの段階で促音と聞き取るのかどうかを調べている。平田の報告では、「いた」と「いった」の文レベルでの聞き取りの識別にあたって、その文全体の『等間隔のリズムの刻みの幅(=拍)が促音のてがかりになっている。』と指摘する。しかし、この場合のてがかりという意味は、等間隔のリズムの刻み幅との相対的比較において、促音かどうかを識別すると

いうことで、促音の部分にその1つ分の長さがあるということではない。

日本人のCV音節（子音+母音）はほぼ等間隔で規則的に現れる。その等間隔の長さの枠におさまらない子音の持続の長さに対しては、それが1拍分に足りない長さでも、そこに1拍分聞き取ってしまうようである。この点に関しては、外国人の日本語の発音でトラブルを起こしているものをスペクトログラムで分析した研究（村木正武・中岡典子，1990）から興味深いことが言える。この研究は、日本語の普通子音（C）と促音（/Q/=CC）の違いを（例えば“事件（じけん）[jiken]”と“実験（じっけん）[jikken]”という単語を）北京官話者に識別して発音してもらい、それをスペクトログラムで分析するというものである。促音と普通子音の区別がわからないという人はいなかった。彼らの促音の発音を聞き取るにあたってはトラブルは生じなかった。しかし、かなり頻繁に、彼らの普通子音の発音が日本人の耳には促音と似て聞こえ、トラブルを生じていた。

トラブル音をスペクトログラムで分析した結果、日本語の発音とは異質な次の2つの要因のうちのどちらかが働いているということが明らかになった。

- ①普通子音の持続の長さが、日本人の場合と比べると中途半端な長さで、日本人の普通子音の持続よりもかなり長めで、かつ促音の持続より短めになり易い傾向がある。
- ②母音の長さが一般に日本人より短めであるが、一定しておらず、前後で極端にことなったり、日本人の発音に比べて極端に短すぎたり長すぎたりする傾向がある。

すなわち、日本人の普通子音（C）の長さの枠からはみでてしまう子音の持続の長さにたいしては、それが促音（CC）の長さに満たないものでも、日本人はそこに促音を聞き取り、つまり2拍分あるかのように聞き取り易いということがいえる。つまり、中途半端な長さの子音の持続に対しても、日本語の促音の枠組みを拡大適用し、促音を復元して聞き取ってしまう。

また、拍は母音に対する子音の長さの比率においても意識される。普通子音

(CV音節のC)の長さに問題はなくても、前後の母音(V)が日本人の発音に比べて極端に短めであると、子音との比率(C/V)が大きくなりすぎる。この場合、日本人はこの大きすぎるC/Vの比率をC C/Vの比率の枠内に受け止め、そこに1拍分余分の長さを認め、促音として聞き取ってしまうように思われる。つまり、日本語としてはあり得ない中途半端なC/V比率に対しても、日本語の促音の枠組みを拡大適用し、促音を復元して聞き取ってしまう。

3. 日本語の音声に対する予測とそれと相反する英語の音声特徴

1) 日本語の音声に対する予測

文字の種類で述べたように、英語のアルファベットは単音文字であるが、日本語の仮名文字は音節文字である。文字をてがかりにして音声はイメージされるので、仮名文字が単音文字でなく音節文字であるということは、音の認識に大きく影響を与えている。

耳は音節素の聞き分けに必要な共通の特徴にのみ注意を向け抽出し、その他の特徴には注意を払わないようである。つまり、発音された音のすべての特徴に注意を払って聞き取っているのではない。日本語の音声に対して無意識のうちに予測のアンテナを張り巡らせて、対応する音節素すなわち仮名文字を識別するのに必要な分の特徴にだけ注意を払って、聞き取っていると考えることができる。上述の分析を踏まえると、日本人は日本語の音声に対して、以下のような特徴を予測しながら聞いていると考えられる。

予測1 1つの子音の後ろには必ず母音がかかる。

予測2 同じ程度の少量の息を流出して、各音節をほぼ同じ長さで発音するように舌、唇、そして顎の筋肉を使っている。

予測3 CV, V, Cy V音節は発話の中でほぼ一定の長さで現れる。

予測4 CV音節とCy V音節のC, Cy部分はかなり短く、発声のための息の量も少なく、子音の音声も弱く、その後続く母音に融合する。

- 予測5 破裂音と破裂音の場合は閉鎖保持の長さはC V音節のCの短いものか、それに比べると明確に長いかのどちらかである。どんな場合も後ろに母音が続くので、そこで保持されていた息が必ず解放される。どちらの場合も息の量が少ないので、氣息（アスピレーション）がかかるとはならない。
- 予測6 摩擦音の場合は摩擦の長さがC V音節のCの短いものか、それに比べると明確に長いかのどちらかである。どちらの場合も息の量が少ないので、強い摩擦音にはならない。
- 予測7 鼻音の場合は鼻音の長さがC V音節のCの短いものか、それに比べると明確に長いかのどちらかである。その長い方はC VのCと区別ができる長さであれば一拍に足りない長さでもよい。それに加えて、とにかく鼻音でさえあればよい。あとは後続の音の特徴に同化し、継続鼻音（鼻母音）になったり、非継続鼻音になったりする。C V音節の短いCの場合は必ず非継続鼻音になる。長い場合も短い場合も、息の量が少ないので鼻音の音量は小さい。
- 予測8 音節ごとに一定の少量の息を使うので、流音の舌は軽く口蓋に触れるだけで、すぐ母音に続く。流音で終わる単語はない。
- 予測9 母音が2拍分長く続けば、2つ同じ母音がある。
- 予測10 違う母音が2つ並べば、二拍に満たない長さでも2つの音節に数え、二拍に聞き取る。
- 予測11 1文字1モーラ音節なので、どの文字もほぼ同じ長さで発音する。
- 予測12 どの文字も1モーラ音節に対応するので、発音されない文字は存在しない。
- 予測13 文字の数の分だけ発音は長くなる。
- 予測14 アクセントは高低アクセントである。
- 予測15 日本語式の息の出し方では音節ごとに息の量を変えたり、音節ごとに長く発音したり短く発音したり、強弱の変化をつけるようにはならない。そのような発音があれば、それは日本人の発音ではない。

2) 日本語からの予測と相反する英語の音声特徴

外国語の音声に対しても、おそらくこの日本語の音声に対する予測というアンテナを、無意識のうちに張り巡らせながら聞き取っているのだろう。これらの予測と相反する外国語の音声特徴に対してはうまく対応ができず、どの音声特徴に注目して聞き取ればよいのかわからないままに、日本語の音声予測に切り替えて納得しているのではないだろうか。

英語を学習する際には、英語の以下のような音声特徴が日本語のそれとは相反しており、日本語からの干渉の対象になるとと思われる。

a) 音節構造の多様性

英語の音節構造は多様で、I (V), tea (CV), at (VC), cat (CVC), という具合に開音節も閉音節も自由にとれる。

b) 音節末、語末の子音

英語の音節構造の典型的なものは、子音で終わるCVC (子音+母音+子音)の閉音節である。母音解放を伴わない子音の発音をもっている。

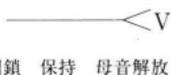
c) 自由で多様な子音連結

子音連結が1音節内で多様に起こりえるということは、英語の音節の重要な特徴である。音節の核となる母音をはさんで、例えば, tempt (CVCCC), screen (CCCVC), scramble (CCCVCCC) のように、基本的には前にも後ろにも子音連結が3つまで伴うことができる。-edの接尾辞をつけると scrambled (CCCVCCCC) のように4つの子音連結も起こりえる。また、閉音節が英語の音節の典型なので、例えばcon·cent·rate (CVC·CVC·CVC) のように多音節単語の場合、音節境界を越えて子音連結が自由に多様に起こる。更に、例えばin that train (VC#CVC#CCVC) やmissed those friends (CVCC#CVC#CCVCCC) のように、単語の境界を越えてさえも子音連結が自由に起こり得るという特徴がある。

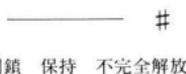
d) 息の流出の仕方の多様性

破裂音の調音の基本は閉鎖-保持-解放の3つの過程をとって息を流出することにある。英語の場合、一度閉鎖して保持した口腔内の息を、その後どのようにして解放し、外に流出するかあるいは解放しない（不完全解放）かは、その後ろにくる発音によって決まってくる。したがって英語の破裂音の息の流出の仕方は、多種多様な子音連結を反映してさまざまに変化する。（詳しい分析は中岡（1992）を参照のこと）

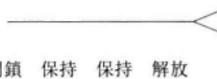
①母音を後ろに従える破裂音の調音過程


CV tea, time, key, coin, pay, pine
day, die, gas, go, bee, boy

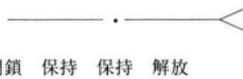
②語末の破裂音の調音過程


CVC# pet, sit, rock, like, rope, tape
red, side, dog, frog, rob, cab

③同一の調音点の破裂音連結の調音過程


..CC.. stepbrother, hardtop, hipbon
..C#C.. black cat, bed time, dirk girl
step by, hot dog, flight test
sit down, jump to, stand by

④異なる調音点の破裂音連結の調音過程


..CC# kept, asked, jabbed, picked, dript
..CC.. factor, actor, claptrap, dustpan
..C#C.. wide park, big boy, hard cover
drip coffee, fried potato, that place

“.”の印は口腔内の舌，唇の変化（閉鎖位置などの移動）があることを表す。

⑤破裂音+破擦音の調音過程

	せばめ から 流出	..CC.. picture, r <u>apt</u> ure, l <u>ect</u> ure, r <u>apt</u> ure ..C#C.. b <u>ig</u> c <u>h</u> estnut, o <u>ld</u> j <u>ud</u> ge, o <u>ld</u> c <u>h</u> urch c <u>o</u> ld c <u>h</u> ease, g <u>ra</u> pe j <u>u</u> ice, a <u>t</u> c <u>h</u> apel
閉鎖 保持 保持 摩擦音		

⑥破裂音+流音の調音過程

	息の流出	..CC# apple, c <u>att</u> le, s <u>add</u> le, t <u>ogg</u> le, l <u>itt</u> le ..CC.. w <u>in</u> dless, t <u>hick</u> ly, o <u>ut</u> l <u>aw</u> , l <u>at</u> ely w <u>in</u> drow, p <u>ro</u> gress, h <u>un</u> gry, t <u>ry</u> ..C#C.. b <u>ig</u> r <u>oad</u> , h <u>ard</u> r <u>ock</u> , c <u>ut</u> r <u>ate</u> o <u>ld</u> l <u>ett</u> er, h <u>ard</u> l <u>uck</u> , s <u>hort</u> l <u>ine</u>
閉鎖 保持 流音のわきから解放		

⑦破裂音+鼻音の調音過程

	鼻から 息の流出	..CC.. m <u>ilk</u> man, p <u>ic</u> nic, h <u>ard</u> ness, w <u>it</u> ness ..C#C.. l <u>ou</u> d n <u>oi</u> se, g <u>oo</u> d n <u>igh</u> t, a <u>t</u> n <u>oo</u> n h <u>ot</u> m <u>ilk</u> , g <u>oo</u> d m <u>or</u> ning, t <u>hick</u> m <u>ist</u>
閉鎖 保持 鼻音となって息の解放		

⑧破裂音+摩擦音の調音過程

	せばめ から流出	..CC.. g <u>rand</u> f <u>ather</u> , b <u>reak</u> f <u>ast</u> , u <u>ps</u> et f <u>riend</u> ship, s <u>ucc</u> ess, o <u>bs</u> ess ..C#C.. g <u>oo</u> d t <u>hing</u> , b <u>right</u> t <u>hought</u> , a <u>t</u> t <u>hree</u> b <u>ig</u> s <u>hip</u> , b <u>ad</u> s <u>hape</u> , m <u>ilk</u> s <u>hake</u> a <u>bo</u> ut s <u>ix</u> , a <u>t</u> s <u>even</u> , h <u>ad</u> s <u>le</u> pt b <u>oard</u> f <u>ence</u> , d <u>ee</u> p v <u>oice</u> , a <u>t</u> f <u>ive</u>
閉鎖 保持 摩擦音となって 息の解放		

e) 二重母音, 長母音, 弱母音の存在

英語の母音体系は日本語より複雑で, 短母音の他, 二重母音と長母音を有する。強勢がかかれないと, それらは弱母音化し, [ə] か [i] の音になる。日本語には5つの母音しかなく, 二重母音も弱母音も存在していない。長母音

[i:] [e:] は存在するが、英語のそれとは全く異質のものである。

f) 強勢と弱強勢による音声の変化、息の量の変化、脱落音の存在

強勢がかかった音節と、弱強勢の音節では流出する息の量が大きく変化する。そのこととかかわって、子音の発音の仕方も変化する。また、同じ母音であっても、その長さはさまざまに変化する。また、弱強勢の音節では、発話のスピードが速くなると、その程度にしたがって子音や母音が脱落する。これらは日本語には無い特徴である。(詳しくは中岡(1994)を参照のこと)

3) 文字の音声化における日本人英語学習者のトラブルの実態

日本人が英語の文字を見て音声化しようとする際に、かなり共通に観察されるトラブルがある。それらを一応書き出してみると以下のようである。今回書き出した以外にも、加えるべきものがまだ他にあるように思われる。また書き出したものも、まだまだ整理統合の余地がある。これらは更に分析検討の余地が相当にあると考えるが、ここでは一応現時点での要点整理に留める。

- ①子音の単独の音を抽出しにくい。
- ②語末の破裂音の不完全解放ができない。／聞き取りがうまくいかない。
- ③子音連結の調音の仕方がわからない。特に破裂音から他の子音への連結子音連結、とくに単語の境界をこえて生じる子音連結が聞き取れない。
- ④文字の数分長く発音する傾向がある。(英語の音節を意識しにくい)
- ⑤強弱のアクセントの誤解

息の流出量が同じ発声法では、強勢のある音節の中の母音の前の子音の発音が他の場合と違うようにはならない。

強弱のアクセントを高低のアクセントに切り替える傾向がある。

強弱と長短が結びつかない。

脱落音とすべきところも発音する／聞き取りがうまくいかない。

ほぼ同じ間隔で第一強勢がくるという英語のリズムがとれない。

弱強勢の部分の発音の仕方がわからない。

⑥ r と l の識別ができない

l の場合の舌の位置がわかり、r の場合の舌の形状がわかって、日本語と英語では息の出方が違うので、日本語式の息の出し方では r と l の音質の違いが明確には現れない。また、自分で発音の違いを意識できない音は、聞き分けることも困難である。

⑦ 二重母音 (例えば [au] [ei]) と長母音 (例えば [i:] [u:]) は、英語では共に 1 音節であるが、日本人は 2 音節分の発音として理解しがちである。また、英語の単語で、[ou] [ei] の二重母音がでてくると [o:] [e:] に置き換えて聞き取りやすい。

これは日本語の発音に原因がある。日本語では [ou] を [o:] と発音し、“おとうさん” “そうです” は [oto:sa:n] と [so:desu] と発音している。また、[ei] を [e:] と発音し、“せんせい” “けいさつ” も [sense:] [ke:satsu] と発音している。

英語に対してもこの類推から、“coat” [cout] の下線部の二重母音を、[o:] と聞き取りやすく、“court” との区別が不明確になり、両者とも同じ長母音で 2 音節分の長さで発音する傾向がある。事実、外来語として日本語に入り込んだ時は、“コウト”ではなく“コート”になっている。同じように、“cake” [keik] は“ケーキ”という外来語となって日本語にはいりこんでいる。

4. 日本語の文字と音声からの干渉問題を取り除くための提案

日本語の文字と音声からの干渉問題を解決するには、干渉の要因となる日本語の特徴を取り出して切り離し、英語の特徴を浮き彫りにするような認識過程を経ることが必要であろう。それに加えて、基本的なスペリングの規則をとり入れながらその音声面での定着を図るための効果的な訓練過程が必要である。しかし、必ずしも入門期の中学生に学習意欲を減退させるような難しい説明や、長時間に及ぶ訓練をする必要はないと思われる。むしろ、その時々学習者の必要をつかみとって、学習者にあわせていろいろ対応を変えることが必要であ

ろう。大筋の路線だけ決めておいて、1～2年間かけてあれこれ重複させながら、その他の学習とのバランスを考えながら、認識過程をなんらかの形で取り入れ、それをなんらかの方法で効率的な訓練過程へと結び付けるというやり方が妥当であろう。

干渉の要因と英語の音声の両方に対する明確な理解と、スペリングと組み合わせた発音指導に関する実践的知識があるならば、実際には教師の数だけさまざまな指導方法があり、工夫が生まれることだろう。そういった各教師の実践的指導方法や工夫が集大成され、お互いの批判を仰ぐようになっていくならば、入門期の指導はおおいに改善されていくのではないだろうか。たとえ、授業の中でそれを組織的に学習に組み込むことができなくても、この干渉問題の本質とその扱い方を教師自身が知っているならば、なんらかの解決の方法をさぐる事が可能になることだろう。少なくとも、スペリングが読めないというトラブルを負っている学習者の過ちに対する教師側の理解と対応が根本的に変わることはまちがいない。

ここに入門期の学習改善へ向けて、文字と発音に関する認識過程と訓練過程の指導方法に関する提案をする。これは、著者自身の10年間の入門期の英語教育の実践の中で、この干渉問題に起因するトラブルの実態と、それに対応する適切な指導がいかに必要であるかという現実認識の中から生まれたものである。入門期の指導実践とこれらの問題意識を踏まえ、その後、日・英語の音声に関する比較の基礎研究を続け今日に至っている。以下に記載する提案は、著者自身の長年の一英語教師としての実践と研究の中で培ってきたものである。この提案に対しての読者の批判を仰ぎたい。

1) 仮名文字からの単音の分離過程の必要性

日本語の仮名文字は音節文字で、撥音の「ん」と促音の「っ」を除いては子音が単独に現れることはない。すなわち、「ん」「っ」を除いては、母音を従えずに子音だけを単独に発音するということがない。したがって仮名文字が表す音節から子音を単独に取り出して発音するということがない。単音の認知はローマ字の学習過程の中で、小学時代に十分にできているように一般に思われてい

る。しかし、単に説明したからといって単音を簡単に認知することはない。日本語の中に単音として子音が存在しているということは、分析過程を経ない限り実感することはないようである。実際にはほとんどの場合、「は」の音は“ha”，「ひ」の音は“hi”とパターン化してローマ字を覚えているだけで、単音としては了解されていない。

日本語で意識されている音声は、仮名文字と呼応している音節のレベルである。仮名文字と音節との一体化はかなり強力で、日本語以外の言語を知らない日本人は、発音の最小単位は仮名文字の表す音だと思いがちである。この場合は、音節が更に単音に分解できるということを体験すること、そして日本語の仮名文字では単音を表すことができないということを認識することが、音声に対する理解の第一歩となるだろう。

2) 仮名文字からの単音の分離過程の具体的提案

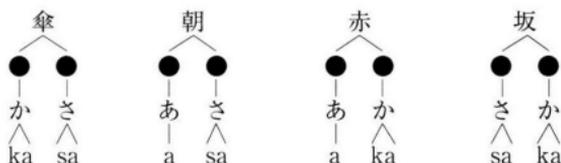
具体的に、音節が単音に分解される過程をたどってみることとしよう。この過程をたどれば年齢に関係なく誰にでも、単音の存在と日本語の音節の仕組みの基本が分かりやすく理解できるはずである。

第一に、“傘”と“朝”という2つの単語を取り上げてみよう。“傘”と“朝”は共に2音節の単語である：傘＝●●，朝＝●●。2つの単語の音声を比べてみると、後ろの音節がともに“さ”であるので、2つの単語を区別しているのは初めの音節の違いであることが分かる。しかし、初めの音節“か”と“あ”を引き伸ばして発音すると、同じ母音の[a]を所有していることがわかる。“か”と“あ”を区別しているのは“か”から母音の[a]を取り除いた初めの部分の発音である。この部分では、奥舌を軟口蓋につけて空気の流れを一度止め、それから破裂的に舌を軟口蓋からはずして、口の外に空気を流出させている。これが破裂子音の[k]である。この子音の有無から、“か”と“あ”は[kɑ]と[a]と記述される

次に“赤”と“坂”という2つの単語を取り上げてみよう。“赤”も“坂”も2音節の単語である：赤＝●●，坂＝●●。2つの単語の音声を比べてみると、後ろの音節は共に“か”である。2つの単語を区別しているのは初めの音

節“あ”と“さ”の違いである。しかし，“あ”と“さ”を引き伸ばして発音すると、やはり母音の[a]の音になる。“あ”と“さ”を区別しているのは“さ”から母音の[a]を取り除いた初めの部分の発音である。この部分では舌先を歯茎に接近させ、舌と歯茎の間に摩擦をおこしながら空気を口の外に流出させている。この部分が子音の[s]の音である。

このように上述の4つの2音節の単語は、[a][k][s]の3つの単音の組み合わせから各音節が成り立っており、以下のように記述することができる。



この分析過程を経ることによって、日本人も母音から切り離して、子音だけを単独に音として意識し、その存在を確認することが可能になる。

3) 英語の基本音節 (CVC) を文字を見て発音訓練する提案

単音として子音を認知し、単独に発音できるようになっても、だからといって、すぐ単音と単音を合わせて発音できるようになっているわけではない。数個の子音と1つの母音を自由に組み合わせ、かつ1音節として発音する訓練の段階が必要になる。

まずは、英語の基本音節単位である閉音節CVC (子音+母音+子音) 構造を英語らしく発音する訓練が必要である。単音節単語には普通強勢が加わるので、語頭の子音を発音するときは息の量が多く、呼気が加わり他の場合より強く長めに発音する。また母音は強く長く発音する。音節末の子音が破裂音の場合、不完全解放で終わる。したがって英語のCVC (子音+母音+子音) の発声法は、日本語の開音節CV (子音+母音) の発声法とは基本的に異なる。

例えば、sit をバラバラに[s-i-t]と発音するのではなく、[sit]と子音から母音そして子音へと連続的に続けてひとまとまりに発音する練習が必要

になる。その場合、発音記号を読ませるのではなく、アルファベットを使って、基本的なスペリングの規則に基づいて、3つの音を韻 (rhyme) を踏む以下のようなやり方で組織的に並べると、学習者の負担が小さくなり、学習がスムーズに運びやすい。3文字でCVC構造を表す一番単純なものから始め、次に基本的な子音のかさね文字 (ll,ss,tt,pp) とあわせ文字 (sh,th,ch,wh,ets) を組み合わせる。

指導例

-at : cat, mat, hat, bat, rat, sat, chat, that, what

-ip : lip, hip, dip, nip, pip, rip, sip, tip, ship, chip, whip

-un : gun, run, fun, nun, sun, dun, pun

-ill : ill, mill, kill, till, bill, chill,

-ass : ass, mass, pass, bass, lass,

十分に習熟ができれば、母音のかさね文字 (ee,oo) とあわせ文字 (ai,au,ou, oi,oa,ei,ea,etc) を導入する。文字数が増えても、同じく母音も子音も1音を表し、CVC音節であるということに注目させることが大切である。また、同じ1音節ならば文字数がふえても、いずれも同じ長さで発音するというように指導する。

-ool : cool, fool, tool, pool, wool

-eep : keep, weep, sheep, deep, peep

-ail : mail, fail, tail, nail, sail, vail, rail

-oil : oil, coil, boil, foil, soil, toil

4) 多様な子音連結 (CC, CCC) の調音過程の認識の提案

子音+子音の連結 (CC) の場合、どのように息がためられ、次にどのようにして息が流出していくのかが、日本人の学習者には予想がつきにくい。上述したように、特に破裂子音の場合は、その後にくる子音のタイプにしたがって、

舌の位置、位置変化や口の動かし方などが大きく変化する点は全く日本語とは異質の特徴である。したがって、後続子音のタイプによる調音の仕方の違いを明確に説明し、学習者にその動きを理解させ、口腔内の調音過程の変化を習得させることが必要である。(詳しくは中岡(1992)を参照のこと)

これに関するトラブルは非常に多くみられるものである。英語教師自身がそのことに気づいていないこともあるだろう。単に繰り返シモデルを真似して発音練習するだけでは、このトラブルは決して排除することができないので、調音のメカニズムの違いの基本を教師自身が正確に把握しておく必要がある。

5) 単音節内の多様な子音連結(CC, CCC)の発音訓練に対する提案

学習者に息の流出のしかたの違いの基本がわかったならば、口頭訓練でその定着化を図る。その訓練は何段階かに分けて学習者の負担を少なくし、1つのことだけに意識を向けさせると効果的であろう。

- a) 子音連結で脚韻を踏む1音節単語を利用し、発音上の学習者の負担を減らし、同じリズムで発音するように訓練する。

指導例の一部 (VCC, CVCC, CCVCC, CCCVCC)

-and : and, hand, sand, band, land, bland, stand, grand, brand

-ang : bang, gang, hang, pang, sang, clang, slang, sprang,

-ink : ink, think, link, pink, rink, sink, wink, stink, drink

-ump : jump, lump, rump, bump, pump, clump, slump, plump, trump,

-est : best, chest, nest, pest, rest, lest, test, west, vest,

-elt : belt, felt, melt, smelt, spelt

日本人には、破裂子音の後に他の子音がくる次のような子音連結をもつ単語の発音が特に苦手である。

一例

-act : act, fact, pact, tact

-apt : apt, rapt

-ept : kept, wept, slept, swept

- b) 語頭の子音連結の発音訓練する。語末の子音連結より学習者には難しい。その場合は、まずCVCを発音し、それに其の前の子音を付け加えCCVCを発音するように2段階(rip→trip)、CCCVCの場合には3段階(rip→trip→strip)を踏ませると学習者は楽に発音できるようになる。其の際、子音から子音へ移るときの調音のしかた、学習者の口構えの変化、舌の動き、息の扱い方に注目して、その場で矯正すると効果が上がるだろう。特に破裂子音から他の子音に連結するときは注意が必要である。

指導例の一部 (CCV, CCVC, CCVCC, CCCVC)

tr- : truck, trust, trump, trunk, trend, tree, trip

dr- : drink, drill, drift, dress, dry, drunk, draft

cl- : clip, cling, clock, cloth, club, cloud, clown

gr- : grab, gram, grasp, grant, grass, grip, green, grow

str- : strip, strong, strange, street, stress, strain, stream

6) 音節の認識に辞書の記号“・”の活用の提案

日本語からの類推で1文字1音節と無意識のうちに音を認識しているため、文字数分の音が単独に存在するとイメージしやすい。たとえば、多数の文字からなるstrike, strength, screechとatが同じく一音節で、日本語の“さ”“か”、“ん”と同じであるとは認識しにくい。したがって、数個の音に区切ってst-ri-ke, s-t-re-n-g-th, s-c-re-e-chと音を認識し、それに基づいて1つ1つの単音を区切って丁寧に発音しようとしている日本人学習者の数は少ない。

どの辞書も、単音節単語に対してはそのままであるが、多音節単語に対しては音節の区切りを“・”を使って示してある。例えば、以下の通りである。

辞書の記載例

1音節 be, pet, sun, sea, day, take, safe, smile, saint, fight, round, creat,
rhythm, pride, strike, screech, strength,

2音節 se·cure, can·vas, shut·ter, shad·dow, re·mind, com·plete

3音節 ca·pa·ble, con·sis·tent, sen·ti·ment, sep·a·rate,

4音節 se·cu·ri·ty, sep·a·rate·ly, ap·pli·ca·tion

大学1年生を対象に調査してみると，“・”の存在を意識している割合が実に低い。この記号の存在自体に全く気づいていない学生もいる。ほとんどの学生はこの記号を目にしても、それが発音上何の役割をもっているかということに全く思いも及ばないでいる。1文字1音節という日本語の文字イメージを切り崩す上では、音節の境界を示すこの記号の持っている役割は大きい。

日本人の学習者には、英語の発音のメカニズムと“・”がどのように関連しているかを入門期の段階で導入し、音声化の段階での活用の仕方を具体的に指導することが望まれる。

7) 改訂版ブラウンのアクセント補助表記法の活用の提案

昨年の紀要で取り上げたことであるので詳しくは東京立正女子短期大学紀要第22号 (p.31～32, p.42～44) を参照して欲しい。ここでは表記法の簡単な紹介とその改訂版の実例を抜粋していくつか記載するに留める。ヴァーノン・ブラウンによって提唱されたこの表記法は、英語の強勢のメカニズムを点と長さの違う線分によって図式的に表記しようとするものである。英語の弱強のリズムを視覚的にイメージ化させてくれるこの表記法は、日本人が日本語の音節の等時性から脱却して、英語のリズムをつかんで発音する上でかなり有効に働く。

例

fly	————	and	·/————
straight	————	would	·/————

re·ly	·————	be·cause	·- / ·————
in·ac·tive	·————·	with·in	-· / ———·
in·ter·est·ing	————·—		(/ : 2通りあることを示す)

8) 音節の境界、単語の境界を越えた子音連結の発音訓練の提案

単音節のなかの子音連結の他に、音節の境界を越えたレベルでの子音連結 (C・C)、さらに単語の境界を越えたレベルでの子音連結 (C#C) が自由に起こり得る。しかしこのような位置で子音連結が起こり得るということ自体が、日本人には非常にわかりにくい。その上、この位置では語末の破裂子音の後ろにいろいろな子音が自由に連結するが、そのときの多様な息の流出の仕方が分からない。また、2音節以上の単語の弱音節の場合、発話のスピードによって母音が脱落し、その結果でてくる子音連結などはなおさら日本人にはわかりにくいものである。しかし、いずれも子音連結のタイプにしたがって、自然な息の流出の仕方を習得すれば、自ずと解決する問題である。

この訓練については、息がどのように止められたり、流れたりしているのかを意識させながら、舌の動き唇の形の変化などを明確に理解させることが一番大切である。同じタイプの子音連結をともなった語句を4～5個使って、とにかく始めはゆっくり息の動きを意識させるとよい。舌の動きなどがわかってきたら、ゆっくり発音させ、少しづつ速くして、普通のスピードで発音する訓練をするとよいだろう。

a) 弱強勢の音節のため、間の母音は弱く発音される。速いスピードではさらに弱くなって脱落しやすくなり、子音連結が生じる。この場合の発音訓練をする。破裂音+鼻音は特に調音過程に注意を向ける必要がある。

[tn] : cer·tain, cur·tain, moun·tain, Bri·tain

[dn] : sud·den, hid·den, gol·den, gar·den, bur·den, broad·en

b) -edの接尾語によって破裂子音+破裂子音の連結となる場合は、特に調音過程に注意する必要がある。

- [pt] : jumped, helped, hopped, stopped
 [bd] : robbed, sobbed, jabbed, grabbed
 [ct] : packed, checked, locked, shocked, thanked, linked, winked
 [gd] : wagged, digged, begged, fogged, shrugged, banged.

- c) 多音節の単語内の、音節の境界をこえた子音連結、これも破裂子音+子音の連結となる場合の調音過程に注意をする必要がある。

破裂子音+破裂子音タイプの例

cap·ture, bap·tism, cap·tain, step·daugh·ter, scrap·book,
 ob·tain, sub·plot, sub·due, sub·class, sub·group, sub·con·cscious
 head·tea·cher, hand·ball, hand·bag, sand·pa·per, wind·pipe
 Oc·to·ber, doc·tor, ac·tor, fac·tor, rec·tan·gle, sec·tar·i·an

- d) 語句のレベルで、単語の境界を越えた子音連結

front bench, big dog, front glass, back ground, back pedal,
 light bulb, head cold, heart break, ground control, feast day,
 cute girl, bring back, bank bill.

9) 外来語の活用の提案

スペリングの基本規則を中学生に導入する際に、学習中の新出単語を活用することは至難の技である。入門期の語彙に制限されると、スペリングの例外となる単語の割合が実に多くを占める。そうなるとスペリングの規則を導入しても、定着化させるための応用練習の単語量が絶対的に不足する。例外の連続では学習意欲をそぐだけで、むしろ導入しない方が学習者には親切であろう。

だが、日本語の中にあふれている外来語を適切に組織的に活用するならば、かなり効果的にスペリングの基本規則の定着化を図ることが可能と思われる。発音はまったく日本語化している外来語であるが、その数が非常に多いので、必要に応じていくらかでも練習を増やすことができる。音声化するとだいたいどこかで聞いたことのある単語なので、読めるという自信へとつながっていく。

学習者は次第に自分で文字を音声化していくことに対して意欲的になっていくだろう。更に、外来語としての日本式発音から切り離して、リズムのある正確な英語らしい発音指導をする訓練の機会にもなり得るだろう。

つづり字の規則に従って的確に選んでやるならば、外来語に加えて、固有名詞もかなり有効に活用できる。中学生ならば、相当数の外国の地名、有名人、スポーツ選手、歌手そして俳優などの名前、例えば Atlanta, San Francisco, Grand Canyon, Hellen Keller, Kennedy, Mickel Jackson, Mickel Jordan などを知っている。ただし固有名詞の場合、アメリカは基本的に移民の国であるので、各国の言語の特殊なスペリングも多く入り込んでおり、かえって混乱を引き起こす場合もある。教えたスペリングにあわせて、利用できる固有名詞を慎重に選らんでいくならば、中学生の知的好奇心を大いに満足させることができるだろう。

この外来語の利用に関しては、江本清弘が、中学の英語教育の実践の裏付けを得て、“遠山啓氏が遺した入門期英語教育”の中で、積極的活用を提案している。著者自身も江本清弘との共同研究の中で、脚韻を踏むように外来語を選んで並べることが重要であることに注目してきた。たとえば、lip, chip, ship, slip, clip, trip, のように単語を並べて、同じリズムで発音する練習をさせると、バラバラに単語を並べた場合より、学習者の負担が軽くなり、発音しやすくなる。外来語の数が多いので、同じ脚韻を踏む単語をそろえることは難しいことではない。この工夫を加えるだけで、導入部分でのスペリングの読みと発音訓練が非常に効果的になし得ることを確認している。

参考文献

- 安藤 貞雄 (1986) 『英語の論理・日本語の論理』, 大修館書店
今井 邦彦 (1980) “音声学的比較”, p.7~68 『日英語比較講座 第一巻 音声と形態』,
大修館書店
稲垣 明子 (1978) 『入門期 英語指導へのヒント』 国土社
江本 清弘 (1980) “遠山啓氏が遺した入門期英語教育 (上)” p.116~123, 『教育の森』

No.2, 毎日新聞社

“遠山啓氏が遺した入門期英語教育（下）” p.125～131, 『教育の森』

No.3, 毎日新聞社

(1981) “英語教育の最初のだいな問題, 発音とつづりの指導”, p.36～40,
『ひと』97号, 太郎次郎社

郡司 利男 (1978) 『英語学習逆引辞典』開文社出版

佐藤ゆみ子 (1990) “A Spectrographic Analysis of the Duration of the Mora Nasal in
Japanese” p.12～17, 『音声学会会報』第193号

清水 克正 (1983) 『音声の調音と知覚』, 篠崎書林

城生佰太郎 (1977) “4章現代日本語の音韻”, 橋本万太郎編『日本語の音韻』岩波書店

高橋高信・他 (1987) 『固有名詞英語発音辞典』三省堂

鶴田 公江 (1980) “音読み指導による早期英語教育”, p.93～130, 長谷川潔『入門期の
英語教育』, 日本ブリタニカ

中岡 典子 (1992) “破裂音の発音に関する日・英語の比較研究, 息の流出の仕方の違
い”, p.58～80『東京立正女子短期大学紀要』第20号

(1993) “鼻音の発音に関する日・英語の比較研究: 息の流出の仕方との関
連について” p.33～46『東京立正女子短期大学紀要』第21号

(1994) “強勢のメカニズムに関する日・英語の比較研究: リスニング活動
との関連において”, p.21～46『東京立正女子短期大学紀要』第22号

成田義光・他 (1983) 『講座・学校文法の基礎 第1巻 発音・綴り・語形成』, 研究社

Heilman, A.W. (1981) Phonics in Proper Perspective 『フォニックス 指導の実際』松香
洋子監訳 玉川大学出版部

平田由香里 (1990) “単語レベル・文レベルにおける日本人の促音の聴き取り” p.23～28,
『音声学会会報』第194号

Beckman, M (1982) “Segment Duration and the “Mora” in Japanese” p.113～135,
Phonetica 39.

Brown, Vernon (1970) Improving Your Pronunciation. Tokyo:Meirindo

村木正武・中岡典子 (1990) “撥音と促音”, 杉藤美代子編『講座 日本語と日本語教育
第3巻 日本語の音声・音韻 (下)』, 明治書院

安井 稔 (1975) 『英文法シリーズ 音声と綴字』研究社

谷田部庄一 (1987) “英語の音節子音と日本語の鼻音音節子音” p.14～17, 『音声学会会
報』第185号

高島平三郎の心理学研究（1）

—雑誌「児童研究」を通して見る明治後期における日本心理学の概観—

飯 田 宮 子

問題

心を科学的に研究する学問、心理学の歴史は、1879年（明治12年）哲学者、ウィルヘルム・ヴント（Willhelm Wundt；1832-1920）によって、ドイツのライプツヒ大学に心理学実験室が設立されたことに始まり、ヴントは意識を内観法によって分析し、それまで哲学であった心理学を一個の実験科学として独立させた（Boring, 1950）。

欧米では、心理学を専攻する学生にとって、心理学のなりたち、すなわち心理学史は必修科目として履修しなければならない。心理学史は、哲学、宗教、生物学、物理学、生理学、医学など多くの学問にまたがる思想と研究方法を多種多様に取り入れて形成されているので、心理学の科目のなかでも、難解な研究領域とされている。一般に、欧米の大学において心理学史の講義は、幅広い学問の知識に精通した、学識と人生経験共に豊かなベテランの教授によってなされている。これは、心理学という学問が、紀元前4世紀の古代ギリシャ時代から、さまざまな学問の応用の末、19世紀になって生み出された新しい学問であるため、その由来をたどることは、ほとんどすべての学問領域の基本的知識を理解しなければならない必然性をともない、なみたいていのことではないからである。例えば、実験心理学の祖、哲学者ヴントは、ハイデルベルク大学で生理学の講師時代に、知覚に関心を持ち、意識を分析する構造心理学の道を作った。哲学者ジェームスは、ハーバード大学で解剖学の講師時代に、感覚生理に興味を持ち、意識が環境に適応する機能—意識の流れ—について説き、機能心理学の道を築いた。最近では、認知的発達理論で注目されているピアジェ

は、生物学者としての興味から、子供の自然観察に基づき、生物学の概念を応用して、知能の発達を唱えた。彼らの心理学を理解するためには、前提として、生理学、物理学、生物学などの基礎的知識を知らなければならない。

日本の場合、心理学専攻の学生に心理学史は必修科目として要求されていない。また、心理学史の講座を持つ大学は少ない。心理学史の研究は、欧米の出版物の翻訳によって、ほとんど表面上理解可能であり、それほど問題を生じることがないからである。しかしながら、心理学に興味を持つ人々が、ごく自然に抱く質問—心理学という日本語は、いつ、誰によって、どのように作られたのか。日本の心理学は、どのように広まっていったのか。などの質問は、非常に簡単であるけれど、重大で深刻な問題を提起している。なぜならば、日本の心理学が、欧米で発達した心理学の単なるコピーではなく、我が国の土壤で着実に発達してきたであろう軌跡を調べること、すなわち、日本の心理学史研究の遂行が、急速に迫られている現状を浮きぼりにしているからである。残念ながら、我が国の心理学史に関する研究は、いまだ未開の領域であり、まとまった書籍は大変少ない。

本研究では、日本心理学の先駆者の一人である高島平三郎（1865 - 1946；たかしまへいざぶろう慶応2 - 昭和21）を取り上げ、高島が築いた心理学—高島平三郎の心理学—を分析、考察することを主題としている。しかし同時に、高島平三郎の心理学に直接的、間接的に影響を与えたであろう人々を通して、初期の日本心理学史研究をも副題として含んでいる。

本研究は、高島平三郎が中心となって発刊された雑誌「児童研究」の内容を資料とし、高島を軸として、日本心理学史の初期（明治後期における心理学）の状況を調べると共に、高島の心理学に影響を与えた主なる人々を調べ、分析、考察するものである。

方法

雑誌「児童研究」は明治31年11月3日、高島平三郎、松本孝次郎、塚原政治ら、若手研究者3人により、発刊された我が国最初の児童研究の月刊専門雑誌である。内容は、日本国内、国外における児童に関する心理的、身体的、教

文も雑誌に多数掲載している。日本児童研究会は、雑誌「児童研究」を機関誌とし、医学者、心理学者、教育者、民族学者などの学識者を評議員にむかえてスタートした。雑誌「児童研究」は学会の機関紙としての特色を深め、心理学、教育学、教育病理学、特殊教育学、学校衛生、生理学、小児科学などの専門領域の研究論文をのせ、児童研究の奥深さを示すと共に学術研究誌として成長していった。以後、雑誌「児童研究」は、昭和18年までの47年間にわたって刊行され続ける。

本研究では、高島が中心となって発刊された雑誌「児童研究」の第1巻（明治31）から第10巻（明治40）までに刊行された、合計110冊に掲載された内容のみを資料とする。資料のなかから、第一に雑誌「児童研究」と心理学の関係についての文献資料の検索、第二に当時の心理学を写し出す文献資料の検索、第三に、高島を中心として、高島の心理学に影響を与えた人々についての文献資料の検索をし、それらを要約して紹介すると共に考察する。最後に、高島の児童研究に対する姿勢を、「児童研究」第1巻から第10巻までの内容を通して考察する。なお、文献にみられる旧漢字や外来語のカタカナ表記については、読みやすいように現在使われているものに直し、読みにくい漢字にはふりがなを送ったが、なるべく文献本来の体裁を保つようにした。

結果と考察

1. 雑誌「児童研究」と心理学の関係について

雑誌「児童研究」は、方法のセクションで述べたように、明治31年11月3日、高島平三郎、松本孝次郎、塚原政治等により発刊されたが、そのおいたちをたどると、明治23年3月31日に組織された、日本教育研究会にさかのぼる。日本教育研究会は、文部大臣外山正一、元良勇次郎、神田乃武等の立案のもとに、創立された。その会の趣旨（高島、1898）は、以下のように述べられている。

今日我国に行はるゝ教授法を見るに、多くは是れ欧米伝来の法にして、我国の児童に就きて、研究したるものに非ず。故に、彼には真理たるべきも、我には価値なき点もあるべく、又其源を距る愈遠きに從ひ、愈其精神を失

ひしものもあるべし。いまそのこんていはくじゃく。今其根蒂薄弱なる方法を排除し、之に代ふるに完全なる教授法を以てせんと欲せば、直接に我国児童の心理を探り、教授すべき知識の分量と、之を授くる時間との関係、及学科の配合、事実の適否等のことを明にせざるべからず。而して之を明にするには、児童心身発達の度と、知識供給の関係とを究むるに在り、此研究は、実に我が教育研究会の目的とする所なり。

日本教育研究会は、欧米からの受けうり教育ではなく、日本人にふさわしい教育方法、教育内容を探し出すために、日本児童の心理学的研究を行なう必要性に基づいて創立したといえる。日本教育研究会の創立者は合計21名で、その創立者欄のなかに高島平三郎の名前も記載されている。その後、アメリカから帰国した篠田利英が、この会に参加し、アメリカのスタンリー・ホルの所から持ってきた児童観察用紙を日本人向けになおし、全国の小学校へ配布した。これは、我が国で児童の自然的発達を科学的に研究した最初の試みである。

5年後の明治28年、日本教育研究会の専門研究組合として、児童研究組合が組織された。組合員の姓名は以下の通りである。

梶尾金八郎，高島平三郎，後藤 牧太
嘉納治五郎，黒田 定治，篠田 利英
谷本 富，松本亦太郎，元良勇次郎

組合員の名前をみると、物理学者である後藤牧太、柔道・スポーツの指導者である嘉納治五郎、高等師範学校で最初に児童心理学を講じた黒田定治、女子高等師範学校で女子教育ならびに女性の心理研究をした篠田利英、ヘルバルトの教育学、特に五段教授法を普及した谷本富、東京帝国大学と京都帝国大学に心理学実験室を設立し、日本心理学の地位を確立させた松本亦太郎、我が国で最初に実験心理学を講じ、松本亦太郎の師である元良勇次郎、そして、我が国で最初に児童研究の概説書を著した高島平三郎の名前も連なっている。なお、この会の設立目的（高島、1898）は以下のように述べられている。

教育は、人を陶冶するの術なり。人を陶冶せんと欲りせば、先づ人の性を知らざるべからず。児童身心の性嚮を知悉し、始めて能く之を教育するを得べし。抑も心理学は教育学の基礎たり、生理学の教育の補翼たるは、人夙に之を知れり。従うて、苟しくも教育に従事せんとする者は、教育学は勿論、心理学生理学共に、豫め之を修めざるはなからん。然れども、凡て科学の科学たる所は、普通抽象的にして、特殊具体的にたらざるにあり、之を將ゐて、実地に應用資益せんとせば、必ず特殊の事情を斟酌して、之に適合せんことをつとめざるべからず。況んや今の心理学者なる者は概ね西洋の書籍より直訳伝受したるに過ぎざるをや。人情風俗は、国土の異ると共に、其の趣を異にするは争ふべからず。人情風俗の異なるによりて、児童心性の状態、並に発達に、多少の差異あるは、必然なることなりとす。身体の事も亦然り。果して然らば、広く日本の児童に就きて、研究を行ひ、以て日本教育の真基礎を建つるは、目下の急務にあらずや。

この内容から、察せられるように、教育を行なうにあたり、被教育者である児童の心理学的研究の必要性を述べ当時の日本の心理学者の知識が西洋のコピーであることを批判し、我が国独自における日本児童の心理学研究を早急に行なわなければならないことがさげばれていた。

このように、明治20年代は、日本教育研究会、児童教育研究組合が組織され、近代日本教育の基礎を築くために、欧米の心理学研究の模倣ではなく、我が国の学者による、我が国の児童に関する心理学研究が行なわれる基盤が作られる準備期間であった。実際、具体的に教育内容、教育方法-授業内容、教授法、課目の設置、時間割等を組織だてるためには、心理学に基づく我が国の児童研究の資料が切実に望まれていた時代であった。従って、当時の日本心理学は、心の科学的研究そのものよりも、むしろ教育方法、教育内容をさぐり出す手段としての役割を重く担っていた。

この時代の教育史をのぞいて見ると、明治18年初代の文部大臣、森有礼が就任し、明治19年小学校令、中学校令（尋常中学校、高等中学校）、師範学校令、帝国大学令の四つからなる学校令を制定し、教育制度が形式上整う。明治

23年教育勅語が發布され、教育方針が決定される（鳥袋、1990）。全国に小学校が設置されるが、具体的教育方法、教育内容に関しては、どのようにしたらよいのかわからないという暗中模索の時代であったと察せられる。そこで、心理学が、必要欠くべからざる学問として登上することになったのである。当時の教育者にとって、心理学は教育方法を導く手段となる魅力ある応用科学として捉えられていたのではないだろうか。当時の文部省は、東京師範学校の設立の範をアメリカに求め、徹底したアメリカ式教育を導入した。当時のアメリカでは、スイスの教育者ペスタロッチによる直観教授法（学習者自身が事物の本質を直観し把握する能力を養う教授法）を、シェルドンがアメリカナイズして実物教授、開発教授という名前で普及し、教育界に大きな改革をもたらしていた（高島、1898）。明治15年東京師範学校に全国師範学校から募集した学科取調委員を集めて、ペスタロッチ主義の教育は心性開発、実物教授という名前で説明され、日本全国へ普及していったのである（高島、1898）。以下は、シェルドンの初等教授論を若林、白井（1883）によって訳された一部であり、広く全国にわたって教育に従事する人々へひろめられた教授法の基本である。

1. 活動は児童の天性なり。動作に慣れしめよ。手を練習せしめよ。
2. 自然の順序に従ひて、諸能力を開発せよ。先づ^{しんい}心意を作りて、然る後^{しか}に之^{これ}に充たせ。
3. 五官より始めよ。児童が自ら発見することを^{べか}得るものは、決して教ふ可らず。
4. 各科とも、其の初歩より始むべし。一時一事。
5. 一步一步進め、全く完了すべし。教授の分量は、教師の授け得るもの^{さず}にあらずして、児童の受け得るものたるべし。
6. 各教授は、直接或は間接に、一個の目的を有せざる可らず。
7. 先づ観念を開発せよ。次ぎに名称を与へ、然る後言語を練習せよ。
8. 已知^{いち}より未知に進め。特殊より普通に及び、有形より無形に達し、簡より繁に入るべし。
9. 先づ総合して、次ぎに分解せよ。学科の順序に依らずして、自然の順

序に循^{したが}ふべし。

明治20年、帝国大学教師としてドイツ人エミル・ハウスクネヒトが招かれた。彼はヘルバルト学派であったことから、日本にヘルバルトの教育学を熱心に広めた人物である。ヘルバルトの教育学は、教育の目的を倫理学に置き、教育の方法を心理学に置いている（尾形、1971）。ヘルバルト学派であったハウスクネヒトの講義を受けた谷本富は、児童の道徳的品性を重んじる徳育主義を主張すると共に、児童の興味を中心として教授の方法に段階的順序をつけた五段階教授法（予備、提示、比較、総括、応用）を普及させた。ヘルバルトの教育学は主に谷本富により翻訳、紹介されたが（梅根、1976）、ヘルバルトの心理学は、我が国で最初に実験心理学を講じた元良勇次郎によって翻訳、紹介されている（高島、1903）。

先にのべた、明治10年代後半のペスタロッチ主義の教育と、明治20年代のヘルバルト学派の教育にみられる共通性は、心理学的方法によって児童個人の能力を開発することに重きを置いていることである。このことは、教育の方法が、事物の知識を教師の側から一方的に生徒へ教えるという形態から、教師は生徒一人一人が持つ興味や直観をひき出すことにより、事物の知識を広めてゆくという形態、すなわち、教師中心の注入教育から生徒中心の開発教育へと大きく変化していったことを表わしている（尾形、1971）。この変化は、明治という新しい時代とマッチして、当時教育に従事する人々にとっては、驚くべき意識改革であったと想像される。教育は、新しい人間を作り、新しい国家を作るかもしれないという興奮が、うずまいていたのではないだろうか。

そのような状況のなかで、欧米の児童心理研究のコピーではなく、我が国の児童を対象とした心理研究の必要性は、当然のなりゆきであったと思われる。明治31年11月3日、児童研究家である高島平三郎、東京帝国文科大学にて児童心理学を学び、卒業したての松本孝次郎、東京帝国文化大学大学院にて児童心理学を専攻する塚本政治らにより、実践的児童研究は着手され、雑誌「児童研究」が誕生することとなる。その後5年を経て、雑誌「児童研究」が、学会、日本児童研究会の機関となった明治36年に刊行された第6巻1号の表紙中央

に大きく以下の文章が記されている。

本誌は当会の機関として発行するものにして専ら^{もつぱ}発育期に於ける人間即ち^{すなわ}丁年^{ていねん}以下の男女の生理的^{なるび}並に心理的状態及び其等の作用原理等を研究し兼ねて教育倫理病理哲学等に於けるこれが^{はか}応用^{もつ}を図るを以て目的とせるものなり。

この記述は、年齢を丁年（20才）までと限定しているが、この年齢の部分はずし、誕生から死に至るまでの、という文に置きかえると、まさに現代心理学における発達の定義（安藤他，1991）そのものを表わしている。当時、心理学における発達の概念や定義があきらかにされる以前に、発達の本質を明瞭に述べていることに注目したい。また、この記述は、年齢を丁年（20才）以下と限ったことを考慮に入れば、現代心理学の発達区分でいう青年期までの発達心理学の雑誌と理解される。そこで、雑誌名に使われている児童という言葉の意味について、一言述べておきたい。まず、現代の発達区分によると、児童とは年齢6才から12才までの通常小学校に通う少年少女をさしている。そこで児童期とは小学校（1年～6年）の時期に相当する。しかし、明治期における発達区分において、児童期は、胎児期（0才から）→幼児期→少年少女期→青年期（20才）までの時期、すなわち生命が芽ばえてから、成長発達の身体的増加をピークとする20才ぐらいまでを総合して、児童期と見なしていたのである（高島，1899）。この発達区分の表記の違いは、明治時代と現代における発達観の違いを表わしているものである。詳しい発達観の違いは、今後の研究の場で述べたいと思う。従って、現代人の私達にとって雑誌「児童研究」という名称は、小さな子供の研究をイメージさせるが、明治期の人々、特に編集長である高島にとって雑誌「児童研究」は、受胎後の細胞分裂の時点から発情期（当時は思春期のことを発情期と記している）をすぎ、成長発達のピークとなる時点までの人間のあらゆる変化を研究対象としたものであった。実際、雑誌「児童研究」は、その簡単な名前のなかに、高度で複雑な人間の発達の変化、厳密に言えば、受胎時から青年期までの発達研究を取りあげている。この

意味において、雑誌「児童研究」は、我が国で最初の発達心理学の視点をもった雑誌といえるのである。児童研究という雑誌名のため、さらに明治期における児童期の対象が、現代と異なるために、雑誌「児童研究」が少年少女期を対象とした児童研究であると理解されたり、高島が、少年少女期のみを研究した児童心理学者と理解されることは、大変間違っているのです、ここでくりかえし述べておく。雑誌「児童研究」は、受胎から青年期までの人間の身体的／精神的变化を研究する発達心理学的視点で発刊された雑誌である。さらに高島は、胎児期、乳児期、幼児期、少年少女期（現代の児童期）、青年期における心理学ばかりでなく成人期、老人期についての心理学も後に著わしている（高島、1920）ので、発達心理学者であるといえるのである。

雑誌「児童研究」は、我が国で最初に、心理学、特に発達心理学の研究を主として、隣接する医学的研究、民族学的研究、法学的研究、教育学的研究を、児童研究というやさしい名称でひとまとめにし、学者、教育者のみならず一般父母にまで知らしめた、啓蒙的雑誌であるといえる。

2. 当時の心理学の状況について

雑誌「児童研究」第1巻（明治31）から第10巻（明治40）までに掲載された内容から、心理学の状況を写し出す文献資料を検索すると、おびただしい数にのぼる。そのため、4つのテーマ、A. 心理学史 B. 心理学事情 C. 海外心理学情報 D. 海外の心理学者との交流にしぼって、主なるものを記す。

A. 心理学史

心理学史に関しては、高島による二つの論文が取り上げられる。一つは、「我が国における児童研究」（第1巻2号p5-15）であり、この内容は、前述した1. 雑誌「児童研究」と心理学の関係についてのなかで述べたことと重複する部分がある。もう一つは、「我が国における心理学の発達」（第6巻4号p6-18）である。この論文は、日本の心理学史について記載したもので、かなり古く貴重なものであると考えられる。本研究では、この論文を要約して以下に紹介する。文章は現代文に直し、読みやすくした。

要約

我が国に於いて古くから精神の研究に取り組んだのは、仏教と儒教である。しかし仏教は見性成仏転迷開悟を目的とするもので心の研究そのものではない。また儒教で精神の研究は性理の説と呼ばれ、多くの学者がそれぞれの見解に基づいて解釈している（藤原惺窩、林羅山を筆頭に中江藤樹、伊藤仁斎、荻生徂徠、山鹿素行、山崎闇斎、貝原益軒など）、しかしいずれの説も治国平天下あるいは特教終身の教えとして説かれたので、組織的科学としての精神研究とはいえない。

明治前後の学者より物質的文明の輸入に最も貢献したのは福沢諭吉であるが、形而上的思想の輸入に最も貢献したのは西周である。西は我が国で初めて心理学書を翻訳、紹介した人であるので、西を我が国心理学の祖と考えるのが適当と思われる。

西は1878年（明治11）ジョセフ・ヘブンの著、Mental Philosophyを翻訳、紹介する。この本は心理学説の要約を平易に述べたもので、心理学書の最初のものである。西は当初、Psychologyを訳して性理の学と名づけ、Mental Philosophyを訳して心理上の哲学と訳した。後これを短くして心理学と名づけ、今日では名称上の区分をつけず、一般に心理学と称するに至る。心理学という訳語は西の創始によるものである。その他心理学で用いられる語、感性（Sensitivity）、覚性（Sense）、理性（Reason）、悟性（Understanding）、観念（Idea）、総合（Synthesis）、分解（Analysis）、実在（Being）、主観（Subject）、客観（Object）、帰納（Induction）、演繹（Deduction）など哲学上でも使われる語は、西の創造によるものであり、西は仏教書儒教書に用いられている熟語を心理学の訳字にあて、知覚（Perception）、記性（Memory）、意識（Consciousness）、想像（Imagination）などがあげられる。

1882年（明治15）井上哲次郎はアレキサンダー・ペインのMental Scienceを抄訳し、心理新説と名づけ出版する。1885（明治18）有賀長雄はサレイのOutline of Psychologyを翻訳して、教育適用心理学という名

で出版する。これらの本は高等師範学校の教科書として用いられた。

1890年（明治23）、元良勇次郎は新たに心理学を著わす。この本は観念論においてはヘルバルトに傾き、生理的および物理的実験においては、ヴントに負う所が多い。元良は1883年（明治16）アメリカへ留学し、ジョン・ホプキンス大学にてスタンリー・ホールに師事し、実験心理学を学び1888年（明治21）帰国し、東京帝国文科大学にて精神物理学を講じる。1890年（明治23）教授に任ぜられ、我が国で最初の心理学者となる。その後熱心に後輩の指導にあたる。1899年（明治32）頃より、アメリカのラッド、フランスのリポー、ドイツのヴントなどの著書が翻訳され、我が国に紹介されるにしたがって、心理学界に少しずつ進歩がもたらされていく。

我が国における心理学は、いまだ分化的発達をなしていないので、各分野に専門の研究者はほとんどいない。分野の名称と分野に関する著書を記す。A. 生理的心理学-ヴントの^{生理的} Psychological ^{心理学} Psychologyは元良／米山により抄訳されている。ラッドの^{生理的} Psychological ^{心理学} Psychologyは渡辺により抄訳され、チーヘンの書は松本により翻訳された。B. 実験心理学-元良が東京帝国文科大学で多くの実験を行なっているが、その規模は小さい。元良の弟子である松本亦太郎の帰国（現在エール大学、スクラブチャーに実験心理学を学ぶ）による進歩が期待される。文献は、塚原政治による^{新しい心理学} New Psychologyの翻訳があるのみ。C. 児童心理学-元良／外山の発案により、児童研究は始められたが、実際の研究活動は思うようにいかず、自然消滅した。その後1898年（明治31）、高島、松本、塚原により児童研究の専門雑誌「児童研究」を発刊し、1903年（明治36）日本児童研究会を組織し、その会の機関誌として発行されている。児童心理学は教育と密接に関係しているので、他の分野と比べると比較的発達している。その原書も翻訳されていて数が多い。ワーナーの児童性質研究法、プライエルの児童心理学、ティーデマンの児童観察録、トレーシーの児童心理学、テラーの児童心理学、サリーの児童心理学などがある。なお日本の著書では、松本の実験的児童学、高島の児童心理学綱要などがある。大学院において初めて児童心理学を専攻した学士は塚原である。D. 比較

心理学および社会心理学—二分野ともほとんど見るべきものなし。比較心理学にはモーガンの抄録解説のみ。社会心理学はルボンの抄録あるのみ。E. 病的心理学—催眠術、刑事心理学、精神病学に分かれる。催眠術の研究は、好奇心もしくは利欲のために出版した本が多すぎる。大澤謙二が医学雑誌にのせた翻訳のほかなし。刑事心理学は罪人の感化上非常に必要であるにもかかわらず、ドイツ、イギリスの書物の一部を口授するだけである。精神病学における病的精神の研究は、精神病学専攻の医師の職分に属するため他の分野と趣を異にする。呉秀三の精神病学集要、精神病学要略、川原汎訳の精神病学提綱、門脇眞枝の精神病学などあり。

我が国の心理学は、科学としての組織的研究を初めて、25年の月日が過ぎた。しかしその発達に、ほとんど見るべきものがない。だが、心理学の思想を普及した点においては大きいなる進歩が認められる。宗教家、教育家、医家、美術家、実業家など皆心理学に期待する所大である。我が国において心理学専攻の士は数人しかいない。他の人は自らの専門学術のために心理学から何か得る所があるだろうと望む人達である。一日も早く、各分野の専攻にあたる篤学の士が輩出されることを望んでやまない。

B. 心理学事情

研究論文としては、元良による「^{ほんきん}輓近の心理学」(第6巻1号p.5-17)、高島による「^{ほんきん}輓近の欧米心理学の傾向に就きて」(第7巻6号p.6-14)の二論文があげられる。さらに、紹介、雑録の欄に記載された記事のなかから、心理学事情に関するものを検索する。本研究では、元良の論文の要約と心理学事情に関する記事の要約を紹介する。

「^{ほんきん}輓近の心理学」 元良勇次郎

要約

現今の心理学について話そうと思うが、あまり珍しい事を話すことはできないのです。なぜなら唯今、心理学の進歩が鈍っているからです。少し前のことからお話ししますと、今日誰でも知っているイギリスのサリー、

ドイツのヴント、その弟子キュルペ、エビングハウス、チーヘンなどという人達がありますが、続々新しい心理学者が現われてきていて、アメリカではホール、ジェームス、ラッド、ボールドウィン、ティチナー、あまり知られていませんが、カッテルという人もいます。アメリカでは心理学が流行になっていて、少し奇を好むような人が心理学でもやってみようかという訳です。ドイツ、イギリスでは、心理学に大変期待しているのですが、大心理学者が現われないのです。なぜ人が希望や期待を心理学に抱くかという、社会学上にあらわれる科学、すなわち政治学、法律学、言語学、倫理学、宗教学、教育学、哲学のようなものまでにも、科学的説明を与えるとすると、心理学的説明を抜きにしては、科学としての基礎をつくることが出来ないからであります。しかしもととなる心理学がグラついていて、まだしっかりとしたものではありません。どういう点に弱点があるかという、心理学の根本原理を研究して定めて見ようという人が少ないのであります。根本原理を研究しようとすることは、直接社会の需要から遠いので、おもしろい事ではありません。それからもう一つ今日の心理学の研究上の困難は、西洋における思想、特に知的活動は最も高尚にして先天的であるという思想は、二千有余年の間西洋人の脳裡にしみ込んでおります。例えばカントは純粋理性と実践理性、感情という智情意というものを唱えましたが、実際カントは智的方面と情的方面と意志的方面とを別々に説いて、その統一を致しておりません。ですから、後世の読者がそれを読んで見たら、純粋理性というものの他に実践理性というものが別にあると思うでしょう。よほど研究した人ならば、純粋理性と実践理性はつまり同じ一つの人の心であると悟るでありましょうが、そこまで悟れるのは、よほどえらい人でなければ悟れません。フェヒテ（精神物理学の祖）はその所を悟って、彼の有名なる自我活動という説を立てました。その後、ショッペンハウエルが出て、意志と観念との関係をつけました。このようにさまざまの人が別々の考えを述べているという訳で、これらをまとめて一つの系統に持ってくる人がいないのであります。心理学書を見ていただければわかりますが、智の部分は心理学の3/4を占めていて、残りの1/4が情と意

になっている位なものです。それで、ヨーロッパの大家であるヴントもアメリカの大家であるジェームスも、情と意の研究に関しては、誠に貧弱なものであります。今日、智情意を平均的に発達させて、統一し、総合的に系統的な心理学を作ることが出来ないのであります。東洋の思想がこの点に関してどのように向かっているかといいますと、東洋につきましても、総合的な面が発達しています。その方面については、西洋にないような言葉があります。例えば、人の性ということです。西洋風の分析からというとか何かボンヤリしていますが、総合的な言葉です。西洋のように、智情意と三つに分けてしまったら、人の心を三つに切ってしまうような考えがおこる。そこに性という総合的なものがあると都合が良い。又禪は心なりという解釈から見ますと、その禪というものは総合的なものであって、智でもなく、情でもなく、意志でもない、しかしながら同時に智情意を包含したものである。西洋人にいわせると、何かミスティクのような考えが起こるかもしれません。西洋人の思想はツークリアでありますから、明瞭にわかるところだけを認識するのであります。その裏面のところは見捨ててしまっている。これですから、大きな系統というものが出来ない。過去20年間に生理学が発達してきたものですから、これに心理学を合わせて、一時大なる進歩をしました。心理学というものは、生理学中の神経系統の生理であると考えの人が多くなりました。しかし段々やっていくと生理の方面から心理の方面を説明することが出来ず行き詰まっている状態である。ヴントなどは、始めは非常に生理心理をやりまして、何でも皆実験的に精神を説明しようとしたのですが、そこで行きあたり段々哲学者になってしまっています。ジェームスも同じことで十何年前に出した心理学は生理の方面から研究して非常に進んでいたが、今日では懐疑の哲学者となっている。そこで、神経生理の研究がどの位進んでいるかということをお話します。神経の研究というのは、解剖上の研究は非常に進みましたが、生理の研究は一向に進んでいません。解剖の方から申しますと、神経繊維を染める方法が発見され、脳中における神経繊維の工合が詳しくわかってきました。今日では脳髓組織学という本がたくさん出てきて、脳の細胞構造

というものが段々わかってきました。脳の皮質のなかに、ピラミダセルという三角形をした細胞がある。その細胞の上から、ほうように入ってきているのが、知覚神経であって、下の方から細い線が出ています。それが運動神経であるということも分かっている。それ故に、神経作用がどこにあるかということ、脳の皮質のうちにある、そのピラミダセルにある。そのように解剖の方は分ってきたけれども、実際にこれが活動する時はどうか、実験することが出来ない。例えば、ネズミに色々な刺激を与え、ネズミを殺してから解剖して見るということしか出来ない。今日の所、神経が刺激を伝達する、その伝達の仕方については分っていない。多分何か化学作用であるだろうと想像している学者がいます。神経伝達のことをわからないのでありますから、脳中へ入って、細胞相互間の思想が互に連合したり、快樂の時、不愉快の時はどのような状態になっているかなど、神経生理の方ではさっぱりわからないのであります。このように話しておりますと心理学にまったく見込みがないように思われますが、そうではありません。心理学があらゆる方面から要求されているけれど、まだ心理学者が十分に満足を与えていないからであり、それは、今後の心理学者のやり次第である。物の解釈というのは、決して初めから待ちうけた通りに来るものではなく、思いもよらぬ所から、思いもよらぬ解釈が出てくるものである。直接に研究することの出来ないものを、間接に見定める方法がないわけではない。又、西洋の心理学者は西洋の思想ばかりにたよっているのです。ここで東洋の思想と連合させたりすれば、望みもわいてくると思われるのであります。現今の状況では、心理学に困難を感じているのが事実であります。将来については実に有力なる科学でありまして、心理学の基礎が確立することによって、すべての社会科学に基礎を与えることが可能になるからです。

・モンローの寄贈書（第1巻8号p45）

アメリカ、マサチューセッツ州ウェストフィールドの州立師範学校の教授であるモンローより本研究所へ、氏の著作である児童研究綱要と児童の

金銭に対する考えと題する本が送られる。いずれその内容については本雑誌で読者へ紹介する。

・心理実験の天覧（第2巻3号p39）

天皇陛下（明治天皇）は、東京帝国大学卒業証書授与式に御臨幸なされたが、その式の前に、文科大学における実験心理学に関する二種の装置及び実験を御覧になる。第一は視覚上の反応時間の測定装置、第二は最短時における視覚上の知覚の試験装置、元良博士は実験装置の説明をすると共に学生を用いて実験を行ない、実験助手として松本があたった。天皇陛下が我が国の心理学実験を御覧になり、心理学の発達進歩に大いに期待するところである。

・帝国大学におけるラッドの講演（第2巻2号p52）

米国エール大学教授ラッド博士は帝国教育会において、教育学に応用したる心理学と題して、9/11～9/23にわたって10回の講義を行なう。聴講者400名以上に達し盛会となる。ラッドは、将来ますます米国と日本との間に種々の方面において密接なる関係を有し、親密なる交際を保持することを望むとあいさつの辞を述べる。ラッドの講義は英語でなされたが、大変明瞭なため、わかりやすく聴講者に満足を与えた。配布された講義内容（syllabus）の題目のみを記す。第1回－科学としての心理学、第2回－精神の哲学としての心理学、第3回－精神の概念、第4回－精神の実存、第5回－精神の同一、第6回－精神の統一、第7回－身心の関係（1）、第8回－身心の関係（2）、第9回－心理学上の一元論及び二元論、第10回－天然に於ける人間精神の位置

・オスカー・クリスマンの書簡（第3巻9号p49）

児童学の創始者であり、スタンリー・ホルの弟子であるオスカー・クリスマンは本研究所発行の「児童研究」と氏の発刊する「児童学雑誌」の交換を承諾した旨を手紙にて知らせてくれた。手紙の内容は、以下の通り。日本に於て児童研究のための雑誌があることを大変喜んでいる。現在カン

サス州において日本語で書かれた雑誌を読むことは出来ないけれど、将来アメリカ人が日本の言語を学び、理解する時、雑誌「児童研究」がいかに価値あるものになるかと思うと大変うれしくなります。私に何か貴紙のために出来ることがありましたらお知らせ下さい。私が発刊しています児童研究雑誌を刊行ごとに送らせていただきます。

・マクドナルドの親切（第4巻1号p49）

犯罪心理学者の権威者マクドナルドは、氏が著わした書物の一欄表を高島へ送り、随意翻訳を承諾する故、出版して差支なしということを伝えた。米国はすべての規模大にして、学者の心も大きく敬服の至りである。マクドナルドの著作の一部を記す。犯罪学（1894）、異常の人（1895）、犯罪的形式（1895）、教育及び病的社会的研究（1894）、児童の実験的研究（1899）

・ラッドの厚意（第7巻6号p76）

エール大学の心理学部長、ラッド博士は、日本陸海軍人（日露戦争による）遺族救助のため義捐金募集に関し、勧誘演説をした。

・会報-記事（第8巻1号p59）

本会会長の元良は米国巡遊の折、元良の恩師であるスタンリー・ホールと面会した。元良は、高島が招集した児童研究材料をホールへ送られ、ホール大いによろこばれたとのことである。

・会報-記事（第8巻7号p50）

本会会長元良は、ローマで開かれた万国心理学大会に臨み、東洋哲学における自我の観念について講演された。その後、ライプツヒ大学にて、歴史学教授ラムプレヒトより児童の絵葉書の委託を受け、高島あてにその旨を伝えた。本号の研究法に記載されているのがその内容である。会員諸君、学術のためにラムプレヒトを助けることを願う。

C. 海外心理学の情報

- ・エール大学心理学実験室における研究（第1巻10号 p 33）

エール大学に留学していた山口三之助からの報告。エール大学心理学実験室はスクラブチャー博士の監督の下にあり、今年度はクロス・エデュケーションに関する研究に取りくんでいる。結果は従来の説をくつがえすものである。ある技術の熟練発達を望む場合、その各部の教育発達のために、その一部一部について特殊な教育を個別に与えるのが正しいと信じられていたが、エール大学実験室にて行われた結果は、まったく正反対のものであった。すなわち、ある一部を良く教育すると、その教育的影響は徐々に全体に及んでいくということです。

- ・フランスにおける実験心理学の状況（上）（下）（第2巻3号 p 29～31, 4号 p 36～38）

ソルボンヌ大学の生理的心理学実験室長、ビネーの著書を高島が抄訳したもの。リボーによる病理学確立の業績、シャルコーによる催眠術、ヒステリー研究の業績、ビネーによる精神病理に関する業績の歴史の変遷について記している。

- ・シカゴ大学通信（第3巻1号 p 46, 第5巻5号 p 38～39）

シカゴ大学に留学していた畑井新一からの報告。畑井は師である神経生理（脳髄成長の研究）の権威者、ドナルドソン教授に雑誌「児童研究」を紹介した。神経学の研究は児童研究と密接な関係にあるので、畑井は参考として大学での課目や講義内容の紹介をしている。

- ・トロント大学通信（第3巻1号 p 46-47）

カナダトロント大学フレデリック・トレーシー教授より、氏の著書児童心理学が高島により日本語に訳され、出版されたことに対する御礼の手紙。

- ・プリンストン大学心理学実験室に於ける研究（上）（中）（下）（第3巻8号, p 31-33, 9号 p 28-30, 10号 p 22-23）

ポールドウィンによるプリンストン大学心理学実験室の研究を記し摘録したもの。(上) 温覚に関する実験 (中) 反応時間に関する実験 (下) 視的錯覚の実験, 視覚の範囲に関する実験について記してある。

・エーナの教育生活 (上) (下) (第3巻9号 p 36-42, 10号 p 38-44)

ドイツライプチヒに留学している下田次郎からの報告。主に大学の歴史や先生の教授の仕方や風貌について, 大学組織などについても記してある。

・ロンドン通信 (第5巻5号 p 36-38)

ロンドンに留学した下田次郎からの報告。スポーツ教育が盛んに行われていることとスポーツ施設が整っていることについて記している。サレー博士に面会する。サレー笑いの心理について講じる。

・ドイツ通信 (第5巻7号 p 44)

ドイツライプチヒに留学した塚原政治の報告。ドイツには児童研究に関する学会のようなものはないけれど, フォルケルト教授の講義中, 児童心理学の重要性について詳しく述べているのを聞きうれしく思ったこと。ヴント教授の講義では感覚各論について述べていた。

・ドイツ通信 (第7巻3号 p 59-63, 4号 p 60-63)

ドイツに留学していた永井潜からの報告。この時期は日露戦争の時と重なるため, 内容がドイツ人の文化, スラブ民族と大和民族, ドイツ人から見た日露戦争, 特にドイツ人教授の日本人学生に対する態度などが記されている。

D. 海外の心理学者との交流

編集長である高島は, 雑誌「児童研究」を元良の紹介又は海外留学している人々を通して当時世界的に活躍している若手の学者達へ送っていた。このこと

は、実際日本の児童研究を世界の学界へ知らしめることとなる。雑誌「児童研究」第4巻1号の巻首に題すの中に、以下の文章が記されている。

本誌は、本邦に於ける児童研究界を代表し、^{びりょく}微力ながらも世界の学界と交はり、欧米の学者をして我が^{また}国亦児童研究あることを知らしめ、彼等国人の手に成れる、児童研究に関する^{そうしよ}萬国の叢書目次中に、本誌の名を加へしむることを得るに至れり。吾等は固よりかゝる一小事を以て自己の誇りとするものにあらずと雖も、^{いよほど}本誌が世界に認められる、の事実を報道して読者の^{むく}厚意に酬いんと欲するのみ。

さらに雑誌「児童研究」は、毎号巻首に児童研究に関わる国内外の肖像写真を載せている。特に、海外の研究者（心理学者、教育学者、哲学者、生物学者、神経学者、医者等）の肖像写真については、当時どのようなルートで収集したのであろうかと不思議に思われる。なぜならば、彼らの多くは現在出版されている書物の中で、重要人物として名前のみは記されているが、その人物の風貌までも知ることは出来ないからである。

さらに驚くべきことには、海外の学者達から高島へ送られた手紙である。このことは、高島が日本で行われている児童研究を世界へ知らせるとともに、世界で行われている児童研究を日本の人々に知らせるといふ、国際的視野に立って、雑誌「児童研究」の運営をしていたことを示すものである。アメリカ、クラーク大学学長のスタンリー・ホールからの手紙（第1巻6号巻首）、アメリカ、エール大学教授ラッドの手紙（第2巻4号巻首）、アメリカ、エール大学教授スクラブチャーからの手紙（第2巻9号巻首）、カナダ、トロント大学教授トレーシーからの手紙（第3巻2号巻首）、アメリカ、シカゴ大学教授ドナルドソンからの手紙（第3巻5号、巻首）など当時世界的に活躍していた研究者からの手紙を原文、訳文共に読者に提示し、彼らの児童研究に対する意見を読者に知らしめている。このことから、高島が驚くべき実践的教育者であったことが察せられる。なぜならば、それはペスタロッチ主義が目ざす実物教授、そのものであるからである。

本研究では、発達心理学の祖といわれ、元良の師であるスタンリー・ホールからの手紙の原文と訳文（第1巻6号巻首）を以下に紹介する。なお、ホールについては、高島に影響を与えた人物の一人として後述する。

スタンリー・ホールからの手紙

(原文)

January 20, 1899

Mr. Takashima.

Editor, The Child Study,

My dear Sir,

Permit me to congratulate you on the excellent appearance of your journal to my great tantalization I cannot read a word of it except through an interpreter.

Child Study to my mind has grown into far larger dimensions than it at first promised. As I understand it, it now promises to do eventually for the human soul what Darwin, Haeckel, and evolution in general have done for the body. It makes the entrance of developmental study into the field of mind, relegates the old philosophies that merely classified faculties -- such as memory, reason, will and imagination -- to a place very much like that to which Darwinism relegated the old museum or classification method of studying natural history.

The method does not apply merely to children, but to adults. The order of Plato's Dialogues, for instance, can never be determined save by the genetic method; and when it is established they will show the growth of a great mind up to late maturity and the beginning of decline.

The stages of Schelling's philosophy which have seemed so contradictory to the systematizers acquire perfect harmony when expressive of the natural stages of growth. While child study is a new link between the university and the kindergarten and is full of practical applications to education, it is essentially a scientific movement and parallels in a remarkable degree the growth of embryology since the days of von Baer.

Hoping I may have privilege of printing a note from you from time to time in one of my journals, describing the progress of the movement in Japan,

I am

Very sincerely yours,



1899年1月20日

児童研究の発刊者

高 島 君

拝啓陳者^{はいけいちんしゃ}児童研究雑誌御発行^{ごほっこう}の御盛挙慶賀^{ごせいぎょけいが}の至りに存^{いた}じ奉^{ぞん}り候唯小生^{たてまつ そうろうただしやうせい}に取りては通解者^{つうかいしゃ}に由^よるの外一語^{ほか}を読み得^えざるは煩悶^{はんもん}の外^{ほか}これなく候^{そうろう}

小生^{かんがえ}の考^{はるか}にては児童研究は最初の期望^{はるか}よりも遙に広大なる諸方面に向ひて生長いたし候事と存^{ぞん}じ候今日^{そうろうこと}にてはダーウィンヘッケル並び一般^{そうろうごんにち}の進化論^{なら}が身体^みに対してなしたる事を児童研究^{ついで}が遂^{じんしん}に人心^{こころ}に対してなすことを期望^{きぼう}いたされ候様思^{しんりやく}はれ候児童研究が精神界^{せいしんかい}に発達の研究の門を開き単に心力^{しんりよく}を記憶理性意志及び想像^{ごと}といへるが如^{ごと}く彙類^{いゐるい}いたせし舊哲学^{きゅうてい}を一隅^{いちぐう}に駆逐^{くちく}せしこと宛^{あたか}もダーウィニズムが博物学研究^{ぶつがく}に就きて博物館^{いんい}即ち彙類的^{きゆうてい}の舊法^{きゅうぽう}を駆逐^{くちく}せしと同様のこと、存^{ぞん}じ候かゝる研究法は単に小児のみならず成人にも適用^{そいうりようたと}いたされ候例^{れい}へばプラト^{らと}の対話篇^{たいわへん}の順序^{じゆんじゆ}は発生的方法^{はつてきてきほう}に由るの外決して決定^{けつてい}いたされ申^{もう}さず候かく確定^{けつてい}いたし候はゞ対話篇^{たいわへん}は偉大なる精神^{せいしん}の生長^{せいしん}が其の成熟^{せいじゆく}の極^{きよく}に達^{たつ}して凋落^{てうらく}し始^{はじ}むることを表^{あら}はし候組織者^{そいうりよく}等^らには撞着^{どうちやく}の如^{ごと}く見^みえ候シェリング哲学^{しやりんがく}の段階^{たんだい}も生長^{せいしん}の自然^{じぜん}の段階^{たんだい}を表^{あら}はすもの^{もの}といたし候時は完全^{ぜんぜん}なる調和^{てうわ}を得^えることに候児童研究^{そいうりよく}は大学^{だいがく}と幼稚園^{ようちゆうえん}との新らしき鍊鎖^{れんさ}にして且^{かつ}つ教育^{きやういく}に対する實際^{じつじ}の応用^{おうよう}に充^あてると同時に其^{その}の実^じは科学的研究^{がくがく}にしてフォンベール以来^{いらい}胎生学^{たいせいがく}の非常^{ひじょう}の成長^{せいしん}と比較^{ひかく}すべきもの^{もの}に候^候

小生^{こせい}は自己^{こじ}の雑誌上^{じやうし}に日本^{にっぽん}における此^この研究^{けんぎゆ}の進歩^{しんぷ}を記載^{きざい}する所の記事^{きじ}を絶えず掲載^{きやうがい}するの特権^{とくけん}を得^えんことを希望^{きぼう}いたし居^おり候謹言^{きんげん}

ジー・スタンリー・ホール

3. 高島平三郎を中心として、高島平三郎の心理学に影響を与えた人々について

本研究では、雑誌「児童研究」の運営に中心的役割を果たした高島平三郎を軸として、高島平三郎の心理学に影響を与えた人々を取り上げ紹介する。最初

に、雑誌「児童研究」運営の中心人物である高島平三郎を取り上げる。次に、我が国で最初に実験心理学を講じ、1903年（明治35）から日本児童研究会の会長として、雑誌「児童研究」に学術的専門性を方向づけた元良勇次郎を取り上げる。最後に、元良勇次郎の実験心理学の師であり、元良を通して高島の心理学、特に胎児期から老年期にまで及ぶ発達心理学の研究に多大な影響をもたらした発達心理学の祖であるスタンリー・ホールを取り上げる。なお高島についての詳細なる伝記と業績については、1988年大空社から出版された、丸山鶴吉編『高島先生教育報告60年』を参考とした。元良については雑誌「児童研究」第16号6巻、「文学博士元良勇次郎氏逝去」の記事中における経歴を参考とし、ホールについては雑誌「児童研究」第27巻11号、12号に掲載された高島による記事「ホール先生を追悼して」を参考とした。

A. ^{たかしまへいびざろう}高島平三郎（1865—1946:慶応1—昭和21）



（雑誌「児童研究」第2巻3号）

高島平三郎は慶応元年10月1日、江戸本郷駒込の福山藩江戸屋敷（現在の文京区西片）で生まれ、当初母方の姓猪瀬を名のっていたが、明治に入り父母と共に備後の福山へ移住し、生家の高島姓を名のることとなる。8才で福山藩学、誠之館に入学するが翌年、福山西町小学校へ入学する。13才の時、長兄が亡くなり、父賢齋も病弱のため、上級の学校へ進学することを断念する。小学校を卒業後、同校の授業生となり、14才の高島先生が誕生する。高島が教育界に身を委

ねた第一歩である。高島は当時教えながら、頼山陽学派の門田重長から漢文詩文を学び、洋式数学に秀でた江間平一から算術学を学び、東京高等師範学校で英語を修めた利根川浩から英学を学んでいる。小学校で体得した教育経験が認められ、高島は20才で広島県沼隈郡金見小学校の校長となり、23才で東京高

等師範学校教授掛補助となる。翌年学習院長三浦^{ごろう}悟樓の紹介で学習院備教師となり、大正天皇の御教育に関わる。26才で学習院本院助教授となるが、32才で辞職する。学習院で教えた8年間は、高島にとって重要な意味を持っていると思われる。第一に教育界に身を置き、多くの一流の学術研究者に刺激され、彼らとの交流によって研究者としての資質にめざめたのではないかということである。第二に、高島は26才で我が国で児童研究を進めるために発足した最も古い会、日本教育研究会に名を連ねている。この機会に元良勇次郎との最初の出会いがあったと推測される。その後28才にて児童研究組合に参加し、元良と共に当時の若手研究者の中に名を連ねている。高島の研究テーマは児童を科学的に研究する児童心理学へと向かっていったことがわかる。第三に、高島は29才にて師範学校教科書用『内国教育史略』（1893）、師範学校教科書用『心理綱要』の二冊を著している。これらのことを総合すると、高島24才から32才までの学習院で教えた8年間は、高島の研究者としての人生を決定づけた人との出会い、学問との出会いであったといえる。33才長野県師範学校から招かれ備教師となるが、一年で辞職し、上京して小学校教科書の編集に従事するかたわら児童研究者としての基盤を築く。この年34才にて高島は、文科大学を卒業したばかりの松本孝二郎、大学院で児童心理を専攻する塚原政治と共に雑誌「児童研究」を発刊している。以前に参加していた日本教育研究会、児童研究組合は壮大な目的を持って組織されたが、実質的児童研究を多く残さなかった。そのため高島は小スケールでもって着実な実質的研究を行なう方法をとったと思われる。高島の活動は中央の教育機関に属することなく、雑誌「児童研究」の編集長ならびに研究者として、中央の学術界のみならず、日本全国へ児童研究を普及し、さらには海外の学界にまで日本における児童研究を知らしめることになるのである。高島は、当時重きをおかれなかった体育学を児童研究との関連によって広める。38才にて日本体育会常務幹事ならびに日本体育会体操学校校長となる。その後、日本女子大学、哲学館（後の東洋大学）、日蓮宗大学（後の立正大学）などで心理学、児童心理学、教育学、体育学を教えるという学校教育に従事しながら、内務省の感化救済事業講習会、日本児童研究会の講演、郷里広島県出身の学生の寄宿舎、誠之舎の舎長となり学生の監

督指導にあたるなど、数えられないほどの機会を通して民間教育にあたる。高島30才から60才までの著書は以下の通りである。『心理漫筆』（1898）、『日本教育史』（1899）、『応用心理学』（1899）、『教育的心理学』（1900）、『新選教育学講義』（1901）、『教育漫筆』（1903）、『母のため』（1903）、『家庭教育講話』（1903）、『女子教育学』（1905）、『教育叢書応用心理講話』（1908）、『体育原理』（1908）、『児童心理講話』（1909）、『児童を諒える文学』（1910）、『現代の傾向と心的革命』（1910）、『女の心』（1911）、『応用心理講話』（1911）、『教育に応用したる児童研究』（1911）『家庭及び家庭教育』（1912）、『婦人と家庭』（1912）、『心理と人生』（1913）、『心理学上より観たる日蓮上人』（1914）、『修養二十講』（1914）、『児童の精神及び身体』（1914）、『逸話の泉』（1915）、『婦人の生涯』（1915）、『教育的心理学』（1917）、『婦人のために』（1918）、『奇問正答』（1918）、『道話の林』（1919）、『応用心理14講』（1920）、『家庭心理講話』（1920）、『女心と世の中』（1922）、『胎児、嬰兒の教養』（1922）、著書のみで33冊を数える。これに雑誌「児童研究」に載せた論文、講演を加えると、おびただしい研究業績を残していることがわかる。高島62才の時、スイスアンデルステックで開催される少年団国際会議（現在のボーイスカウト）の日本代表として出席するためヨーロッパへ渡航し、この機会を利用して欧米20ヶ国を巡遊する。これが高島の最初の外遊である。63才にて立正女子高等学校（後の東京立正女子高等学校）の校長を嘱託され、女子教育に本領を発揮する。64才、66才の二度にわたり文部省の嘱託を受けてアメリカへ渡航し、社会教育の調査をする。なおこの機会に高島は、アメリカへ移民した日系人がかかえる問題、特に二世についての教育について、日系一世の人々を目のまえにして、質疑応答の形式で講演をしている。講演の内容は、二国間にまたがる日系二世のアイデンティティー形成と確立にかかわる社会心理学的問題について述べられていて大変興味深い。高島は60才から75才までに、『心理学綱要』（1926）、『稼ぎ行く人のために』（1930）、『家庭における子女の教育』（1936）、『家庭、婦人、児童』（1936）、『支那民族性』（1939）など5冊の書物を著している。高島は第13代東洋大学学長の職を最後に、81才の高齢で昭和21年死去した。

なお、本研究における高島の肖像写真は雑誌「児童研究」第2巻3号の巻首

に載せられたものである。この肖像写真について、当時34才の高島は雑録の文中、自像につきてで次のように述べている。

読者の中には余の経歴を問ふ人もあれど余は、かつて学校生活の経験なく、定まれる師といふものもなく、唯人生必然の形式たる生老病死の中、生と病とを経験し、老と死とを餘せるのみ。曾て自像に題する詩あり、日はく、

世^レ上窮通渾附^レ天^ニ。
読書終歳友^ト前賢^ヲ丈夫三十^ニ未^ダ成^レ業^シ。
意気依然^{ナリ}似^タ少年^ニ。

是れ今の余のすべてなり。己^レれ子供らしさに。子供に対する興味は、人におとらじとおもへり。(蜻蛉記)

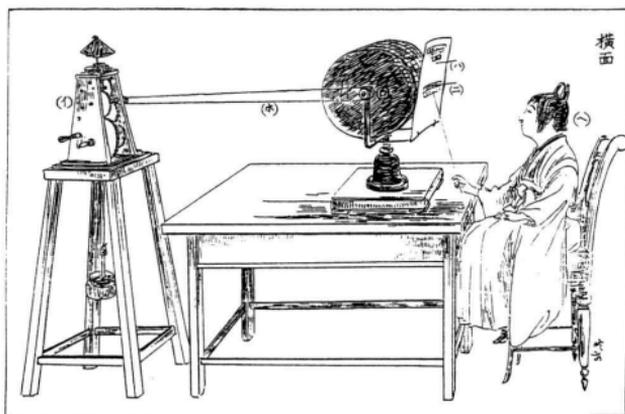
B. 元良勇次郎 (1858—1912：安政5—大正1)



(雑誌「児童研究」第1巻3号)

元良勇次郎は、安政5年11月1日、摂州三田藩士杉田泰の二男として、三田に生まれる。明治3年、13才にして志を立て郷里を出、兵庫に学ぶ。15才にして父を失い一旦郷里に帰るが、アメリカ人伝導師に従い再び兵庫に出、明治8年、18才にて新島襄が興した京都同志社英語学校に入学する。当時、カーペンターの精神生理を読み、精神活動の科学的研究と出会う。後21才にて東京に出、農学社に入り教えながら学ぶという辛苦修養の学僕生活を送る。24才にて東京

英語学校（後の青山学院）の設立に力をかし、その教授を担当する。同年元良家を嗣ぐ。明治16年、26才でアメリカに渡り、ボストン大学で2年間哲学を学び、後ジョン・ホプキンス大学にてスタンリー・ホールに師事し、実験心理学と社会学を学ぶ。明治21年、元良31才にて“Exchange : Considered as the Principle of Social Life”でPh. D. を取得する。帰国して、東京帝国文科大学の講師として精神物理学を講じ、33才で心理学教授に任ぜられ、文学博士の学位を受ける。我が国で最初の心理学者、元良勇次郎が誕生する。元良は我が国において心理学の先駆者となる－松本亦太郎、速水混^{ひみし}、野上俊夫、久保良英^{よしひで}、佐久間鼎^{かなえ}などを育てる。彼らは日本の各大学機関を通して心理学を広めていくことになる。元良は大学で後輩の指導にあたりと同時に、我が国における児童を対象とした心理学研究の必要性を主張し、外山と共に日本教育研究会（明治23）を発足させている。高島もこの会に名を連ねこの時期と前後して、元良と高島の出会いがあったと推測される。児童研究、特に児童心理学を独学で修得しようとしている26才の若き教育者高島にとって、アメリカで実験心理学を学び、児童の科学的研究に着手しようとする33才の東京帝国大学心理学教授元良勇次郎はどのように写ったのであろうか。元良は心理学の実験的研究を教育に応用することにつとめ、注意練習器、読字実験器などを工夫し、児童研究に力をつくしている。以下に描かれているのは、元良によって創作された注意



元良勇次郎創作—注意練習器 雑誌「児童研究」(第3巻3号)

練習器の実験状況である。元良と高島の出会いは、大学の研究室で行なわれる実験的研究と、児童を教育する学校現場で行なわれる実践的研究との合体を必要とする、児童心理学そのものの特色をよく表わしているように思える。その後二人の関係は元良が亡くなるまで継続する。高島を中心に創刊された雑誌「児童研究」が明治35年学会組織を構成し、日本児童研究会が発足される。45才の元良は日本児童研究会（後の日本児童学会）の会長となり、その後55才で亡くなるまで日本児童研究会の運営に従事することとなる。しかし実際には、多くの元良の弟子が日本児童研究会の評議員として参加しているので、元良が亡くなっても、元良の児童研究に対する意志は受けつがれ、雑誌「児童研究」の中で生きつづけていくのである。後、高島は雑誌「児童研究」（第27巻12号 p 477）の「ホール師を追悼して」の記事のなかで元良について以下のように述べている。

私はホール先生の高弟の一人であった元良先生について、一言することを禁じ得ぬ。それは、私は、ホール先生の伝記などを委しく知らなかった間は、元良先生のなさる事や、その性格や、すべて、先生の天分であると思つて居た。併し、ホール先生の事を読みつゝ、ゆく間に、私は、幾度か、ひとり成る程と心の中にうなづくような事が屢々あった。それは、先先の勉強も、先生の弟子に対せらるゝ親切も、特に「セミナー」に於ける元良先生の態度は、全くホール先生そのままであったように、私には思われる。ホール先生もどんな人でも相手にして、盛んに議論し、決して、その間に、老少とか地位とかの如何を問はれなかったさうであるが、我が元良先生も、全くさうであった。又元良先生の質素の生活に甘んぜられ、弟子に非常に親切であった事なども、先生の稟の美質に由るのは、勿論であらうけれども、私は、確かに、ホール先生から受けられた感化が、少なくなかつたらうと推断する。

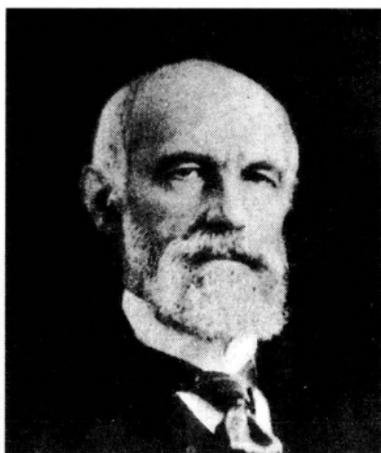
元良はキリスト教徒であったが、日本固有の禅の瞑想や仏教の悟りなどの精神活動を心理学的にも究明しようと試みた。明治37年から38年にかけて欧米

諸国を遍歴した際、ライプツヒ大学にてヴント教授と意見を交換し、東洋哲学に関する論文を完成した。帰国後、実験器械の工夫に従事すると共に自らの心理学大系を完成させようと試みたが、大正元年、カリエスのため55才にて死去した。元良の主なる著作は以下の通りである。

『心理学』（1890）、『心理学10回講義』（1897）、『心理学綱要』（1907）、『心理学概論』（1915）

なお本研究における元良の肖像写真は、雑誌「児童研究」第1巻3号の巻首に載せられたものである。元良30才前半頃のものと思われる。

C. スタンリー・ホール（Stanley Hall, 1844—1924）



（雑誌「児童研究」第27巻11号）

スタンリー・ホールは1844年2月1日、マサチューセッツ州、アッシュフィールド村の中産の農家に生まれた。父も母もメイフラワー号に乗って英国からきたピューリタンの家系であった。ホールの父はホールに農業を継がせたかったが、母の賛成を得てイースト・ハンプトン神学校へ入学する。17才で村の小学校の教師となり、学費を得、ウィリアムズ大学に入り勉強することとなる。大学を卒業後、ニューヨークのユニオン神学校に入るが、ホールの興味は神学より哲学に

あることをその校長が知り、便宜をはかりドイツに留学する機会を与えられる。24才にてドイツに渡り、ベルリン大学に学ぶ。翌年ニューヨークのユニオン神学校より神学士の学位を得る。アンティオク大学の教授になり、イギリス、フランス、ドイツの文学を担当する。32才にてハーバード大学より哲学博士の学位を受ける。その後すぐに、ドイツライプツヒ大学のヴントを訪れ、6年間ヴントに師事し実験心理学を修める。この間、当時新進の研究者と交わり、神学、哲学、倫理、生理、解剖、物理、化学、天文、精神病学などあらゆる

る知識の収集につとめた。1882年、38才にてアメリカへ帰国し、ジョン・ホプキンス大学の講師となる。この時の弟子のなかに、日本から留学していた元良勇次郎がいる。ホールはアメリカ心理学界に多大な貢献をしている。43才にて、American Journal of Psychology を発刊し、44才ではクラーク大学を設立するため欧州にわたり、各国の大学を視察し、帰国後総長となった。45才にて、教育壇を発刊し、50才で、米国宗教心理及び教育雑誌を発刊した。クラーク大学在職35年間にわたって、研究活動と教育活動のすべてを体現したような人であったといわれる。ホールはダーウィンの進化論を人間の精神発達に導入し、精神の発生的進化の研究につくした。これは、反復説という学説で世に広く知られている。ホールの研究の歴史は、実験心理学に始まり、比較心理学（下位動物と人間との比較）研究、そして児童心理学研究へと移っていく。児童心理学のなかでもホールは青年期の心理、特に性の心理について研究している。その内容は、『青年期』（1904）の中に述べられている。晩年ホールは食物の心理、宗教の心理、老人の心理について研究し、書に著わしている。宗教の心理については、雑誌「児童研究」に「児童精神の宗教的内容」と題したホールの論文が5回にわけて詳しく紹介されている。又73才のホールはイエス・キリストの心理学的分析も試みている。それは、『Jesus, the Christ, in the Light of Psychology』（1917）と題した書物である。この書物の題を日本語に訳すと、『心理学の見地から見たイエス・キリスト』となる。この題は大正3年（1914）50才の高島が著わした書『心理学上より観たる日蓮上人』という題と類似している。ホールによって著わされた『Jesus, the Christ, in the Light of Psychology』と高島によって著わされた『心理学上より観たる日蓮上人』の内容、研究方法の比較検討については、興味ある今後の研究課題として取り上げたい。本研究では、ホール、高島が共に、キリストと日蓮という研究対象は違っても、心理学的に宗教上の人物を説明しようと試みた点が同一であることに注目するにとどまる。ホールは1899年、55才の時に雑誌「児童研究」発刊者である34才の高島へ手紙を送っている。その原文、訳文は本研究に載せてあるが、ホールが文面のなかで述べていることをまとめると、1. 児童研究というものは当初考えられていたものより、かなり多面的な分野を含

んで進歩してきた。2. 児童研究はダーウィンが身体方面になしたことを、精神方面に応用することである。それは精神の発達的研究のとびらを開くことになる。3. その発達研究の方法は子供のみにあてはめることなく大人に対しても同じ方法を使うことが出来る。4. 児童研究は大学と幼稚園をつなぐ研究であり、教育に多くの実際的应用をもたらす。という四つの点があげられる。当時この手紙を読んだ高島はどのような思いを抱いたであろうか。特に2つ目の内容については、ホールが説く反復説（個体発生は系統発生を繰り返すという説）を主張するものであり、児童研究が人類の発生と密接に関わるものであることを述べている。ホールの学説は、ほとんどすべての学問と児童研究を結びつけることを可能にした。3つ目の内容については、ホールが人間の発達研究を子供のみにあてはめるのではなく大人においてもあてはめる、すなわち幼児、児童、青年、壮年、老人とそれぞれの時期の発達研究がなされるべきであることを意味している。4つ目の内容について、ホールは非常に簡潔に児童研究についての説明をしている。児童研究は、大学と幼稚園をつなぐ研究であると述べている。その意味するものは、理論と実践とが総合されることによって、新しい進歩がもたらされ、教育への貢献が可能になるのである。高島は後に、ホールが述べた言葉を似せて、大学と幼稚園をつなぐ研究が児童研究に必要であると、雑誌「児童研究」第5巻8号の論説で述べている。高島にとってホールからの手紙はかなり影響力があったと思われる。ホールは雑誌「児童研究」に多くの研究課題を送り、高島がそれらを訳して読者へ紹介している。例えば第7巻1号では、青年研究に関する問題として自然、芸術、文学、科学、など23項目についての記述式検査が載せられている。ホールは元良の他にも、元良の後輩にあたる多くの日本人学生を直接指導している－久保良英、堀梅夫、力丸慈園、横山松三郎などは日本の大学における心理学の基礎を築いた人々である。高島は、自らをホールから直接の指導を受けていなくとも、元良を媒体として間接的に指導を受けた弟子であると述べている。門下スミスによると、ホールの生涯を一言で云い現わすものを求めれば、活動Actionであると述べられている。ホールは1924年、80才にて死去した。なお、ホールの肖像写真は、雑誌「児童研究」27巻11号の巻首に載せられたものである。

以上、高島、元良、ホールそれぞれの経歴ならびに三者の関係をふりかえり、学問的経路をたどると、不思議にも、大変明瞭にドイツライプツヒ大学に心理学実験室を設立したヴントにゆきつくのである。ヴントのもとで6年間実験心理学を学んだホールは、アメリカという土壤に適したダーウィンの進化論の概念を精神発達に取り入れ、反復説を唱え、発達研究の重要性を世界に広めた。ホールのもとで3年間実験心理学を学んだ元良は、日本に帰国後、心理学を教育に応用しようと、日本教育研究会を組織した。会員の一人であり、児童心理学に大なる興味と期待を持つ高島は、元良との出会いによって、学術的研究についての洞察を深める。以後、実験派の元良と実践派の高島の両氏によって、我が国における児童の発達心理学研究が実際に活動しはじめるのである。1879年ヴントがドイツライプツヒ大学に心理実験室を設立し、ヴントの思想がホールへ、ホールの思想が元良へ、そして元良の思想が高島へと受け継がれていったことを思う時、心理学が国を越えて、時代を生きた人々によって、着実に日本へ導入された経緯が明らかになる。

従って、高島はドイツのヴント、アメリカのホール、日本の元良という学問的系譜の中で心理学を探求したといえるのである。

4. 高島平三郎の児童研究に対する姿勢

雑誌「児童研究」は明治31年から昭和18年までの47年間の長い歴史を持つ雑誌である。その第1巻から第10巻までの10年間は、全体の約1/5の内容に相当する。この時期の高島の年齢は34才～44才に相当し、若い研究者としての意味込みが最も強く感じられる内容で構成されている。特に第1巻から第5巻までは、学会組織の機関誌ではないので、編集長高島の雑誌「児童研究」への思い、いいかえると高島が読者へ伝えたいことがそのまま内容に表われている。内容を見てみると、主に学術研究者による研究論文を研究の欄及び研究方法の欄に載せ、雑誌の前半を占めている。残りの後半は、国内外における児童研究ならびに出版物の紹介をする紹介の欄、実践的に児童研究を応用する記事、例えば席順、理科の教え方などは応用の欄、そして最後に、諸々の事記を載せている雑録の欄によって構成されている。この雑録の欄には一般読者向けに設け

られた記事がのっている。例えば、「母親のために」は、乳児から青年までを養育する母親のために、各時期の発達の特徴と注意点が述べられている。「子供ごころ」は、一般読者から寄せられた子供との会話、子供の興味ある表現、子供の考えていること、子供の身近に起きた出来事などが載せられていて、子供の言語や認識、感情などを知る上で貴重な資料である。「教育ポスト」は一般読者が感じている教育事情を載せている。又、一般読者が、雑誌のなかで紹介された研究方法に従って得た結果なども詳しく掲載している。高島自身が視察した学校の様子や旅の紀行文なども短かく載せ、書き手側の様子が非常に詳しく読み手にわかるように書かれている。

第6巻以降、学会組織となってから、少しずつ一般読者から寄せられる記事が姿を消して、学術的傾向に重きが置かれるようになってゆく。特に評議員のなかに医学者である、富士川游が加わり、病氣と児童の関係、小児医学的研究、精神医学的研究が取り入れられ、医学者による論文が多く掲載されるようになる。森田療法で有名な森田正馬もこの時期に会員となり、論文を載せている。高島による論説は第10巻6号(明治40)をもって消えている。雑誌「児童研究」第1巻1号の目次と第10巻7号の目次を比較すると、学術論文の研究雑誌に変貌したことが一目瞭然にわかる。そこで第1巻から第10巻までに見られる特色をいくつか述べる。なぜならば、それらは編集長である高島が読者に最も伝えたかったことであると理解されるからである。第一は、児童観の転換である。従来の児童研究の歴史においては、子供を科学的に研究する下地が作られていなかった。高島はまず、日常生活における子供の様子を表わしている文学的資料を取り上げ、子供は小さな大人ではないことの認識を読者に提示している。日本独特の和歌や俳句、西洋、東洋の詩や諺、またルソーの『エミール』やベスタロッチの『リーन्हルトとゲルトルート』などの文学的資料を用いて、子供は小さな大人ではなく、子供独自の世界を持っていること、子供には大人とは違う感じ方、理解の仕方、話し方などがあり、子供特有にみられるすべての特徴に不思議な発見があることを読者に知らせている。第二は、児童の観察である。高島は観察することの重要性を常に述べると共に読者に自分の子供あるいは自分の生徒を自然観察し記述することを勧めている。プライエル

の児童観察（第1巻7号p24-28）をお手本として雑誌に載せ、観察法がいかなるものなのかを読者に示している。後、一般読者から観察法によって記述された研究を雑誌に多数載せている。第三は、児童の養育に関わる教員、父母などへの児童研究の普及である。応用の欄や雑録の欄にみられる記事は、直接児童に関わる一般の人々を対象に書かれたものであり、非常に身近な問題を取り上げ、平易な文章でわかりやすいように指導している。黒板の書き方、生徒を呼ぶ時の呼称の仕方、席順の決め方、休み時間のすごし方、夏休みにおける家庭でのすごし方、日曜日の使い方、玩具の選び方、与え方など、実践的に役立つ内容であり、教科書にはあまり取り上げられていない身近な問題を詳しく述べている点が注目される。第四は、専門の児童研究であるが故の、多面性である。高島は各学問領域の境を取り払って児童の多面性を読者に示している。現代的に云えば、グローバルな視点、又は多面的アプローチをしているのである。文学的アプローチ、心理的アプローチ、医学的アプローチ、生理的アプローチ、法律的アプローチ、教育的アプローチ、人類学的アプローチ、倫理的アプローチ、宗教的アプローチと、総合的に見れば、児童研究は人類全体の研究へとつながっていくのである。高島がしばしば引用する、ワーズワースの「子供は大人の父である」という言葉をかりれば、児童研究によって人類の研究が可能になると理解される。雑誌「児童研究」が学会組織の機関となる第5巻8号に、高島が載せた論説の一部を下記に記す。

今児童研究会の目的とする所を挙げれば、発達期にある人類の精神及び身体の状態を科学的に研究し、併せて之が応用を図るに在り。是れ即ち児童に関する理論と実際の結なり。換言すれば、大学と幼稚園との連合なり。研究室と家庭との接近なり。学者と俗人！理論家と實際家！是等の対比は如何に従来相容れざるものと考へられしぞ。然れども此くの如きは、決して両者のために喜ぶ可き現象にあらず。学者の務は俗人を導きて、其の常識の誤謬を正し不足を補ふに在り。理論家の務は、實際家を導きて其の事業に秩序あり系統あらしむるに在り、今や是等相容るべくして容れず、相助く可くして助けざりし、両者が児童の研究に於て相提携するに至らば、

たゞに此の研究の上に広大なる裨益^{ひえき}を与ふるのみならず、又実に国家文明の進歩上最も喜ぶ可きことなりとす。(中略)されば吾人は心理学者、医学者、生物学者、人類学者、教育学者を始め苟も人類の発生及び其の発達の研究に縁故を有する学者は奮って此の会の事業を助くるに躊躇する所なかるべし、又実際の教育家は、上は大学の教授より下は幼稚園の保母に至るまで、或いは家庭の教育者父母兄姉等すべての児童の教養にたづさはるものは、何れも此の会の趣旨に参同して、自ら利すると共に、他を益する所あらんことを望むものなり。

ここで述べられている高島の論説は34才の時にホールから送られた手紙の内容を基礎として、高島の児童研究に対する姿勢が表われている。

本研究では、高島平三郎の心理学研究を探るために、高島の学術的研究の根拠地となった雑誌「児童研究」第1巻から第10巻までの内容を検索し、雑誌「児童研究」と心理学の関係、当時の心理学の状況、高島を中心として高島の心理学に影響を与えた人々の紹介、最後に高島の児童研究に対する姿勢などを分析、考察したものであり、今後の研究課題である“高島平三郎による人間の科学的説明”への橋渡しをする役割を果たすものである。

引用文献

- ・安藤公平・妻倉昌太郎・大村政男・山岡淳 1991 こころの科学 駿河台出版社
- ・Boring, E. G. 1950 A history of experimental psychology. 2nd ed. Appleton-Century-Crofts.
- ・島袋勉 1990 近代(教育の制度), 柴田義松・上沼八郎(編) 教育史 第6章 学文社
- ・尾形裕康 1971 新版日本教育史 第3編 早稲田大学出版部
- ・高島平三郎 1898 我が国における児童研究の発達, 児童研究, 1-2, p 5-15
- ・高島平三郎 1899 精神進化論, 児童研究, 2-9, p 4-12
- ・高島平三郎 1903 我が国における心理学の発達, 児童研究, 6-4, p 6-18
- ・高島平三郎 1920 家庭心理講和 洛陽堂
- ・梅根悟 1976 世界教育史大系, 日本教育史 I, 世界教育史研究会

・若林虎三郎・白井毅 1883 改正教授術 普及社

参考図書

・丸山鶴吉編 1988 伝記叢書32高島先生教育報60年 大空社

・日本児童学会編 1979 児童研究第1巻 - 第10巻 (復刻版) 第一書房

研究報告

著書・訳書

- 井口美登利 『キーボーディングの基礎と完成』 研究社 1995年2月
- 紙谷 威 廣 『まちのアルバム 西桂町誌写真集』（共編著）西桂町誌編さん委員会 1995年3月
- 紙谷 威 廣 『三ツ峠の信仰と民俗』（共編著）西桂町誌編さん委員会 1996年5月（予定）
- 鈴木 順子 トム・ダーデイス著『ときにはハリウッドの陽を浴びて——作家たちのハリウッドでの日々』（共訳）研究社出版 1996年1月10日
- 堀 教通 *St. Nichiren's Nyonin Goshō: Letters Addressed to Female Followers* 『和英対訳女人御書』（編集・校注）日蓮宗海外布教後援会 1995年8月15日
- 堀 教通 『池田順教上人を偲ぶ：付 日蓮宗北米開教略史』 *Remembrance of the Late Rev. Junkyo Ikeda and a Short History of the Nichiren Order of North America*（編集・翻訳）玉川寺 1995年11月20日
- 山田田津子 『隠喩の消滅』（永坂田津子名義）審美社 1995年12月20日

論文・評釈

- 杉江 つま 「短大生の健康意識と運動習慣、食生活の実態に関する研究(2)」立正大学短期大学紀要第31号 1993年3月
- 杉江 つま 「自由あそびにおける幼児の運動欲求について」（共同研究）国際幼児教育研究第3号 1996年3月（予定）
- 西脇 哲夫 『『扶桑略記』精講 (25)——醍醐天皇 (一)』『並木の里』第四十号 1994年6月

学会発表

- 飯田 宮子 「高島平三郎の心理学研究 (1)——雑誌『児童研究』と心理学の関係」日本教育心理学会第32回総会 1995年9月28日
- 飯田 宮子 「高島平三郎の心理学研究 (2)——高島心理学の系譜」日本心理学会第59回大会 1995年10月13日

★ここ数年に渡って日本社会を騒がせたオウム真理教事件も、審理の場引き出され、

全容が解明されつつある。その犯罪に荷担した有力幹部の多くが高い知識水準を持つ高学歴者であったことから、大学教育のありかたを問い直す声もよく聞かれた。しかし、私は彼らの受けた教育が間違っていたとは思わない。むしろ問題は彼らの無知にあるのだ。

オウムの犯罪を知ったときの私の第一印象は、「この人々は小説を読まないのだな」というものだった。なぜなら、このようなカリスマ的人物に率いられた狂信者集団が、「国家」建設、はては聖戦へと暴走するありさまは、小説、特に日本の現代小説では、あまりにも見慣れた光景だったからだ。また、教祖はじめ信徒の思想がマンガやアニメに啓発されているという話も聞いたが、ハルマゲドンなどという概念は、マンガの世界でさえすでに陳腐化したアイデアで

あることを思うと、この人々はマンガすらちゃんと読んでいないのではないかと思つた。つまり彼らの「教育」にはどこか欠落部分があつたわけだ。

オウムの有力幹部は——「役に立つ」という面でも——たまたま理系学部出身者が多かったので、そういった面に疎いのかも知れないが、我が身を振り返ってみれば、我々の住む学問の世界もまた、独自の価値基準と組織を持ち、部外者には意味不明の専門用語によって一般社会から隔絶した閉鎖社会という意味で、どこかオウムに似てはいないだろうか。「真理」を学んだはずのオウム信徒が非合理に救いを求めたこと、理科系研究者が小説を読まないことを笑うことはできない。逆のことが文系研究者にもいえるからだ。確かに高度情報社会は程度の差はあれ、あらゆる人に専門化をうながす。学問が高度化し、複雑になればなるほど、学者は孤立せざるをえないのだ。そのような時代だからこそ、求められるのは「学際 (interdisciplinary) 研究」である。子供の頃、ヴァン・ヴォクトのSF小説

「宇宙船ビークル号」に出てくる「情報統合学者」なるものにあこがれていた。彼は日頃、無益な学問として他の学者たちからばかにされているのだが、いざ未知の危機に直面すると、手も足も出ない同僚を尻目に、多分野に渡る知識を動員して問題解決に当たるのだ。

私事をいえば、私は職業は英文学者だが、趣味としては科学愛好家である。しかし私が専門とする英米の現代小説では、先端の科学用語や概念を文学に取り入れる作家が目立ってきた。一方で理論物理学や生物学などの先端科学は哲学的・文学的問題に直面している。今朝の新聞には、いくつかの大学で学際の実験が始まっていることが報じられていた。学問研究と大学教育が、よじり開かれた、総合的な、健全なものになることを祈りつつ、あとがきに代えさせて頂きたい。

最後になったが、今回原稿をお寄せくださった各先生方、ならびに長年に渡って紀要編集委員長を務められたY委員に深く謝意を表したい。(S)

★井村裕夫・京都大学学長は、卒業式（三月二十六日）の式辞で、オウム真理教事件関係者を輩出してしまった事態に、厳しい反省と警鐘を打ち鳴らしていた。「大学院で物理学を学んだ人がなぜ空中浮遊を信じたのか。彼らは科学の成果を学び、技術を持つていたが、自然や社会現象の本質について論理的、分析的に考える。科学の精神を学んでいなかったのではないか」。

だが、反省を迫られるのは若者の側ではなく、むしろ、教育の現場そのものではないか。偏差値偏重、マークシートの漬け物にされた若者に、ものの「本質について」思考する暇などあるわけがない。大学教育もまた、追い付け、追い越せ社会のニーズとやらを盾に、効率的な技術の成果のみを詰め込んできたのではなかったか。

本号巻頭に取めた「今こそ、建学の精神を」は、女子教育に心血を注ごうとする、藤井教正・本学学長の、「使命仏教」の吐露である。日蓮思想の核心、「立正安国」は、ヘーゲルを媒介に読み替えられ、女子教育の礎石へと新たな息吹が吹き込まれ

ている。国とは地球を取り巻く「環境世界」の謂であり、今、求められているのは、邪を主体的に否定し、正しきを立てることによって、人類に平和をもたらそうとする営為にはかならないと。このマニフェストには、弁証法的否定精神とも言える日蓮思想を根幹に、ただ邪に追従するだけの女性ではなく、主体的に生き得る現代女性を育てようとする教育への熱き決意が表明されている。

芦田論文「フレイム問題と世界」は、コンピュータ・テクノロジイの成果ではなく、本質を、否定の未来性、言い換えるなら、否定の事後性といった時間性そのものから究明し、ハイデガールの「死への先駆」を対置することによって、潜在的に不死を願う人工知能に、逆に死を刻印している。この刺激的論文が提示する、アナログ世界の飽くことなきデジタル化（形式化）にまつわる諸問題は、言語世界をも覆わずにはいない。奥坊論文は、未だ手垢のついていない、動詞「create」の諸構文の整合性を、

チヨムスキーの枠組みのひとつ、「障壁」

概念を援用して検証している。しかし、巧みに案出された小道具、「障壁」こそが、アプリオリに前提されているデカルト的普遍文法を隠蔽し、かつ、生成変形の整合性を可能ならしめている張本人でもある。この優れて若き言語学者に、いずれそこへと分け入る論稿を筆者は期待したい。

本号は他に、日本語の「やはり」文脈に「既存想定」の強化を検証する小泉論文、音声学の領域から「日・英語の文字と音声」を比較研究し、入門期の英語教育に貴重な提言をはたしている中岡論文、詳細な判例研究から「雇用における男女平等の道程」のなお困難と険しさを知らしめる福岡論文、日本の近代に児童を発見した、草分け的心理学者、高島平三郎研究（連載予定）へと至る、今回は橋がかりとも言える飯田論文を取っている。

なお、富士講の角行伝記（異本）の資料紹介は、近代日本が次第に醸成していったお化け、正の衣裳を纏う邪の種撒きが秘匿されている。鋭い論陣を次号に待つことにする。

(Y)

論文執筆者紹介

藤井 教 正	………	本 学	学 長
紙谷 威 廣	………	本 学	教 授
芦田 宏 直	………	本 学	非常勤講師
福岡 英 明	………	本 学	非常勤講師
小泉 ゆう子	………	本 学	非常勤講師
奥坊 光 子	………	本 学	助教授
中岡 典 子	………	本 学	助教授
飯田 宮 子	………	本 学	助教授

紀要編集委員

山田 田津子 & 鈴木 順子

東京立正女子短期大学紀要 第23号

平成8年5月20日 印刷

平成8年6月1日 発行

編 集 東京立正女子短期大学紀要編集委員会
印刷所 株式会社 三 協 社
〒164 東京都中野区中央4-8-9
TEL 03 (3383) 7281 (代)

発行所 東京立正女子短期大学
〒166 東京都杉並区堀ノ内2-41-15
TEL 03 (3313) 5101~3

**THE JOURNAL
OF
TOKYO RISSHO JUNIOR COLLEGE
FOR WOMEN**

No.23

June 1996

CONTENTS

- Education on the Spirit of St. Nichiren, for Now.....FUJII, Kyosho 1
- On a Biographical Story of "Kakugyo",
the Founder of the Mountain Worship Groups to the Mt. Fuji
.....KAMIYA, Takehiro 5
- Frame Problem and the World
—Artificial Intelligence, Philosophy and Heidegger
.....ASHIDA, Hironao 41
- Égalité de traitement entre les hommes et les femmes au Japon
.....FUKUOKA, Hideaki 85
- Japanese Sentential Adverbial YAHARI:
A Relevance-Theoretic Approach No.1.....KOIZUMI, Yuko 104
- The Syntax of 'Cram'OKUBOH, Mitsuko 118
- A Comparative Study on the Sound-Letter Relationship
between English and Japanese.....NAKAOKA, Noriko 150
- A Study of Takashima's Psychology (1)
—Aspects of Early Japanese Psychology
through Journals of the Jido Kenkyu.....IIDA, Miyako 188
-

**Published by
Tokyo Risho Junior College For Women**

TOKYO JAPAN

ISSN 0386-7161